

すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できる社会へ

## 第5期はだの男女共同参画プラン



令和8(2026)年度～令和12(2030)年度

▼ 秦野市

表紙の絵は、遊佐美帆子さんの作品です。

(厚木人権擁護委員協議会及び横浜地方法務局厚木支局が主催した第18回中学生人権ポスターへの応募作品です。)

## はじめに



本市では、平成5年（1993年）から30年以上にわたり、市民団体と協働し、男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を実施してきました。

このような活動に加え、社会情勢の変化や法整備の進展により、市民のジェンダー意識にも変化が見られ、男女共同参画社会の実現に向けた歩みは着実に前進しています。

その一方で、家庭生活や職業生活など多くの分野において、依然として固定的な性別役割分担意識が残っており、様々な事情により日常生活や社会生活を円滑に営もうえで困難な問題を抱える方々がいます。

こうした課題の解決や支援に向けた取組を一層推進するため、「すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できる社会」の実現を基本目標とする「第5期はだの男女共同参画プラン」を策定しました。

市民や事業者の皆様と連携しながら、「誰もが輝く」社会の実現に向けて取り組んでまいりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本プランの策定に当たり、御尽力いただいた秦野市男女共同参画計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見をお寄せいただいた市民の皆様にご心よりお礼を申し上げます。

令和8年（2026年）3月

秦野市長 高橋昌和



# 目次

## 第1章 プランの策定にあたって

1	プラン策定の経緯と男女共同参画を取り巻く状況	1
2	プラン策定の背景	4
(1)	国の動向	4
ア	男女共同参画社会基本法の制定	4
イ	第6次男女共同参画基本計画の策定	5
ウ	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の制定	9
エ	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定	11
オ	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定	12
カ	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定	13
キ	育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の制定	15
ク	その他	16
(ア)	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定	16
(イ)	「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	17
(ウ)	「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」	17
(2)	神奈川県動向	18
ア	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の策定	18
イ	かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定	19

## 第2章 本市の現状と課題

1	社会の変化	23
(1)	本市の総人口と年齢区分別構成比の推移	23
(2)	外国人住民人口の推移	24
2	男女共同参画をめぐる状況	24
(1)	市の審議会等	24
(2)	市議会議員	25
(3)	自治会長	25
(4)	市職員	25
(5)	教員（市立幼稚園、市立小学校、市立中学校）	27
(6)	就業	27
(7)	固定的性別役割分担意識に関する調査	29
(8)	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度	30
(9)	男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査	31
(10)	「女性のための悩み相談」の相談件数	32
(11)	保育所・認定こども園入所状況	32
(12)	放課後児童ホーム入室状況	33

3	第4期プランにおける推進状況等の評価及び第5期プラン に向けた課題の分析と反映	34
(1)	男女共同参画推進施策事業における内部評価	34
(2)	主な成果と課題	34

### 第3章 プランの基本的な考え方

1	策定の趣旨	37
2	プランの性格・位置付け	37
3	計画期間	38
4	改定のポイント	38
5	基本目標	40
6	基本理念	40
7	基本方針及び施策の方向	41
8	年次報告書の公表と進行管理	42
9	指標の設定	43
	体系図	45

### 第4章 プランの事業内容

<b>基本方針1</b>	<b>あらゆる分野における男女共同参画の推進</b>	46
(1)	政策・方針決定過程における女性の参画	47
(2)	職業生活における女性活躍の促進	48
(3)	男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備	51
<b>基本方針2</b>	<b>仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進</b>	55
(1)	ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と 仕事と生活を両立するための環境づくり	55
<b>基本方針3</b>	<b>男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な くらしの実現</b>	58
(1)	あらゆる暴力の根絶と被害者支援	58
(2)	様々な困難を抱える女性等への支援	62
(3)	生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援	66
(4)	防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進	67
<b>基本方針4</b>	<b>男女共同参画社会の実現に向けた意識改革</b>	69
(1)	男女共同参画教育の充実	69
(2)	男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進	71
<b>基本方針5</b>	<b>推進体制の整備・強化</b>	74
(1)	市民団体との協働による啓発と意識調査	75
(2)	年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理	76
(3)	市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」 に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進	76

### 第5章 市民及び事業者の役割と行動指針

1	市民の役割と行動指針	78
2	事業者の役割と行動指針	79

<b>附属資料</b> . . . . .	82
1 「第4期はだの男女共同参画プラン」年次報告書（令和6年度実績） の概要 . . . . .	84
2 男女共同参画社会へのあゆみ . . . . .	98
3 関係法令等 . . . . .	102
(1) 日本国憲法（抜粋）. . . . .	104
(2) 男女共同参画社会基本法 . . . . .	106
(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章 . . . . .	112
(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 . . . . .	116
(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律 . . . . .	128
(6) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律 . . . . .	138
(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 . . . . .	140
(8) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約 . . . . .	146
(9) 第4回世界女性会議 北京宣言 . . . . .	154
(10) 神奈川県男女共同参画推進条例 . . . . .	158
4 秦野市男女共同参画計画策定委員会規則 . . . . .	160
5 秦野市男女共同参画計画策定委員会委員名簿 . . . . .	162
6 秦野市男女共同参画推進会議設置要綱 . . . . .	164
7 用語解説（索引） . . . . .	166

### コラム一覧

コラム1 性別役割分担意識 . . . . .	3
コラム2 アンコンシャス・バイアス . . . . .	3
コラム3 ジェンダー・ギャップ指数 . . . . .	21
コラム4 SDGsとジェンダー平等 . . . . .	39
コラム5 ワーク・ライフ・バランスで「仕事も 家庭も 自分も」. . . . .	57
コラム6 ドメスティック・バイオレンス（DV） . . . . .	61
コラム7 外国籍の市民 . . . . .	64
コラム8 誰もが「多様な性」の一員 . . . . .	65
コラム9 はだの市民が創る男女共同参画推進会議 . . . . .	73

## 図表一覧

図表番号	タイトル	頁
図表 1	男女共同参画社会の形成についての基本理念	4
図表 2	男女共同参画基本計画の目指すべき社会	5
図表 3	基本的な視点及び取り組むべき事項（要約）	6
図表 4	第6次男女共同参画基本計画に示された認識（抜粋・要約）	7
図表 5	我が国における取組の進展が未だ十分でない要因	8
図表 6	配偶者暴力防止法（抜粋）	10
図表 7	女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則	11
図表 8	政治分野における男女共同参画の推進に関する基本原則	12
図表 9	政治分野における男女共同参画の推進に関する国及び地方公共団体の責務	13
図表 10	困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本理念	14
図表 11	困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずる国及び地方公共団体の責務等	14
図表 12	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本目標	18
図表 13	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本理念	18
図表 14	かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の重点目標	19
図表 15	かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の基本理念	19
図表 16	かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の重点目標	20
図表 17	本市の総人口の推移	23
図表 18	本市の年齢3区分別構成比の推移	23
図表 19	外国人住民の人口（住民基本台帳）	24
図表 20	市審議会等における女性委員の割合	24
図表 21	市議会議員の女性比率	25
図表 22	自治会長の女性比率	25
図表 23	職員（常勤職員）に占める女性職員の割合	26
図表 24	課長代理級以上の職員に対する女性管理職の割合	26
図表 25	男性職員の育児休業の取得割合	27
図表 26	正規教員（市立幼稚園、小学校、中学校）の男女別比率	27
図表 27	正規教員の男女別比率【図表 26 の内訳】	27
図表 28	年齢階級別労働力率（全国・秦野市）	28
図表 29	年齢階級別正規雇用率（神奈川県）	28
図表 30	年齢階級別給与月額（神奈川県）	29
図表 31	固定的性別役割分担意識に関する調査	30
図表 32	ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度に関する調査	30
図表 33	男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査	31
図表 34	女性のための悩み相談の相談件数	32
図表 35	保育所等入所状況	32
図表 36	児童ホーム入室状況と教室数	33
図表 37	第4期プランに位置付けた個別事業における内部評価	34
図表 38	第5期はだの男女共同参画プランの性格・位置付け	38
図表 39	指標	43
図表 40	体系図	45
図表 41	市民の具体的な行動の指針	78
図表 42	事業者の具体的な行動の指針	79

# 第1章 プランの策定にあたって

## 1 プラン策定の経緯と男女共同参画を取り巻く状況

秦野市では、平成4年(1992年)5月3日に、男女の役割を固定する考えを改め、一人ひとりが自立し、自らの意思と責任において社会のあらゆる分野に参加できる男女共同参加社会を実現するための21世紀に向けての行動計画として、「はだの女性プラン<sup>1</sup>」を策定しました。本市では、その翌年から現在まで、30余年にわたり市民団体<sup>2</sup>と協働で啓発活動を実施するなど、市民・事業者・行政が一体となった本市独自の推進体制のもと、先駆的な取組をしてきました。

平成11年(1999年)6月に男女共同参画基本法が公布・施行され、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される「男女共同参画社会」の形成について、基本理念、国、地方公共団体及び国民の責務等が定められました。これを受け、本市では、平成13年(2001年)4月に、同法に基づく計画に位置付けた「はだの男女共同参画プラン」を策定し、翌月から女性が抱える様々な困難な問題に寄り添う「女性のための悩み相談室」を開設するなど、その後の改定を経ながら、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発、基盤整備を進めてきました。

また、配偶者暴力防止法、女性活躍推進法、育児・介護休業法の施行等により、各種制度の整備や施策を実施しました。

このような中、女性の就業者数が増加し、男性の育児休業取得率の上昇、テレワーク・時差出勤など、働き方の選択肢が増え、また、ハラスメントを許さない意識が高まるなど、男女共同参画社会の実現に向けた道筋を照らし、私たちが勇気づけるような重要な前進<sup>3</sup>がありました。本市における令和7年度(2025年度)意識調査でも、「男性は仕事、女性は家事・育児を優先すべき」という考えに否定的である人が、回答者の68.5パーセントと、令和元年度

<sup>1</sup> はだの女性プランには、現在の男女共同参画社会を目指す枠組みの多くが用いられている。

(例)「政策・方針決定過程への女性の参加」「働く女性を支援するための環境条件の整備」「地域における福祉サービスの充実」「子育て環境の整備」「女性の健康と母性の尊重」「家庭での一人ひとりの自立と生活の充実」「学校教育における男女の自立と平等教育」

また、同プランは、「もっばら女性の役割とされてきた家庭責任を男性も分担し、調和のとれた社会を形成するため、積極的に従来からの意識を変革していくための啓発が必要」と言及している。

<sup>2</sup> 平成5年(1993年)に設立された「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」(令和6年(2024年)に「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」に改称)。73頁「コラム9」。

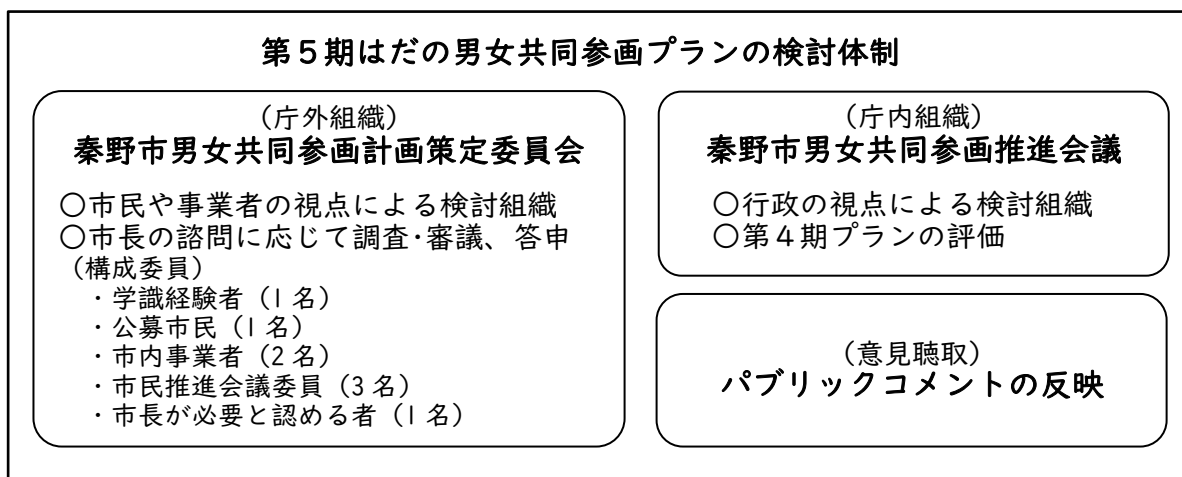
<sup>3</sup> 国立社会保障・人口問題研究所「第16回出生動向基本調査(独身者調査)」(令和5年(2023年)8月)によると、近年は、未婚女性の理想も、未婚男性の将来のパートナーに対する期待も、「結婚し、子どもを持つが、仕事も続ける」が、「結婚あるいは出産の機会にいったん退職し、子育て後に再び仕事を持つ」を上回るようになるなど、若い世代の意識が変化している。

(2019年度)に比べて15.4ポイント増加しており、本市と市民団体が協働で啓発している固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、変化がみられます。

一方で、女性の正規雇用率は、依然として、男性と比べて低く、このことが、男女間の賃金格差の要因となっています(28頁)。さらに、この賃金格差は、家庭内等における女性の立場を弱くし、本来あってはならないことですが、女性が暴力・ハラスメントの被害者とされる一因となっています。

このような状況において、男女共同参画、ジェンダー平等<sup>1</sup>の実現への道筋としては、①一人ひとりの個人の尊厳を大切にす人権意識が深まることにより、性別ではなく、個性と能力に基づく各分野への参画が進む、②全ての人にとって働きやすい環境が整えられることにより、男性の育児・家事への参画、女性の職業分野への参画が進んで、男女間の経済力格差が解消される、③①と②による女性の社会的・経済的地位の向上が、女性に対する暴力・ハラスメントの解消につながる、④全ての人々が個性と能力を十分に発揮して自分らしく生きることができるとい流れを描くことができます。

第5期はだの男女共同参画プランは、男女共同参画社会、ジェンダー平等社会の形成が、本市の基本施策である「人権を尊重し多様性を認め合う社会の実現」のために不可欠であるとの認識に立っています。市、市民、事業者等が、目指す社会像を共有し、固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの促進に向け、それぞれの立場で行動することで、目指す社会の実現を図ります。



<sup>1</sup> 社会的・文化的に作られた性別に対する考え方を「ジェンダー」という。ジェンダー間の格差(教育、収入、社会的地位など)は、本来の個人の能力とは関係なく、これが男らしい、これが女らしいといった固定的な性別役割の結果であり、このような社会的・文化的に作られたジェンダーによる不均衡、ジェンダー・ギャップ、差別や偏見が解消された状態を「ジェンダー平等」という。

なお、国では、男女共同参画社会基本法をBasic Act for Gender Equal Societyと、また、男女共同参画基本計画をBasic Plan for Gender Equalityと英訳している。

## ●コラム1 性別役割分担意識

「家事や育児は女性がするもの」「外で働いて家計を支えるのは男性の役割」

このように、個人の能力や個性に関係なく、性別を理由として役割を固定的に分ける考え方は、かつては当たり前とされてきました。しかし、社会が変化するなかで、働きながら家事や子育てを担う女性、働きながら家庭で活躍する男性がますます増えています。それでも、社会に根強く残る性別による意識が、知らず知らずのうちに行動や役割分担に影響していることがあります。

「看護師や保育士は女性、エンジニアや建築士は男性の仕事」などの社会・職場におけるものや「男の子は理系が得意で、女の子は文系が得意」といった教育に関するもの、「男の子はスポーツ、女の子はピアノを習う」といった日常の中にみられるものもあります。

性別にとらわれない役割分担は、家族の暮らしやすさにもつながります。たとえば、家事や育児を夫婦で一緒に担えばお互いの負担が減り、子どもも多様な大人の姿を見て育つことができます。また、男性が家庭での時間を大切にできれば、仕事と生活のバランスもとりやすくなります。

「性別役割分担意識をなくす」というと大げさに聞こえるかもしれませんが、第一歩は小さな気づきです。家事の分担を見直してみる、職場での言葉づかいに気をつけてみるなど、できることは身近にたくさんあります。

男女がともに自分らしく暮らし、活躍できる社会をつくるため、私たち一人ひとりが意識を変えていくことが大切です。（用語解説「固定的な性別役割分担意識」166頁）

## ●コラム2 アンコンシャス・バイアス

「アンコンシャス・バイアス」は「無意識の思い込み」のことで、誰にでもありうるものです。自分では気づかないうちに、過去の経験や習慣から、性別や年齢、見た目などで人を判断してしまう先入観のことです。

たとえば、「力仕事だから女性には任せられない」、「男性は細かい作業が苦手だ」という思い込みです。家庭では「子育ては母親がするもの」と思い込む、地域の活動では「高齢の方はパソコンに詳しくないだろう」と予断を持つ、日常の場面で「血液型で性格を推測する」といったことも、アンコンシャス・バイアスの一例です。

大切なのは、「自分にもそんな先入観があるかもしれない」と気づくことです。気づくことで、無意識の思い込みを少しずつ変えることができます。例えば、何か活動をするときに性別や年齢に関係なく役割を振り分けたり、会議で立場によらず誰でも意見を出しやすい雰囲気を作ったり、家庭で家事や育児を話し合っただけで分担したりすることも、その一歩です。

アンコンシャス・バイアスは誰にでもあります。でも、意識して行動を変えることで、職場や家庭、地域での公平性や多様性を育むことができます。（用語解説166頁）

## 2 プラン策定の背景

### (1) 国の動向

#### ア 男女共同参画社会基本法の制定

平成11年（1999年）6月23日、男女共同参画社会の実現を「21世紀の我が国社会を決定する最重要課題」と位置付ける、男女共同参画社会基本法が公布・施行されました。

男女共同参画社会基本法は、前文で、「日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている」とし、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である」としています。

その上で、同法は、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、国及び地方公共団体は、図表1に掲げる基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を策定・実施する責務を有する（第8条、第9条）としています。

#### ◆図表1 男女共同参画社会の形成についての基本理念

＜男女共同参画社会の形成についての基本理念（男女共同参画社会基本法）＞  
（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること<sup>1</sup>その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

<sup>1</sup> 男女があらゆる分野における活動に参画するに当たっては、社会的・文化的に形成された性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることを規定している。（内閣府男女共同参画局ホームページ「男女共同参画社会基本法逐条解説」）

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## イ 第6次男女共同参画基本計画の策定

男女共同参画社会基本法に基づき、施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策の基本的方向及び具体的な取組を定めた「第6次男女共同参画基本計画」が、令和8年(2026年)3月13日に閣議決定されました。この計画では、経済社会環境や国際情勢の変化、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間の合意・コミットメント<sup>1</sup>の着実な履行・実施の観点も踏まえ、「目指すべき社会」(図表2)を提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図るとしています。

### ◆図表2 男女共同参画基本計画の目指すべき社会

<男女共同参画基本計画の目指すべき社会>

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、国際社会と協調する社会

<sup>1</sup> 持続可能な開発のための2030アジェンダ、未来のための約束、女子差別撤廃条約、北京宣言・行動綱領、国連女性の地位委員会における政治宣言・合意結論、G7、G20、APECなどにおける首脳宣言・閣僚宣言等。

また、「基本的な視点及び取り組むべき事項」（図表3）を定めています。

◆図表3 基本的な視点及び取り組むべき事項（要約）

<基本的な視点及び取り組むべき事項>

- ① 全ての人にとって働きやすい環境づくりと女性の所得向上・経済的自立に向けた取組の一層の推進。両立支援（育児、介護、健康、学び等）、多様で柔軟な働き方の推進、長時間労働の是正、DXによる働き方改革・生産性向上の促進。
- ② 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性参画を加速するため、指導的地位に占める女性「30%程度」を早期に達成し、誰もが性別を意識せずに活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会に向け、国際的水準も意識し、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化する必要。
- ③ 各地域の実情を踏まえた男女共同参画の取組を促進し、更に女性にも選ばれる地域づくりを後押しするため、都市部・地方における課題を踏まえた、雇用の場の創出、起業支援、非正規雇用の処遇改善と正規転換、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消・慣行の見直し、教育分野の取組、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携や取組の横展開等の各地域における男女共同参画の推進。
- ④ 「テクノロジー関係施策のジェンダー主流化」と「男女共同参画施策を進める上でのテクノロジー利活用促進」を車の両輪として、ジェンダー・イノベーションを推進。テクノロジーの進展が男女共同参画に与える負の側面に留意した安全・安心な利用環境の整備に取り組む必要。
- ⑤ 多様な暴力が男女共同参画社会の実現を妨げていることを踏まえ、ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実。
- ⑥ 社会的・経済的な男女間の格差が生活上の困難を固定化・複合化していることを背景に、多様かつ複合的な困難を抱える女性に対して困難な状況が固定化・連鎖しないようきめ細かな支援。
- ⑦ 大規模災害での男女共同参画の視点の必要性が再認識されたことも踏まえ、男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底が必要。
- ⑧ 税制や社会保障制度をはじめとする社会制度や慣行が、実質的に男女にどのような影響を与えるのか常に検討され、経済社会情勢を踏まえて不断に見直されることが男女共同参画社会の形成のために重要であり、持続可能な活力ある社会を次世代に引き継ぐためには、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を確保するとともに、制度・慣行が男女の社会活動の選択にできる限り中立なものとする必要。

また、同計画では、図表4に掲げる認識を示しています。

◆図表4 第6次男女共同参画基本計画に示された認識（抜粋・要約）

## ＜第6次男女共同参画基本計画における認識＞

- ① 男女共同参画は、我が国の重要かつ確固たる方針であり、国際社会で共有されている規範。その形成は個人としての尊厳が重んじられることを旨として、行わなければいけない。また、全ての人が個性と能力を十分に発揮し、生きがいを感じられる、多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会を実現するとともに、経済社会にイノベーションをもたらす持続的な発展を確保する上でも極めて重要な意義をもつ。女性の所得向上・経済的自立は、男女の置かれた状況の違い等を背景に生じている様々な困難を解消していく上でも重要な鍵となる。
- ② 女性就業率におけるM字カーブがほぼ解消し、男性の育児休業取得率が向上するなど、大きな進捗もあった。一方、出産を契機に女性が非正規雇用化するL字カーブ問題が続いており、政策方針決定過程への女性参画拡大などの進展に遅れが見られ、また、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）も残っている。今も、育児・介護等のライフイベントに際し、両立のしづらさや特に女性において着実なキャリア形成が困難となる状況がみられ、その背景には、長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏りがある。特に男性では超過勤務の多さなどが、心身の健康悪化や生活の質の低下をもたらしている側面がある。
- ③ 男女共同参画・女性活躍に係る取組の推進は、男性も含めた全ての人の就業環境の改善につながり、さらには、女性も男性も暮らしやすい多様な幸せ（well-being<sup>1</sup>）を実現する社会形成に資する。
- ④ 未婚や単独世帯の割合の上昇など大きな変化が生じている。50歳時の未婚割合は、昭和55（1980）年に女性4.45%、男性2.60%であったが、令和2（2020）年にそれぞれ17.81%、28.25%。単独世帯は、令和2（2020）年に全世帯の37.9%。高齢者独居率の上昇が見通されている。
- ⑤ 令和6（2024）年時点で、共働き世帯数は専業主婦世帯数の3倍以上で、妻がフルタイムの共働き世帯数も増加傾向にある。
- ⑥ 近年は出産・育児によるとみられる女性の正規雇用比率の低下幅は小さくなっており、今後も女性の正規雇用比率の高まりが期待される。
- ⑦ 働きながら介護をしているワーキングケアラーが増加し、今後、更なる高齢化の進展により、家族の介護をする者の増加が予測される。加えて、未就学児の育児と家族の介護というダブルケアを担う者もいる中、依然として女性への家事・育児・介護等の偏りが存在している。
- ⑧ 外国人労働者数は増加傾向で推移し、令和6（2024）年10月末で、約230万人と過去最多である。令和52（2070）年に総人口の10.8%（939万人）が外国籍となり、若年層では、令和17（2035）年には18～34歳で外国籍人口が10%を超える等、より速いペースでの進展が推計されている。

<sup>1</sup> well-being について確立された定義はないが、身体的・精神的・社会的に「良い状態」を表すといった考え方もあるように、非常に幅広い概念。

- ⑨ 企業活動と人権に関する社会的要請が高まっている。ダイバーシティ経営（用語解説 168 頁）への関心が高まっている。背景には、国連で示された諸原則の、企業経営、投資行動への浸透がある。
- ⑩ 令和4（2022）年度からは、常時雇用労働者 301 人以上の企業において、女性活躍推進法に基づき、男女間賃金差異の公表が義務付けられ、さらに、改正女性活躍推進法により、男女間賃金差異及び女性管理職比率の公表が常時雇用労働者 101 人以上の企業に義務付けられた。
- ⑪ 地域において女性の活躍を推し進めることは、本人の経済的自立や自己実現に資するとともに、地域社会の担い手の確保や、多様な視点によるイノベーションを通じた、経済社会の持続可能性の向上にもつながる。
- ⑫ 働き方・暮らし方の変革の実現にとって、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込みが大きな障壁となっている。これらは、幼少の頃から長年にわたり形成されると考えられることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要となっている。成人に対しても、固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消に向けた取組を継続して行っていく必要がある。

なお、第5次の男女共同参画基本計画（令和2年12月25日閣議決定）では、我が国の男女共同参画社会を目指す取組の進展が未だ十分でない要因として、図表5に掲げる要因等が考えられると総括されていました。

◆図表5 我が国における取組の進展が未だ十分でない要因

<我が国における取組の進展が未だ十分でない要因>

- ①政治分野において立候補や議員活動と家庭生活との両立が困難なこと、人材育成の機会の不足、候補者や政治家に対するハラスメントが存在すること等
- ②経済分野において女性の採用から管理職・役員へのパイプラインの構築が途上であること
- ③社会全体において固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が存在していること等

【第5期はだの男女共同参画プランへの関連】

第5期はだの男女共同参画プランは、「第6次男女共同参画基本計画」を勧奨して策定します。

- (1) ジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点を踏まえた、「目指すべき社会」（SDGs 目標5など） ⇒第3章「2 プランの性格・位置付け」
- (2) 全ての人々が個性と能力を十分に発揮し生きがいを感じられる多様性（ダイバーシティ）が尊重される社会。経済社会にイノベーションをもたらす持続的発展を確保する上でも極めて重要な意義。  
⇒基本方針1～基本方針5、第5章「市民及び事業者の役割と行動指針」

- (3) 男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要である意思決定過程への女性参画を加速するため、指導的地位に占める女性「30%程度」の早期達成、誰もが性別を意識せずに活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りが無い社会に向け、ポジティブ・アクションも含め、人材登用・育成を強化。⇒基本方針1
- (4) 女性の所得向上・経済的自立が、男女の置かれた状況の違い等を背景に生じている様々な困難を解消していく上で重要な鍵となること。出産を契機に女性が非正規雇用化するL字カーブ問題。  
⇒第1章「1 プラン策定の経緯と男女共同参画を取り巻く状況」  
⇒第2章「2 男女共同参画をめぐる状況」「(6) 就業」  
⇒基本方針1、基本方針3
- (5) 仕事と生活が調和し、充実した職業生活、社会生活、家庭生活を送ることができる社会。働きやすい環境。多様で柔軟な働き方。長時間労働の是正。多様な幸せ (well-being)。  
⇒第2章「1 社会の変化」「(1) 本市の総人口と年齢区分別構成比の推移」  
⇒第2章「2」「(8) ワーク・ライフ・バランスの認知度」  
⇒第5章「市民及び事業者の役割と行動指針」
- (6) 働き方・暮らし方の変革の実現にとって、根強い固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み) が大きな障壁。育児・介護等のライフイベントに際し、両立のしづらさや女性において着実なキャリア形成が困難となる状況。その背景にある長時間労働や固定的な性別役割分担意識による女性への家事・育児等の負担の偏り。特に男性では超過勤務の多さなどから、心身の健康悪化や生活の質の低下。  
⇒基本方針1、基本方針2、基本方針4
- (7) 女性にも選ばれる地域づくりのため、男女間賃金格差の是正、固定的な性別役割分担意識の解消、国・地方公共団体・産業界・市民社会の連携等の地域における男女共同参画の推進 ⇒基本方針1、基本方針4
- (8) あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を確保 ⇒基本方針5
- (9) 男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興対策の徹底 ⇒基本方針3
- (10) ジェンダーに基づくあらゆる暴力を容認しない社会基盤の形成と被害者の尊厳を回復するための支援の充実。 ⇒基本方針3

## ウ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の制定

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法(図表6))は、平成13年(2001年)4月に制定されました。

この法律は、配偶者等からの暴力に関しての通報、相談、保護、自立支援、保護命令等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ることを目的とします。

この法律での「配偶者からの暴力」について、「配偶者」には、法律婚の相手方、事実婚の相手方、生活の本拠を共にする交際相手が該当し、男女を問いません。また、「暴力」は、身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいい、精神的暴力や性的暴力も含まれます。

この法律に基づき、国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（自立支援を含む。）を図る責務を有します。

相談内容の約6割を占める精神的DVにより心身に重大な被害が生じた例がある状況等を踏まえ、裁判所の接近禁止命令の対象の拡大と期間の伸長、電話等禁止命令の対象行為の拡大等がありました（令和6年4月1日施行）。

経済的自立が困難である女性に対する配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の阻害要因となっています。

このような状況を解消し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組が必要です。

◆図表6 配偶者暴力防止法（抜粋）

<配偶者暴力防止法（抜粋）>

（国及び地方公共団体の責務）

第2条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（被害者の自立を支援することを含む。以下同じ。）を図る責務を有する。

（女性相談支援員による相談等）

第4条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（福祉事務所による自立支援）

第8条の3 社会福祉法に定める福祉に関する事務所（福祉事務所）は、生活保護法、児童福祉法、母子及び父子並びに寡婦福祉法その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（被害者の保護のための関係機関の連携協力）

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

「配偶者暴力防止法」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 地方公共団体の責務

配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の保護（自立支援を含む。）を図る責務 ⇒基本方針3(1)

- (2) 女性相談支援員による相談 ⇒基本方針3(1)、(2)
- (3) 福祉事務所による自立支援 ⇒基本方針3(1)
- (4) 被害者の保護のための関係機関の連携協力 ⇒基本方針3(1)

## エ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の制定

平成27年(2015年)9月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)が制定されました。この法律は、女性の職業生活における活躍に関する状況の把握・課題分析・行動計画策定・情報公開を義務付けることにより、男女共同参画社会基本法や雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律に基づくポジティブ・アクションの実効性を高め、これによって男女の実質的な機会の均等を目指すものです。

この法律により、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、基本原則(図表7)や国、地方公共団体及び事業主の責務が定められました。また、事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に対し、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や求職者に資する情報公表を行うことが義務付けられています。

### ◆図表7 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則

＜女性の職業生活における活躍の推進に関する基本原則＞  
(基本原則)

第2条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

「女性活躍推進法」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 職業生活における女性活躍の推進

⇒基本方針1 (2)

(2) 職業生活における活動を行うために必要な環境の整備

⇒基本方針1 (3)、基本方針2、第5章「2 事業者の役割と行動指針」

## オ 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の制定

平成30年(2018年)5月に、男女共同参画社会基本法の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画を推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的として、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職等にある者として、国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(政治分野における男女共同参画)が、その政策の立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、基本原則(図表8)、国・地方公共団体の責務(図表9)等を定めることにより、政治分野における男女共同参画を推進しようとするものです。

### ◆図表8 政治分野における男女共同参画の推進に関する基本原則

<政治分野における男女共同参画の推進に関する基本原則>

(基本原則)

第2条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制

度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

◆図表9 政治分野における男女共同参画の推進に関する国及び地方公共団体の責務

＜政治分野における男女共同参画の推進に関する国及び地方公共団体の責務＞  
 （国及び地方公共団体の責務）

第3条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。  
 （啓発活動）

第7条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

## カ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の制定

令和4年（2022年）5月に、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が公布され、令和6年（2024年）4月から施行されました。

この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり、女性であることにより、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の事情により様々な困難な問題に直面することが多いことに着目し、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進することを目的としています。

この法律により、困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、図表10に掲げる事項を基本理念として、行うこととされています。また、図表11に掲げるとおり、国及び地方公共団体の責務等が定められています。

◆図表 10 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本理念

＜困難な問題を抱える女性への支援のための施策の基本理念＞  
(基本理念)

第3条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。
- 二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から切れ目なく実施されるようにすること。
- 三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

◆図表 11 困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずる国及び地方公共団体の責務等

＜困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する国及び地方公共団体の責務等（抜粋）＞

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第5条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第6条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所、児童相談所、児童福祉施設、保健所、医療機関、職業紹介機関、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター、配偶者暴力相談支援センターその他の関係機関との緊密な連携が図ら

れるよう配慮しなければならない。

(女性相談支援員)

第11条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

**【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】**

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画（令和6年（2024年）3月策定）」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 関係各課の連携による相談と支援の提供  
⇒基本方針3 (2)
- (2) 女性相談（DV相談）等庁内連絡会議を、多様な女性の抱える問題の解決に向けた関係各課の情報共有と連携強化の場として活用  
⇒基本方針3 (2)
- (3) 女性相談支援員の配置  
⇒基本方針3 (2)
- (4) 支援を行う民間団体との連携、民間団体への支援  
本市、神奈川県及び民間団体による連携協定  
⇒基本方針3 (1)

**キ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の制定**

仕事と育児・介護を両立できるように、柔軟な働き方を実現するため、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（育児・介護休業法）が、平成3年（1991年）に制定され、翌年4月から段階的に施行されています。

- ・子の出生直後の柔軟な育児休業の枠組みの創設
- ・育児休業を取得しやすい雇用環境整備及び妊娠・出産の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認の措置の義務付け
- ・育児休業の分割取得（2回まで）
- ・育児休業の取得状況の公表義務付け（常時雇用1,000人超の企業）

(以下、令和6年(2024年)改正。翌年4月・10月に段階的に施行)

- ・子の年齢に応じ柔軟な働き方を実現するための措置の拡充
- ・所定外労働の制限の対象労働者の範囲の拡大(3歳未満の子を養育する労働者→小学校就学前の子を養育する労働者)
- ・子の看護等休暇の取得事由(感染症に伴う学級閉鎖等、入園式、卒園式、入学式)・対象者(小学校3年まで)の拡大
- ・妊娠・出産等の申出時と子が3歳になる前の個別の意向聴取と、聴取した意向についての配慮義務
- ・育児休業の取得状況の公表対象の事業主の範囲の拡大(常時雇用300人超の企業)
- ・介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認
- ・仕事と介護の両立支援制度等に関する雇用環境の整備等の義務付け

#### 【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

育児・介護休業法による職場における仕事と家庭の両立のための環境づくりの推進は、はだの男女共同参画プランが目指す「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進」「仕事と生活を両立するための環境づくり」を進めるうえで重要です。育児・介護休業法について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

(1) 職場における仕事と家庭の両立のための環境づくりの推進

⇒基本方針2 (1)

## ク その他

### (ア) 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の制定

この法律は、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進するため、令和5年(2023年)6月23日に公布・施行されました。この理解増進に関する施策は、全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として、尊重されるものであるとの理念にのっとり、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを旨として、行われなければならないとしています(基本理念)。また、地方公共団体は、基本理念にのっとり、理解増進に関する施策を策定、実施するよう努めるものとしています。

**【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】**

この法律に基づく性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する理解増進に関する施策として、また、本市総合計画の基本施策である「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現に向けた取組として、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 多様性を認め合う社会、「多様な性のあり方」への理解増進  
⇒基本目標、基本理念、基本方針3 (2)、第5章

**(イ) 「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章**

平成19年（2007年）12月18日、内閣総理大臣ほか関係閣僚、経済界・労働界・地方公共団体の代表等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」（112頁に全文を掲載）を策定しました。（平成22年6月29日新合意）

**【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】**

このガイドラインについて、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進  
⇒基本方針2、第5章

**(ウ) 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月・内閣府男女共同参画局）**

このガイドラインは、災害時の被害を最小限にするため、女性の視点からの災害対応が必須であることから、都道府県・市町村が女性の視点からの災害対応を進める際に参照できるように、基本的な考え方、平常時の備え、初期段階、避難生活、復旧・復興の各段階において取り組むべき事項について示しています。

**【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】**

「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進  
⇒基本方針1 (1)、基本方針3 (4)

## (2) 神奈川県の変向

### ア かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の策定

神奈川県では、昭和57年（1982年）を「かながわ女性元年」として、同年4月に「かながわ女性プラン」を策定するとともに、「かながわ女性会議」「婦人総合センター（現 かながわ男女共同参画センター）」の活動がスタートしました。その後、平成14年（2002年）4月に「神奈川県男女共同参画推進条例」（158頁）を公布・施行、翌年6月に「かながわ男女共同参画推進プラン」を策定し、プランを改定しながら、男女共同参画社会の実現に向けた様々な取組を行ってきました。

令和5年（2023年）3月に策定した「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」では、「すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会」の実現を基本目標（図表12）に掲げ、4つの基本理念（図表13）に基づき、市町村、NPO、民間企業等との連携を図りながら、施策を遂行することを決めました。また、国の「第5次男女共同参画基本計画」等を勘案し、5項目を重点目標（図表14）として、施策に取り組むとしています。

#### ◆図表12 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本目標

<基本目標>

すべての人が個性と力を発揮できるジェンダー平等社会へ

男らしさ、女らしさを強制されず、それぞれが個々人の力に見合った働き方や生き方を実現し、生きづらさが解消された社会である「ジェンダー平等社会」の実現をめざします。

#### ◆図表13 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の基本理念

<基本理念>

- ①人権の尊重
- ②あらゆる分野への参画
- ③ワーク・ライフ・バランスの実現
- ④固定的な性別役割分担意識等の解消

◆図表 14 かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）の重点目標

<p>&lt;重点目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①あらゆる分野における男女共同参画</li> <li>②職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現</li> <li>③男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし</li> <li>④男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と基盤整備</li> <li>⑤推進体制の整備・強化</li> </ul>
--

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】

第5期はだの男女共同参画プランは、「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」の基本目標、基本理念、重点目標等を勘案して策定します。

- (1) 職業生活の充実とワーク・ライフ・バランスの実現  
⇒基本方針2 (1)
- (2) 男女共同参画の面から見た健やかで安心なくらし  
⇒基本方針3 (3)

**イ かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の策定**

令和6年（2024年）3月、神奈川県は、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」第8条の規定に基づく、支援のための施策の実施に関する基本的な計画の策定と、「配偶者暴力防止法」第2条の3の規定に基づくかながわDV防止・被害者支援プランの改定とを合わせて、「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」を策定しました。

この計画に基づき県は、困難な問題を抱える女性等が自立し、安心して自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指し、3つの基本理念（図表15）にのっとり、国、市町村、民間団体等と連携・協働しながら、5つの重点目標（図表16）を定め、各施策に取り組みます。

◆図表 15 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の基本理念

<p>&lt;基本理念&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①人権を尊重し、ジェンダー平等の実現に資する支援</li> <li>②当事者目線に立った支援</li> <li>③様々な機関と連携・協働した切れ目のない支援</li> </ul>
--

◆図表 16 かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画の重点目標

<p>&lt;重点目標&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>①関係機関と連携・協働した支援体制の充実</li><li>②早期発見・対応と周知・啓発</li><li>③安心して相談できる体制の整備</li><li>④安心・安全が守られる保護体制の整備</li><li>⑤自分らしく暮らすための自立支援の促進</li></ul>
--

【第5期はだの男女共同参画プランとの関連】(再掲)

「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」及び「かながわ困難な問題を抱える女性等支援計画」について、次のとおり、第5期はだの男女共同参画プランに反映します。

- (1) 関係各課の連携による相談と支援の提供  
⇒基本方針3 (2)
- (2) 女性相談(DV相談)等庁内連絡会議を、多様な女性の抱える問題の解決に向けた関係各課の情報共有と連携強化の場として活用  
⇒基本方針3 (2)
- (3) 女性相談支援員の配置  
⇒基本方針3 (2)
- (4) 支援を行う民間団体との連携、民間団体への支援  
本市、神奈川県及び民間団体による連携協定  
⇒基本方針3 (1)

### ●コラム3 ジェンダー・ギャップ指数

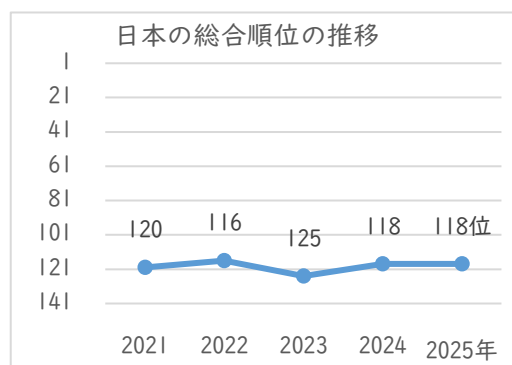
皆さんは「ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）」という言葉を知っていますか。この指数は、各国の男女平等の達成度を経済、政治、教育、健康の分野別に、0を完全不平等、1を完全平等として表したもので、世界経済フォーラムが毎年発表しています。

2025年の発表では、日本の達成度は経済（0.613）、政治（0.085）、教育（0.994）、健康（0.973）で、総合順位では148か国中118位でした。教育分野（識字率や就学率・66位）、健康分野（出生児や健康寿命の男女比・50位）では一定の成果が表れていますが、政治分野（国会議員や閣僚に占める女性割合・125位）や経済分野（管理職や意思決定層への女性登用、賃金格差・112位）において、実質的な不平等が根強く残っていることがわかります。

多くの国々がジェンダー平等に向けて成果を出しつつある中、私たちは、ジェンダー・ギャップ指数を、私たちが今どこに課題を抱えているのかを映し出す“鏡”として活用しながら、平等に向けた取組を加速する必要があります。

ジェンダー・ギャップ指数（2025年・総合）と順位

順位	国・地域	指数
1位	アイスランド	0.926
2位	フィンランド	0.879
3位	ノルウェー	0.863
4位	英国	0.838
5位	ニュージーランド	0.827
6位	スウェーデン	0.817
7位	モルドバ	0.813
8位	ナミビア	0.811
9位	ドイツ	0.803
10位	アイルランド	0.801
32位	カナダ	0.767
35位	フランス	0.765
42位	米国	0.756
85位	イタリア	0.704
101位	韓国	0.687
103位	中国	0.686
118位	日本	0.666



## 第2章 本市の現状と課題

### I 社会の変化

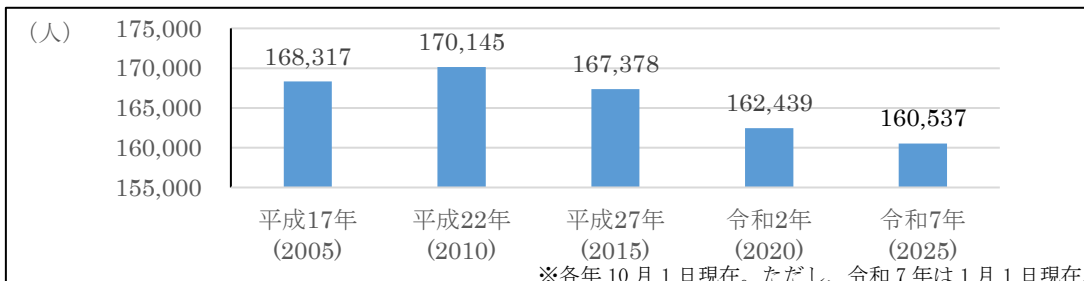
#### (1) 本市の総人口と年齢区分別構成比の推移

本市の人口は、現在の市域が定まった昭和38年の約5万3千人から増加を続けた後、平成22年（2010年）の約17万人をピークに減少に転じ、令和7年（2025年）には約16万人となっています。

年齢3区分別（図表18）で見ると、「年少人口」と「生産年齢人口」の構成比が低下傾向にある一方、「老年人口」の構成比は、平成17年（2005年）から令和7年（2025年）までの20年間でほぼ倍増しており、少子高齢化が急速に進んでいます。

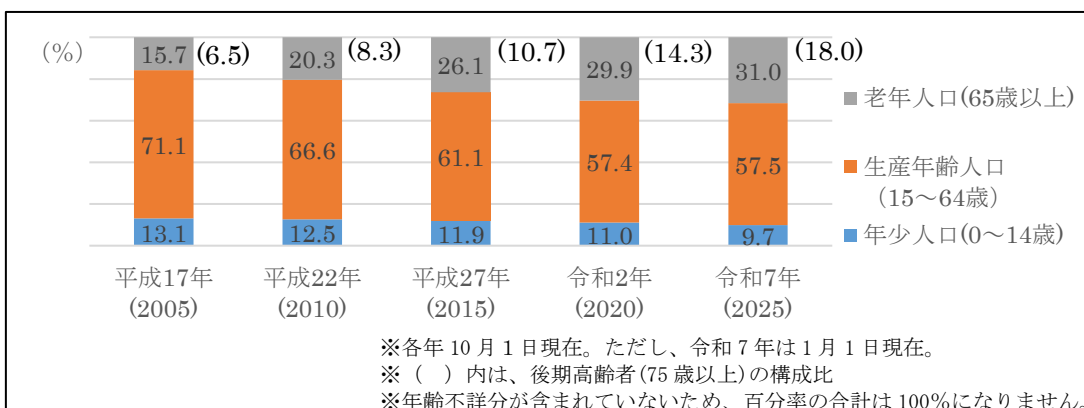
「人生100年時代」を迎えるに当たり、生涯にわたる自立した生活の維持を念頭に自分らしい活動の場を持つことが、一人ひとりに豊かな人生をもたらすとともに、持続可能な活力ある社会につながると考えられます。

◆図表17 本市の総人口の推移



出典：市HP「人口と世帯」より市民相談人権課作成

◆図表18 本市の年齢3区分別構成比の推移

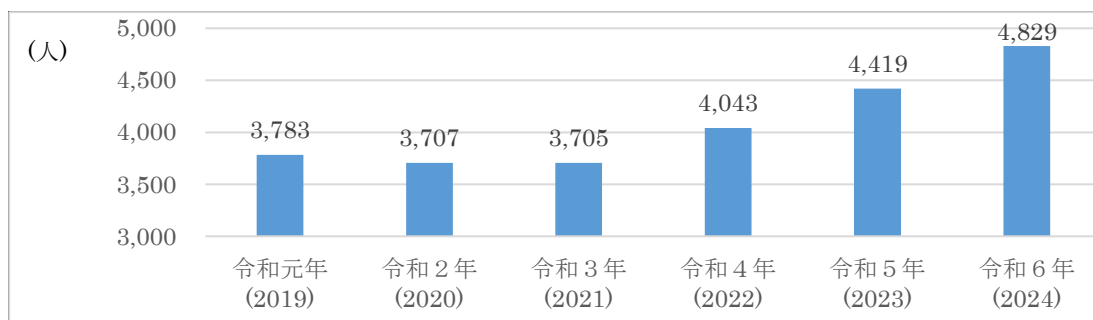


出典：各年度国勢調査結果（令和7年は「神奈川県年齢別人口統計調査結果」）より市民相談人権課作成

## (2) 外国人住民人口の推移

本市の住民基本台帳に記載がある外国人住民数は、令和4年（2022年）以降、増加傾向にあり、令和6年（2024年）12月末日現在は4,829人となり、本市の人口の約3%を占めています。今後も相談窓口の充実等により、外国人住民が安心して暮らすことができるよう更なる支援が必要です。

◆図表19 外国人住民の人口（住民基本台帳） 各年12月末日現在



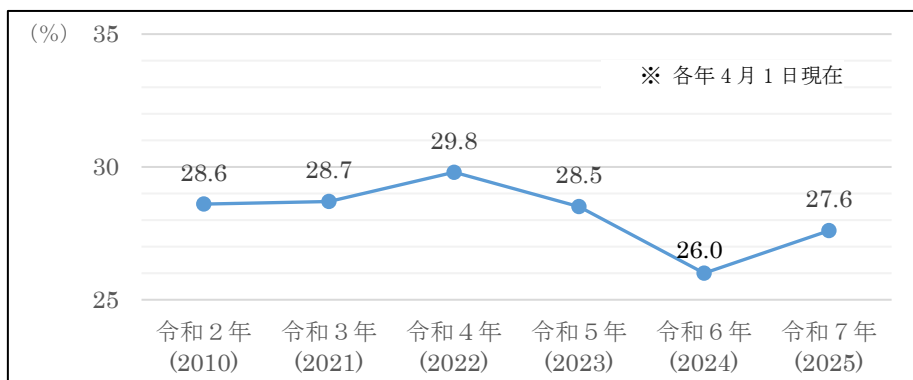
出典：「統計はだの」より市民相談人権課作成

## 2 男女共同参画をめぐる状況

### (1) 市の審議会等

政治・行政決定過程への女性参画について、本市では審議会等の委員において女性の積極的な登用を図っています。しかし、本市の審議会等における女性委員の割合は、令和7年4月1日現在で27.6%であり、目標率（40%）を大きく下回っており、引き続き積極的な取組が必要です。

◆図表20 市の審議会等における女性委員の割合



出典：市民相談人権課実施「附属機関等における委員の登用状況」調査

## (2) 市議会議員

政治に多様な民意を反映させる観点から、平成30年(2018)年に政治分野における男女共同参画の推進に関する法律(12頁,138頁)が成立しました。

令和5年(2023年)8月27日投票の本都市議会議員選挙では、候補者36人のうち7人が女性(女性比率19.4%)でした。また、令和8年3月1日時点で市議会議員23人のうち4人が女性(女性比率17.4%)で、図表21の近隣市の中で女性比率が最も高い厚木市と、11.2ポイントの差があります。

◆図表21 市議会議員の女性比率 (令和8年3月1日現在)

	市議会議員数(人)	女性市議会議員数(人)	女性比率(%)
<b>秦野市</b>	<b>23</b>	<b>4</b>	<b>17.4</b>
平塚市	26	6	23.1
厚木市	28	8	28.6
伊勢原市	20	3	15.0

出典：各市HPより市民相談人権課作成

## (3) 自治会長

図表22の近隣市の中で女性比率が最も高い伊勢原市と、5.6ポイントの差があります。

◆図表22 自治会長の女性比率 (令和6年7月1日現在)

	自治会長数(人)	女性自治会長数(人)	女性比率(%)
<b>秦野市</b>	<b>235</b>	<b>10</b>	<b>4.3</b>
平塚市	225	21	9.3
厚木市	214	7	3.3
伊勢原市	101	10	9.9

出典：内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は、女性に関する施策の推進状況」より市民相談人権課作成

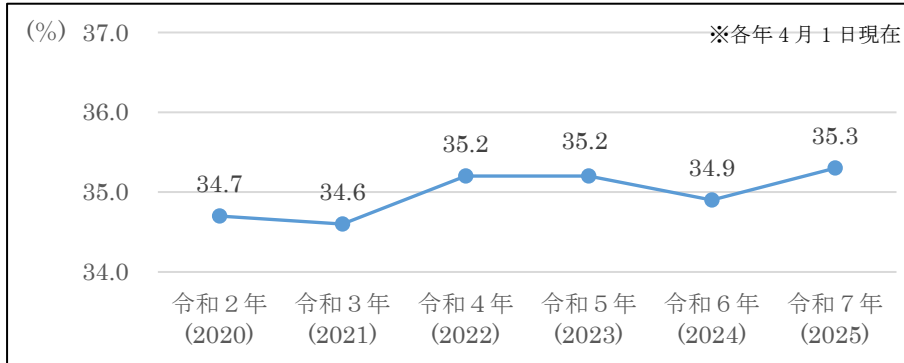
## (4) 市職員

常勤職員の女性割合(図表23)は約35%、課長代理級以上の管理職職員に占める女性の割合(図表24)は約21%にとどまっています。

女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等の

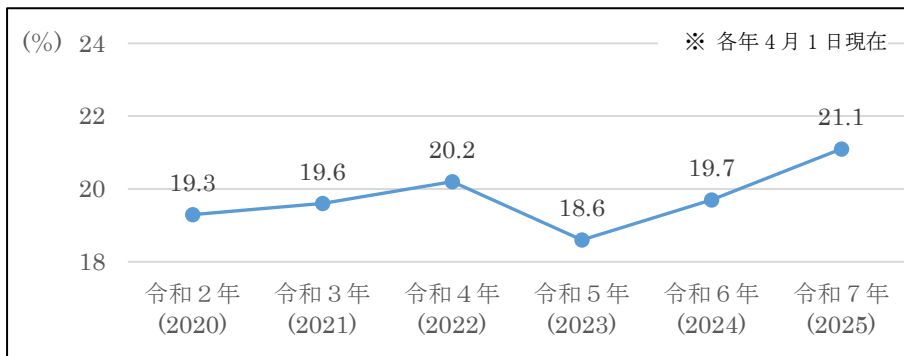
ために重要です。女性職員の採用及び参画について、引き続き積極的に取り組む必要があります。

◆図表 23 職員（常勤職員）に占める女性職員の割合



出典：人事課作成「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」より市民相談人権課作成

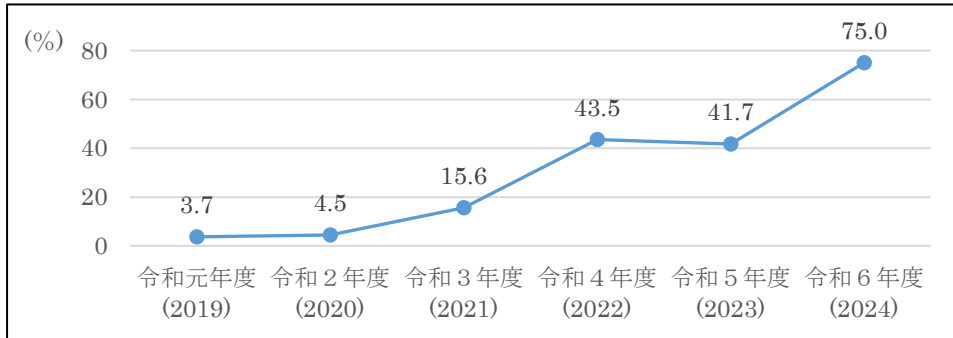
◆図表 24 課長代理級以上の職員に対する女性管理職の割合



出典：人事課作成「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」より市民相談人権課作成

また、男性職員の育児休業の取得割合（図表 25）は、令和元年度の 3.7% から、令和4年度以降は 40% を超え、令和6年度には 75% にまで増加しています。性別によらず育児に参加する意識が広まっている一方で、取得期間は、女性では 1 年以上の割合が多いのに対し、男性の多くが 1 か月以下であることから、取得促進に向けた一層の取組が必要です。

◆図表 25 男性職員の育児休業の取得割合



出典：人事課作成「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画の取組状況及び女性の職業選択に資する情報の公表」より市民相談人権課作成

### (5) 教員（市立幼稚園、市立小学校、市立中学校）

市立小学校正規教員では、女性の比率が高い状況が続いています。

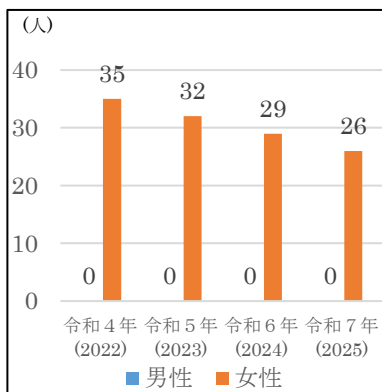
◆図表 26 正規教員（市立幼稚園、市立小学校、市立中学校）の男女別比率  
（校長、教頭、事務、栄養、市費、併任園長を除く実数）

	令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)
女性教員	57.7%	57.8%	57.0%	57.5%	54.6%
男性教員	42.3%	42.1%	43.0%	42.4%	45.4%

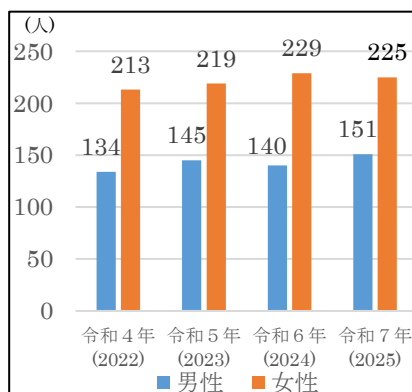
出典：教育総務課「秦野の教育」より市民相談人権課作成（各年5月1日現在）

◆図表 27 正規教員の男女別比率【図表 26 の内訳】

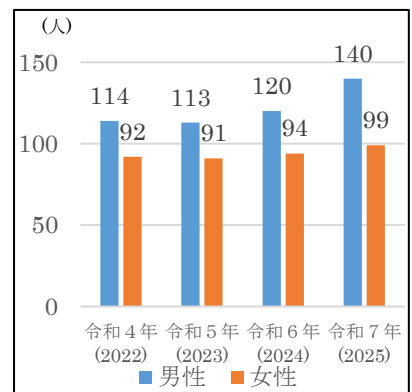
#### ア 市立幼稚園



#### イ 市立小学校



#### ウ 市立中学校

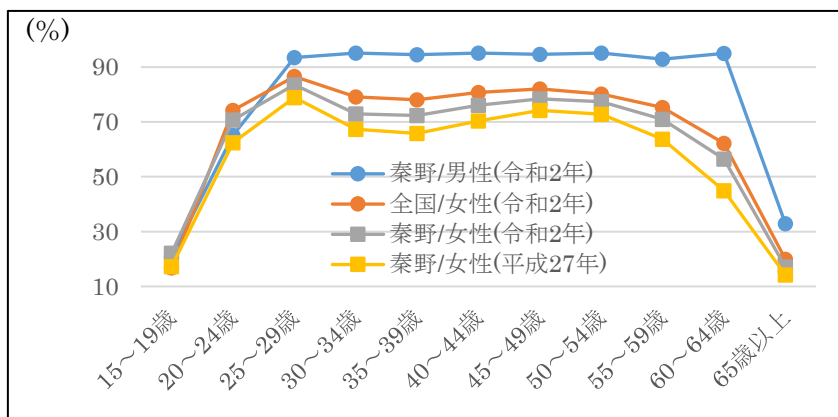


### (6) 就業

本市における女性の労働力率は、どの年齢階級においても増加しており、働く人が増えていることが分かります。男性は、健康寿命の延伸や経済的理由、定年延長などの社会的理由により60歳以上の労働割合が特に増えています。

女性は、働き方改革関連法や女性活躍推進法など、女性活躍を推進するための法律や制度が整備されてきた中で、子育て環境の整備など、仕事と家庭における両立支援施策の充実等を背景に、出産や子育てによる30代の労働人口の減少幅（M字カーブの谷）が小さくなってきていますが、台形を描く男性との差が依然としてあります。

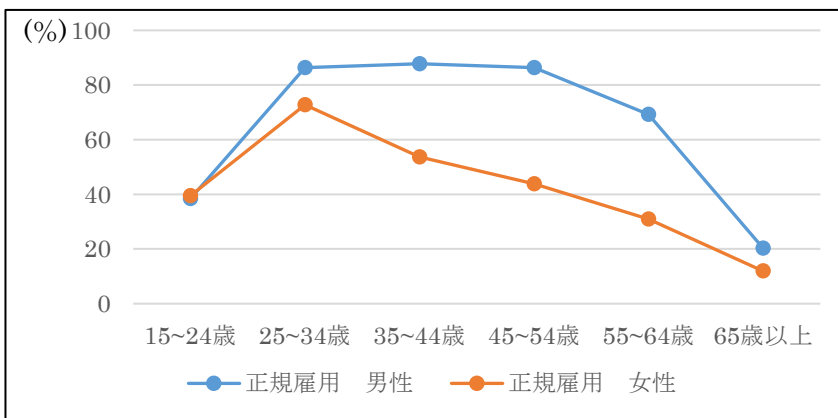
◆図表 28 年齢階級別労働力率（全国・秦野市）



出典：「令和2年（2020年）・平成27年（2015年）国勢調査結果（総務省統計局）」より市民相談人権課作成

さらに、図表 29 をみると、男性の正規雇用率のグラフが逆U字型を描いているのに対し、女性の正規雇用率では、25~34歳をピークに下降していく「L字カーブ」を描いており、このことが、男女の賃金格差の要因となっています。L字カーブの解消に向けて、女性の経済的自立やキャリア形成に向けた取り組みが必要です。

◆図表 29 年齢階級別正規雇用率（神奈川県）



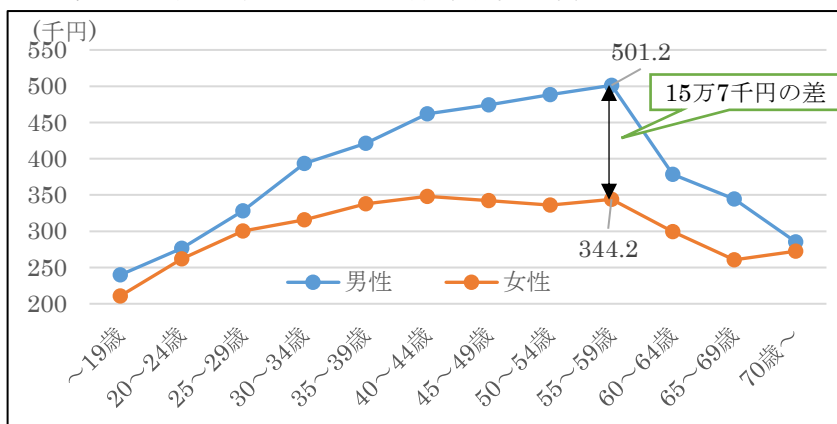
出典：「神奈川県労働力調査結果報告 2024 年平均（神奈川県統計センター）」より市民相談人権課作成

図表 30 のとおり、給与月額は全年齢で男性の方が高く、男女差は年齢とともに拡大する傾向があります。これは、女性の正規雇用率が、25～34 歳をピークに下降すること、女性の管理職比率が低いこと、結婚や出産等のライフイベントにより女性の平均勤続年数が男性より短いことなどに起因しています。

内閣府の調査によると、配偶者から身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要のいずれかの被害を受けたとき、相手と「別れたい（別れよう）」と思ったが、別れなかった」という人に別れなかった理由を複数回答で聞いたところ、「子供がいる（妊娠した）から、子供のことを考えたから」が 71.4%と最も多い回答でした。次いで多かったのが「経済的な不安があったから」で、男性の 7.4% に対し、女性の 61.5% がこれを理由に挙げました。経済的に自立が困難な女性が暴力の我慢を強いられている場合が多いと考えられます。

女性に対する暴力をなくす取組、被害者を支援する取組、女性の経済的自立に向けた取組が必要です。

◆図表 30 年齢階級別給与月額（神奈川県）



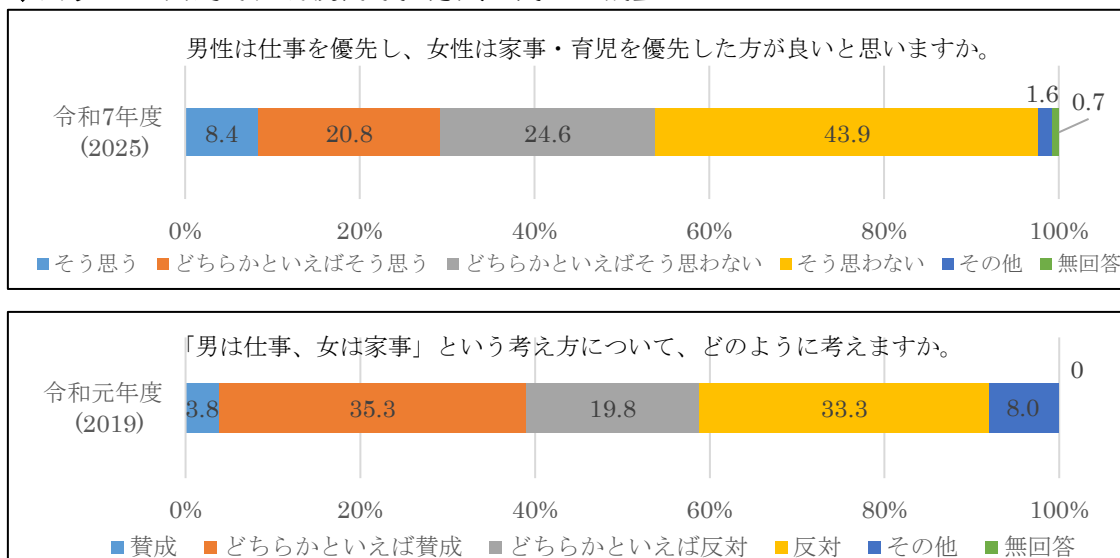
出典：「令和6年賃金構造基本統計調査（厚生労働省）」より市民相談人権課作成

## (7) 固定的性別役割分担意識に関する調査

「男性は仕事、女性は家庭を優先した方が良い」という考えに「そう思わない」と回答した人の割合は、令和7年度の調査では 68.5%で、令和元年度に「反対」と回答した割合と比べて 15.4 ポイントの増加となっています。一方、「そう思う」は 29.2%で、「賛成」と回答した割合から 9.9 ポイントの減少であり、固定的な性別役割分担意識に変化が見られます。

女性も男性も自らの意思で多様な選択ができ、個性と能力を発揮して自分らしく生きることができる社会を築くためには、固定的な性別役割分担意識の解消に向けた取組が必要です。

◆図表 31 固定的性別役割分担意識に関する調査



出典：令和7年度「市民の日」アンケート【回答 572】、令和元年度Webアンケート【回答 400】  
 ※ Webアンケートの回答はn（有効回収数）を基準とした百分率で表わし、小数点第2位を四捨五入しているため、本グラフの百分率の合計は、必ずしも100.0%になりません。

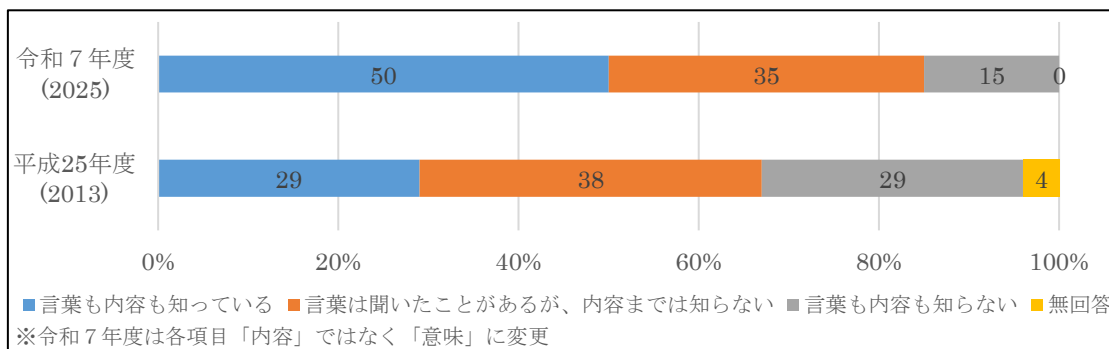
## (8) ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度

ワーク・ライフ・バランスという言葉について、認知度が高まっています。

ワーク・ライフ・バランスの実現は、男性の職業生活以外の生活面（家事・育児・介護等）への参画の促進のために不可欠であるとともに、「人生100年時代」において、一人ひとりが若いうちから複線的に個人の生き方を実現していくためにも重要です。

女性も男性も自らの意思で多様な選択ができ、個性と能力を発揮して自分らしく生きることができるとともに、引き続き、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、より多くの方への周知及び啓発が必要です。

◆図表 32 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の認知度に関する調査



出典：「設立30周年記念 はだの市民が創る男女共同社会推進会議 活動の記録」【H25 回答 304】  
 令和7年度「市民の日」アンケート【回答 572】

### (9) 男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査

男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する令和6年度(2024年度)の意識調査では、「進めるべき施策」に、「良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進」「安心して介護することができる環境の整備」「災害時でも安心できる環境の整備」を挙げる回答が上位となっています。

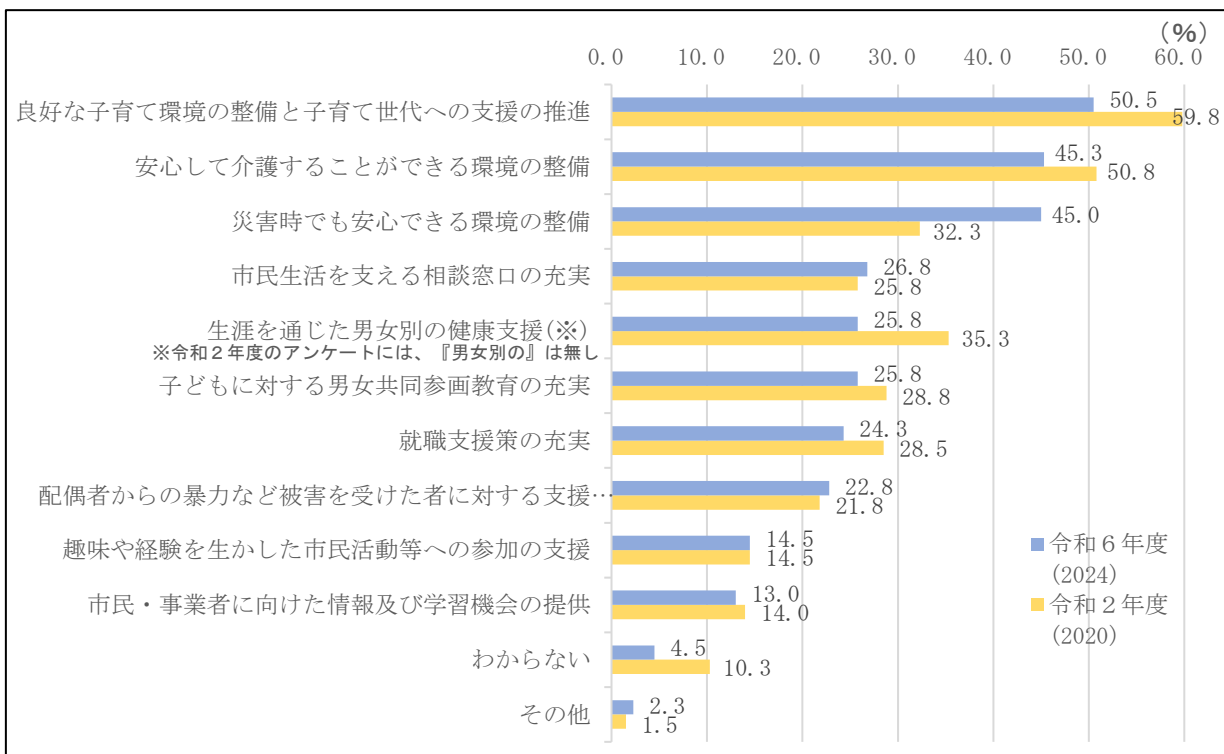
「災害時でも安心できる環境の整備」については、令和2年度(2022年度)と比べて12.7ポイントの増であり、近年の大規模災害の頻発に伴う、被災者が置かれる具体的な状況についての理解の深まりや不安の高まりの中で、「災害時でも安心できる環境の整備」を求める人が増加していることが伺えます。

また、「わからない」の回答率が減少していることから、男女共同参画社会への意識・関心も高まっていることが伺えます。

性別にかかわらずあらゆる活動に参画することができる男女共同参画社会の実現に向けて、子育て・介護等への社会的な支援が求められています。

また、災害時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、家事・育児・介護等の女性への集中、配偶者等からの暴力や性被害といったジェンダー課題が拡大されることが指摘されています。女性参画の拡大を進めるべき分野として、防災・復興に関する分野への要請が高まっています。

◆図表 33 男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査

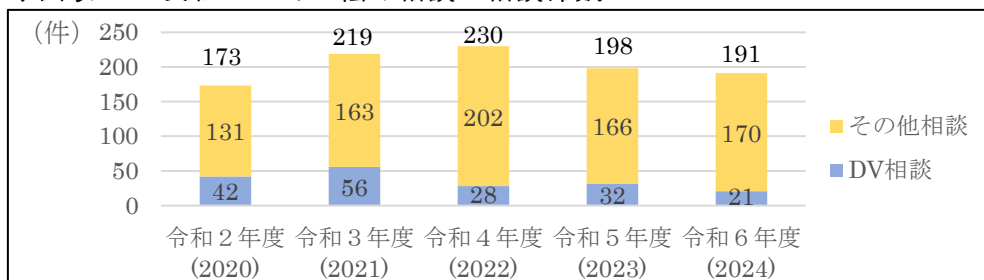


出典：令和6年度・令和2年度Webアンケート結果【回答400、回答率100%、複数回答可】

## (10) 「女性のための悩み相談」の相談件数

近年は年間 200 件前後の相談があります。女性が抱える、DV被害を含む様々な悩みや困難に寄り添い、必要な支援につなぐため、引き続き相談窓口の周知に努めます。

◆図表 34 女性のための悩み相談の相談件数



出典：女性相談記録集計資料より市民相談人権課作成

## (11) 保育所・認定こども園入所状況

保育需要の増加に伴い、これまで利用定員の拡大に努め、さらには利用定員を上回る弾力的運用を行ってきましたが、「秦野市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育コンシェルジュによる相談や保育所等との入所調整、個別ニーズに合った園の提案に努めた結果、3年連続で待機児童(※)がゼロとなっています。今後も引き続き、保護者が希望する教育・保育が受けられるよう、保育環境の整備に取り組んでいきます。

◆図表 35 保育所等入所状況（各年4月1日現在）

	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)
保育定員数	2,571人	2,577人	2,594人
入所児童数	2,411人	2,417人	2,425人
待機児童数	0人	0人	0人

出典：保育こども園課作成資料より市民相談人権課作成

※ 待機児童…保育の必要性の認定を受け、特定教育・保育施設(認定こども園の幼稚園機能部分及び幼稚園を除く。以下同じ。)又は特定地域型保育事業、特例保育の利用の申込がされているが、利用していない者のうち、次の者を除いたもの。

- ・利用可能な保育所等の情報の提供を行ったにも関わらず、特定の保育所等を希望し、待機している者
- ・認可外保育施設へ入所している者
- ・求職活動を行っていない、又は主に自宅で求職活動を行っている者 など。

## (12) 放課後児童ホーム入室状況

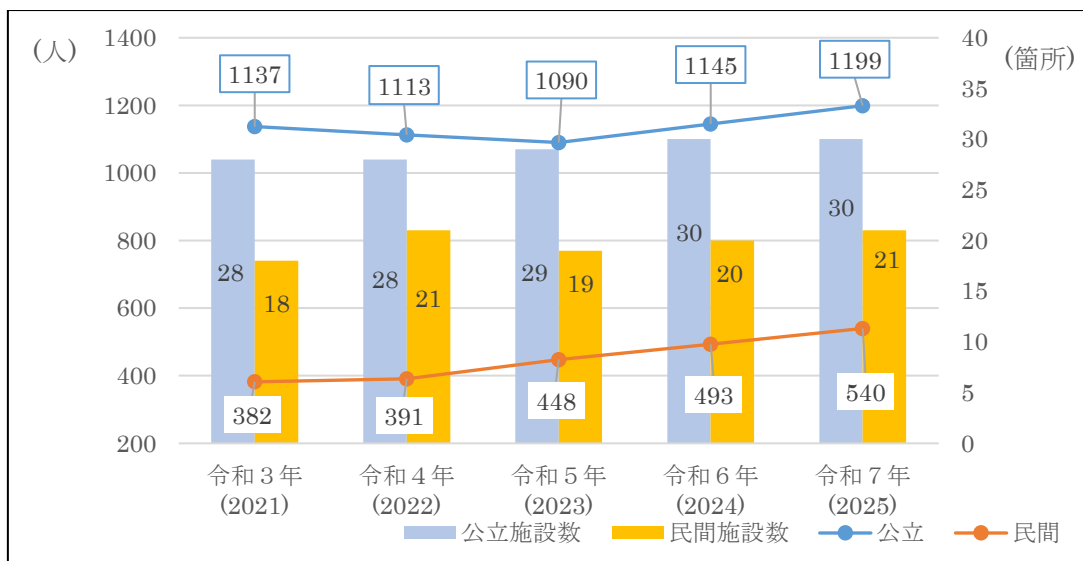
保護者が就労、疾病等により昼間家庭にいない小学生について、放課後等に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る放課後児童ホームは、市内の全小学校13校に設置しているほか、民間7事業者が学童保育施設を運営しており、仕事と子育ての両立を支えるため、重要な役割を担っています。

本市では、利用者からの対象学年拡大の要望等を踏まえ、令和6年4月から放課後児童ホームの対象を6年生まで拡大し、保護者が安心して就労できる環境整備を進めてきました。

また、開室時間についても、午後7時まで、土曜日及び長期休暇中の朝は午前8時からの拡大を実施しています。

今後も多様化する利用ニーズに対応できるよう、受入体制の充実と質の向上に取り組んでいきます。

◆図表 36 児童ホーム入室状況と教室数（各年4月1日現在）



出典：こども育成課作成資料より市民相談人権課作成

### 3 第4期プランにおける推進状況等の評価 及び 第5期プランに向けた課題の分析と反映

#### (1) 男女共同参画推進施策事業における内部評価

第4期プランにおける事業の推進状況について、内部評価を毎年実施し、進捗管理を行いました。

令和7年度までの5年間の計画期間のうち、4年間の推進状況（内部評価）は図表37のとおりです。

各年、約8～9割がA評価の「推進できている」、約2割がB評価の「概ね推進できたが、改善や見直しが必要である」、又は、C評価の「着手したが推進の成果が得られなかった」となっています。第4期プランにおける事業の推進状況を踏まえて、課題を分析し、第5期プランにおいて対応する必要があります。

◆図表 37 第4期プランに位置付けた個別事業における内部評価 (単位 事業数)

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)
A評価の事業	68	71	71	72
B評価の事業	13	10	7	6
C評価の事業	0	0	2	2
D評価の事業	0	0	0	0
全事業数	81	81	80(※)	80
A評価… 推進できて、今後も継続推進する。 B評価… 概ね推進できたが、改善や見直しが必要である。 C評価… 着手したが推進の成果が得られなかった。 D評価… 未着手、推進できなかった。				

※令和5年度に1事業が廃止され、総事業数が減となっています。

#### (2) 主な成果と課題

第4期プランにおける事業の推進状況における主な成果並びに主な課題及びその課題を踏まえた第5期プランへの反映については、次のとおりです。

##### ア 主な成果

- (ア) 子育て世帯の保育ニーズの増加に伴い、保育環境の整備を望む声に応ずるため、保育利用定員の拡大を図り確保するとともに、個別のニーズに合わせて入所調整を図るなど、きめ細やかな対応に努めた結果、令和

4年度から3年度連続で待機児童0人を達成しました。仕事と子育てを両立し、安心して子育てができる環境づくりを進め、全ての児童が希望する教育・保育を受けられるよう、取り組みました。

<待機児童数> 9人（令和元年度）→0人（令和6年度）

(イ) 子育て環境の整備として、親子同士が触れ合えて、育児について気軽に相談できる場として、地域子育て支援拠点である「子育て支援センター」の設置箇所を増やし、子育てにおける不安の解消や孤立の解消、子どもの豊かな情緒を育てる環境づくりを推進しました。

<子育て支援センター数> 8か所(令和元年度)→10か所(令和6年度)

(ウ) 災害発生時において、様々な困難に対応するため、性別によるニーズの違いに配慮し、男女がともに協力し合えるよう、避難所運営訓練にて、避難所運営委員と避難所における女性に配慮した施設レイアウトや避難所ルールについて意見交換を実施し、その結果を施設レイアウト等に反映しました。

(エ) 専門カウンセラーによる求職者就職支援カウンセリングにおいて、ひとり親世帯や女性相談者専用日を6回設けたほか、月に一回一時保育を設け、相談しやすい体制を整えました。また、育児と仕事の両立を目指す方が活躍できる雇用・就業機会を確保するため、ハローワーク松田及び庁内関係課と連携し、子育て世帯就職相談会を実施しました。

(オ) 令和5年7月から「秦野市パートナーシップ宣誓制度」を開始しました。人生のパートナーであると宣誓したカップルに、宣誓書受領証を交付する制度です。パートナーとの関係性を理解されにくい悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや婚姻届を出していない事実婚である方が、ご自分らしく生きることを応援するとともに、「多様な性のあり方」に関する理解の促進を図るものです。また、宣誓された方の転入・転出に伴う負担を軽減するため、近隣8市町村との間で連携協定を締結しました。

<宣誓件数> 6件（令和8年2月28日現在）

## イ 主な課題と第5期プランへの反映

(ア) 妊娠から子育てまでの切れ目のない支援による安心して子育てができる環境の整備が必要です。出産時には、母親の心身の回復、赤ちゃんの成長や家族へのサポート、育児不安や孤立、産後うつなど、様々な課題があります。産婦に対して産後ケア事業を行うことでこれらの課題に対処し、子育てにおける包括的なサポートが必要です。

⇒ 第5期プラン 基本方針1-(3)へ反映します

(イ) 子育てや介護が必要となったとき、性差に関わらず仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現されるよう、事業主には、多様な働き方に対応する休暇等の制度整備や意識改革等の理解を求め、労働者には、制度の理解と積極的な活用を働きかけることが必要です。

特に、男性の部分休業、育児休暇、介護休暇の取得を促進することは、女性に偏る家庭生活での負担を軽減するために不可欠であるとともに、誰もが心身の健康を維持し、喜びと責任を分かちあう豊かな人生を送ることにつながります。

⇒ 第5期プラン 基本方針2-(1)及び「市民及び事業者の役割と行動指針」へ反映します

(ウ) 犯罪により被害を受けた人やその家族等は、精神的被害、経済的困窮、社会からの孤立などの様々な困難に直面するため、これらの困難を軽減し生活を再建できるよう、適切な支援が不可欠です。

本市では、犯罪被害に遭われた方やそのご家族が、地域で安心して日常生活を取り戻すことができるよう、また市民が安心して暮らすことができるよう、「秦野市犯罪被害者等支援条例」を制定し、令和4年4月1日から施行しました。

⇒ 第5期プラン 基本方針3-(1)へ反映します

(エ) 誰もが「多様な性のあり方」の一員であることを認識し、一人ひとりの性のあり方を尊重することは、個人の尊厳のために不可欠であるとともに、誰もが自分らしく生きられる社会の実現のためにも重要です。

⇒ 第5期プラン 基本方針3-(2)へ反映します

## 第3章 プランの基本的な考え方

### 1 策定の趣旨

全ての人々が個人として尊重され、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画することができ、個性と能力を十分に発揮しながら自分らしい豊かな生き方ができる男女共同参画社会を実現するため、基本目標及び基本理念を示し、男女共同参画社会の形成の促進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この第5期はだの男女共同参画プランを策定します。

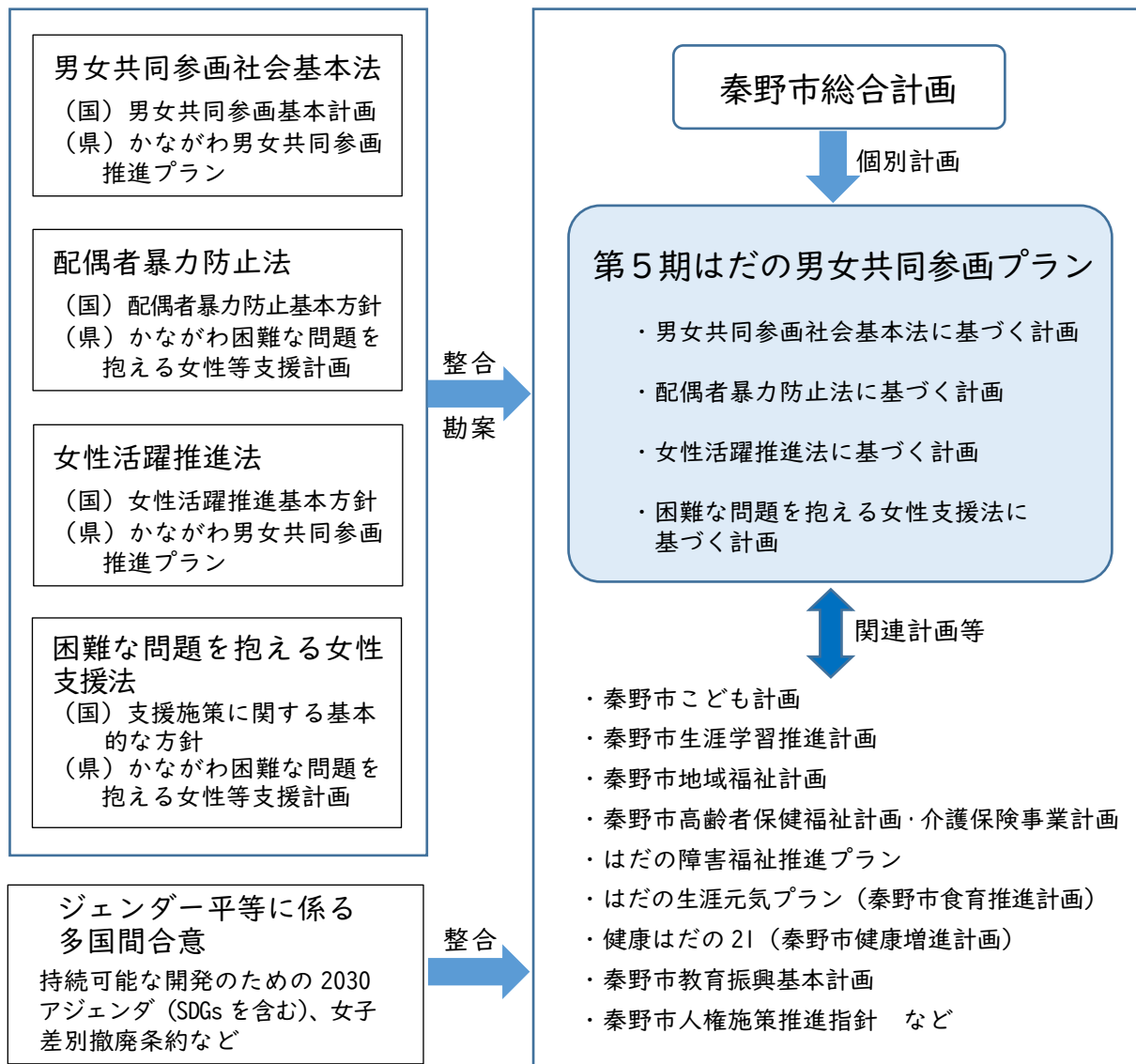
### 2 プランの性格・位置付け

本プランは、男女共同参画社会の形成の促進に関する本市の基本方針及び基本施策を示す「行政計画」としての性格と、市民・事業者・行政が一体となって取り組む「社会計画」としての性格とを兼ね備えるものとして策定します。また、2030 アジェンダ（SDGs を含む）等のジェンダー平等に係る多国間合意の履行に資する計画です。

本プランは、秦野市総合計画の個別計画であるとともに、次の位置づけを持つものです。

- (1) 男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づき、政府が定めた男女共同参画基本計画及び県男女共同参画計画を勘案して定める「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画」
- (2) 配偶者暴力防止法第2条の3第3項に基づき、内閣総理大臣等が定めた基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案して定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」
- (3) 女性活躍推進法第6条第2項に基づき、政府が定めた基本方針及び県推進計画を勘案して定める「女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」
- (4) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第3項に基づき、厚生労働大臣が定めた基本方針に即し、かつ、県基本計画を勘案して定める「困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画」

◆図表 38 第5期はだの男女共同参画プランの性格・位置付け



### 3 計画期間

令和8年度(2026年度)から令和12年度(2030年度)までの5年間とします。  
 また、本市総合計画との整合を図るため、同計画(後期基本計画)と同一の計画期間とします。

### 4 改定のポイント

- (1) 第4期プランの推進により得られた成果や課題に基づき、個別事業等の見直しや新設を行います。
- (2) 第4期プラン策定後の法律の制定・改正、社会情勢の変化、本市施策の状

況等に対応するため、男女共同参画社会の実現に向けた取組は、「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現に向けた取組と一致するものであるとの認識から、基本目標、基本理念、個別事業等を見直します。また、①産後ケア事業に関する取組、②中学校給食に関する取組、③犯罪被害者等支援に関する取組、④困難を抱える女性への支援に関する取組、⑤多様な性についての理解促進に関する取組、⑥パートナーシップ宣誓制度に関する取組、⑦男性の育児休業等の取得率向上に関する取組、について本プランに新たに取り入れ、又は、これまでの取組を発展させます。

- ①については 基本方針1-(3) へ反映します。
- ②については 基本方針1-(3) へ反映します。
- ③については 基本方針3-(1) へ反映します。
- ④については 基本方針3-(2) へ反映します。
- ⑤については 基本方針3-(2) へ反映します。
- ⑥については 基本方針3-(2) へ反映します。
- ⑦については 基本方針5-(3) へ反映します。

- (3) 男女共同参画の推進に向けての基本方針・主要施策の意義や国及び県の計画との関係を明確に表すため、全体の構成を見直すとともに、男女共同参画の視点を意識した記述にします。

#### ●コラム4 エスディーゼーズ SDGsとジェンダー平等

2015年9月25日の国連総会で、人間、地球及び繁栄のための行動計画として、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ（行動計画）」が採択されました。アジェンダには、持続可能な開発のための17の目標（SDGs）と、その下に定めた169のターゲット（達成基準）と232の指標が含まれています。

アジェンダは、「すべての女性と女兒が完全なジェンダー平等を享受し、そのエンパワーメントを阻む法的、社会的、経済的な障害が取り除かれる世界」を目指すべき世界像の一つとしています。

SDGsの目標5「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女兒のエンパワーメントを行う」は、全ての目標とターゲットにおける進展を左右する決定的に重要な目標と位置付けられています。これは、人類の半数に上る女性の権利と機会が否定されている間は、人類の潜在力の開花と持続可能な開発は達成できないという考えからです。

「第5期はだの男女共同参画プラン」の取組は、SDGsの達成を目指す取組です。

## 5 基本目標

### すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できる社会へ

全ての人が個人として尊重され、自らの意思により社会のあらゆる分野に参画することができ、個性と能力を十分に発揮しながら自分らしい豊かな生き方をすることができる男女共同参画社会の実現を目指します。

本市は、総合計画の基本施策として、また、秦野市人権施策推進指針の基本理念として、「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指しています。全ての人に個性と能力を発揮する実質的な機会が確保され、ジェンダー格差が解消された男女共同参画社会の実現は、誰もが個人としての尊厳と人権を尊重され、自分らしく生き生きと暮らすことができる「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現に不可欠です。

本市は、このプランに基づく取組が、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとらわれない、「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指すものであるという認識のもとに、その取組を推進します。

## 6 基本理念

「人権を尊重し多様性を認め合う社会」の実現を目指している本市は、男女共同参画社会基本法における基本理念を勘案の上、本プランの基本理念を次のとおり定めます。

### (1) 人権の尊重

全ての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、国籍等による差別的取扱いを受けないこと、個人として、能力を発揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

### (2) 社会における制度又は慣行についての配慮

社会の制度や慣行のあり方が、固定的な役割分担意識等を反映して、社会における様々な活動を選択することを阻害する要因とならないように配慮すること。

### (3) 政策等への立案及び決定への共同参画

全ての人、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、国や地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

### (4) 家庭生活における活動と他の活動の両立

家族を構成する者が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

### (5) 国際的協調

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

## 7 基本方針 及び 施策の方向

基本目標及び基本理念の下、次の5つの基本方針を定めます。また、基本方針の下に、13の「施策の方向」を定めます。

### 基本方針1 あらゆる分野における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で、全ての人、性別等にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。

- 施策の方向1 政策・方針決定過程における女性の参画
- 施策の方向2 職業生活における女性活躍の促進
- 施策の方向3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

### 基本方針2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や個人に合った多様な働き方が選べる職場環境の普及を促進します。

- 施策の方向1 ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり

### 基本方針3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心なくらしの実現

様々な困難を抱えた人に対する支援、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。

- 施策の方向1 あらゆる暴力の根絶と被害者支援
- 施策の方向2 様々な困難を抱える女性等への支援
- 施策の方向3 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援
- 施策の方向4 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

### 基本方針4 男女共同参画の実現に向けた意識改革

子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を行います。

- 施策の方向1 男女共同参画教育の充実
- 施策の方向2 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進

### 基本方針5 推進体制の整備・強化

市民団体との協働と庁内各部署の連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。

- 施策の方向1 市民団体との協働による啓発と意識調査
- 施策の方向2 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理
- 施策の方向3 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

## 8 年次報告書の公表と進行管理

本プランに定めた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の進行管理を行うため、年次報告書を公表するとともに、庁内推進組織である男女共同参画推進会議において、年次報告書による推進状況の把握及び対応策の検討を行います。(76頁(2)参照)

## 9 指標の設定

本プランでは、男女共同参画社会への到達状況及び事業等の推進状況をより分かりやすくし、プランを実効性のあるものにするため、指標を設定します。

◆図表 39 指標

「★」は、男女共同参画社会への到達状況を測る指標

基本方針	施策の方向	指 標	現状値 (令和6年度)	中間値※1 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
1 あらゆる分野における男女共同参画の推進	(1)政策・方針決定過程における女性の参画	★市の審議会等における女性委員の登用率	26.0%	40.0%	40.0%	
		★防災会議の委員に占める女性の割合	8.8%	15.0%	30.0%	
		★市の管理職等(課長代理級以上)における女性の割合	17.8%	20.0%	35.0%	
	(2)職業生活における女性活躍の促進	(3)男女共同参画の実現に向けた基盤整備	★「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合	85.7% (令和7年度)	90.0%	90.0%
			ゆったりとした気分で子どもと過ごせる時間がある母親の割合(1歳6か月児健康診査時調査)	80.3%	85.5%	87.5%
			保育所等待機児童数	0人	0人	0人
			ファミリー・サポート・センターの支援会員数	584人	590人	590人
		認知症サポーター養成者数	16,787人	20,500人	22,500人	
2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1)ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり	★ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合	50.5% (令和7年度)	70.0%	90.0%	
3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現	(2)様々な困難を抱える女性等への支援	女性相談室案内カードの設置箇所数	41箇所	45箇所	47箇所	
	(3)生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援	特定健康診査受診率	35.5%	39.0%	40.0%	
	(4)防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進	★防災会議の委員に占める女性の割合【再掲】	8.8%	15.0%	30.0%	
		防災講演会等の参加者数※2	2,914人	40,000人	41,000人	

基本方針	施策の方向	指 標	現状値 (令和6年度)	中間値※1 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)
4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革	(2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進	★「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先」という考えに否定的な考えを持っている市民の割合	68.5% (令和7年度)	80.0%	90.0%
		はだの男女共同参画フォーラム(講演会)参加者の満足度	72.0% (令和7年度)	75.0%	75.0%
		★社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合	49.6% (令和7年度)	80.0%	90.0%
5 推進体制の整備・強化	(1) 市民団体との協働による啓発と意識調査	市民団体との協働による男女共同参画に関する啓発活動・調査活動の実施回数	12回	12回	12回
	(3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進	★市の男性職員の育児休業・部分休業の取得割合	75.0%	85.0%	85.0%

※1 中間値に達した後は、目標値を目指します。

※2 総合防災訓練の参加者数を含みます。令和6年度は大雨の影響で総合防災訓練を中止したため、参加者数が大幅に少なくなっています。(参考 令和5年度総合防災訓練参加者数 35,044人)

基本目標

基本理念

基本方針

施策の方向

(都市像) 水とみどりに育まれ 誰もが輝く暮らしよい都市(まち)

(人権施策推進指針) 人権を尊重し多様性を認め合う社会

すべての人が自分らしく個性と能力を發揮できる社会へ

**I 人権の尊重**  
 全ての人の個人としての尊厳が重んぜられること、性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、国籍等による差別的取扱いを受けないこと、個人として、能力を發揮する機会が確保されることその他の人権が尊重されること。

**II 社会における制度又は慣行についての配慮**  
 社会の制度や慣行のあり方が、固定的な役割分担意識等を反映して、社会における様々な活動を選択することを阻害する要因とならないように配慮すること。

**III 政策等の立案及び決定への共同参画**  
 全ての人が、性別にかかわらず、社会の対等な構成員として、国や地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案や決定に共同して参画する機会が確保されること。

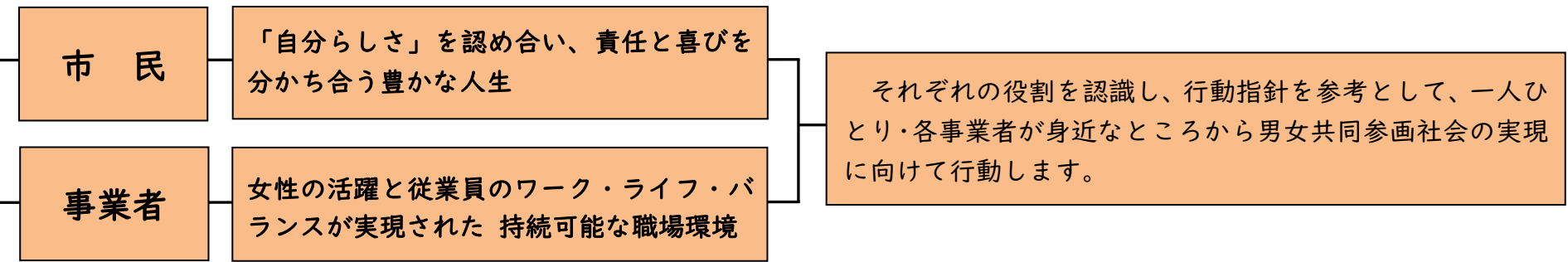
**IV 家庭生活における活動と他の活動の両立**  
 家族を構成する者が、性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすること。

**V 国際的協調**  
 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならないこと。

- 1 あらゆる分野における男女共同参画の推進**  
 社会のあらゆる分野で、全ての人が性別にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。
- 2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進**  
 ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や個人に合った多様な働き方が選べる職場環境の普及を促進します。
- 3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心な暮らしの実現**  
 様々な困難を抱えた人に対する支援、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。
- 4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革**  
 子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消に向けて、意識改革を進めます。
- 5 推進体制の整備・強化**  
 市民団体との協働と庁内各部署の連携のもと、計画的で効果的な推進に努めます。

- (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
- (2) 職業生活における女性活躍の促進
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備
- (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり
- (1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援
- (2) 様々な困難を抱える女性等への支援
- (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとした暮らしの支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進
- (1) 男女共同参画教育の充実
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進
- (1) 市民団体との協働による啓発と意識調査
- (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理
- (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

市民及び事業者の役割と行動指針



## 第4章 プランの事業内容

基本目標「すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できる社会」を実現するため、5つの基本方針と13の施策の方向のもとに、67の個別事業を位置付けました。個別事業の担当部署は、その事業が基本目標の実現に向けて位置付けられている意味を十分に認識して事業を実施していきます。

### 基本方針 | あらゆる分野における男女共同参画の推進

社会のあらゆる分野で、全ての人が性別にかかわらず意思決定過程に参画できるよう取り組みます。

職業生活における女性の活躍を支援するとともに、多様で柔軟な働き方が選択できる社会を目指します。

#### 【施策の方向】

- (1) 政策・方針決定過程における女性の参画
- (2) 職業生活における女性活躍の促進
- (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

#### 【男女共同参画の視点】

女性は本市の人口の約50%を占めています。政治、経済、社会など、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に男女が共に参画し、女性の活躍が進むことは、急速な少子高齢化・人口減少の進行や価値観の多様化が進む中で、多様な視点が確保されることにより、全ての人が暮らしやすい持続可能な地域社会の実現につながります。

男女共同参画社会基本法は、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」（第2条）と定義し、その促進を図るとしています。

誰もが個性と能力を十分に発揮して、生きがいを感じながら生活できる多様性を認め合う地域社会の実現は、持続的な発展の基礎としても重要であり、あらゆる分野における女性の参画の推進が求められています。

このため、女性への家事・育児・介護の負担の偏りの是正に向けた社会的な支援等の取組、仕事と健康課題の両立を支援する取組、女性の経済的自立に向けた

取組、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の解消に向けた取組、市の施策・方針形成の場への女性参画の取組などを総合的に推進します。

## (1) 政策・方針決定過程における女性の参画

### 【取組の方向性】

本市では、平成元年（1989年）に制定した「審議会、協議会等の運用に関する基準」の中で、女性委員の積極的な登用を掲げて以来、市の施策・方針形成の場への女性の参画の推進に取り組んでいます。現在では「秦野市審議会等への女性の参画推進基準」（平成18年（2006年）4月施行）に基づき、審議会等（市の附属機関及び要綱等に設置された懇話会等）の女性の構成比率の目標値を40%と定めて、女性の登用の積極的な推進を図っています。

しかしながら、令和7年（2025年）4月1日現在、審議会等における女性委員の構成比率は27.6%にとどまり、58の審議会等のうち34の審議会等で、40%に達していません。

このため、積極的改善措置（ポジティブ・アクション）として、引き続き、目標値に達していない審議会等を所管する課を対象として、ヒアリングを実施して状況を把握するとともに、女性人材リストや公募の活用等を含む具体的な改善策を協議することにより、積極的な女性の登用に努めていきます。

審議会等における女性の登用が進まない要因として、団体推薦委員の所属団体内において女性の参画が進んでいない状況があり、この状況は、人々の間にある根強い固定的な性別役割分担意識等や、そうした意識等に基づいて長年にわたり続いてきた社会の制度や慣行が障壁となり、社会全体における男女共同参画が十分に進んでいない現状を反映していることが考えられます。このため、市民や事業者等に向けて、固定的性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス実現への意識を高める広報・啓発などの働きかけを継続的に実施するとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進する取組や女性のエンパワーメントを促進する取組が必要です。

また、市の女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等のために重要です。

また、近年の大規模災害の頻発に伴い、被災者が置かれる具体的な状況についての理解の深まる中で、男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策として、「災害時でも安心できる環境の整備」を求める人が増加しています（31頁）。災害時でも安心できる環境を整備するため、女性や子ども、高齢者、障害がある

方など、それぞれのニーズの違いを踏まえた災害対応を行うことにより、人々が災害から受ける影響を最小限にすることが重要です。防災対策に多様な視点を反映するため、防災に関する政策・方針決定過程への女性参画を拡大する必要があります。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	市の審議会等における女性委員登用の推進	各審議会等における女性登用状況の調査を実施します。 また、関係課に働きかけ、審議会・協議会等における女性委員の登用を推進します。	市民相談人権課
2	女性人材情報の提供	様々な分野において活躍する女性人材情報を本人の承諾を得て登録します。 また、女性人材情報を、市の審議会等委員の選定時等に関係課へ提供し、女性委員の登用を推進します。	市民相談人権課
3	市の女性管理職登用の推進	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員的能力、意欲、実績を重視しつつ、女性の活躍推進を意識した人材登用方針を徹底します。	人事課

### 【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇市の審議会等における女性委員の登用率 地方自治法に基づく審議会等における女性委員の登用率			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
26.0%	40.0%	40.0%	
◇秦野市防災会議の委員に占める女性の割合			防災課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
8.8%	15.0%	30.0%	
◇市の管理職等（課長代理級以上）における女性の割合 課長代理級以上職員に対する女性管理職の割合			人事課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
17.8%	20.0%	35.0%	

## (2) 職業生活における女性活躍の促進

### 【取組の方向性】

働く場面での活躍を希望する全ての女性が、「仕事か家庭か」という二者択一を迫られることなく働き続け、個性と能力を十分に発揮できる社会を実現す

るため、次のような取組が必要とされています。

- 1 働きやすい環境の整備（長時間労働の改善、多様な働き方の選択肢の整備、男性の育児参画の促進を含む）
- 2 女性の採用・登用拡大に向けた取組
- 3 職業生活における活躍に係る男女間格差の実情を踏まえ、働く場面での活躍を希望する女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供
- 4 性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響への配慮
- 5 女性の健康上の特性への留意

また、女性の正規雇用率が25歳から34歳をピークに下降していくL字カーブ問題（28頁）や、これに伴う男女間の賃金格差（29頁）など男女の置かれている状況の違いは、女性の人生に様々な困難をもたらす要因となっています。

働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、妊娠・出産等のライフイベントに際して仕事を辞めずに働き続けることができる環境の整備は、女性の働き方、生き方の実現、キャリア形成、所得向上・経済的自立につながり、また、女性に対する暴力など、男女の置かれた状況の違い等を背景に生じている様々な困難の解消につながる重要な取組です。

このような観点から、市民や事業者に対する労働関係法令、育児・介護休業制度に関する情報提供や、結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性を主とした子育て世帯を対象とする再就職や起業の支援を実施します。また、職業選択、キャリア形成、家事・育児に関する役割分担に影響する固定的性別役割分担意識の解消や、男女共同参画の基盤であるワーク・ライフ・バランス実現に向けた啓発を継続的に実施します。さらに、女性を対象に、あらゆる活動に主体的に参画するための意識と能力を高めることを目的とした講座を開催します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	労働相談会、労働講座等の開催及び労働関係法令に関する情報提供	神奈川県との共催による、働くための基礎知識をテーマとした労働講座や街頭労働相談会等を開催します。 また、男女雇用機会均等法、労働基準法を始めとする労働関係法令や育児・介護休業制度の改正内容等に関する情報提供をします。	産業振興課 市民相談人権課
2	求職者就職支援カウンセリング、再就職支援講座、起業家入門講座等	求職活動中の方を対象に、専門のカウンセラーによる個別面接、就職相談を実施します。 また、結婚、出産、育児等で仕事を中断した女性を主とした子育て世帯を対象に再就職や起業を支援するための事業を実施します。	産業振興課 市民相談人権課

3	子育て世帯就職相談会	女性をはじめとする多様な人材が活躍できる社会の実現を目的に、ハローワーク松田と連携して、子育てと仕事の両立に理解のある企業の求人情報の提供や、求職セミナー、個別面談等、子育て世帯を対象とした就職相談会を実施します。	産業振興課
4	高校生と企業との交流創出事業	高校生と市内企業との交流会を行い、仕事への情熱やものづくりの魅力を通じて、高校生が地元企業を知る機会の創出を図ります。 事業を通じて、高校生が将来に多様な選択肢があることを学び、自分の能力を発揮して生き生きと働くことができるよう後押しするとともに、進路選択先として市内企業につなげられるよう、高校と連携して実施します。	産業振興課
5	市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供	市で作成した情報紙、国・県等が作成したパンフレット等の配布、講座・講演会の開催等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて知る・考える機会を提供し、情報提供や啓発を行います。また、市内の事業所に女性スキルアップ講座のチラシ等を配布し、男女共同参画に関する情報の周知を図ります。	産業振興課 市民相談人権課
6	市内事業者における労働実態（就業状況）の把握	商工会議所等と連携して調査を実施し、所定労働時間、年間所定休日数、従業員構成、職場のメンタルヘルス等の実態の把握に努めます。	産業振興課
7	女性のエンパワーメント事業	神奈川県及び近隣市町村と協働し、女性の就労や社会参画の支援につながる講座を開催することで、自らの意識と能力を高め、あらゆる活動への主体的な参画を支援する学習機会を提供します。	市民相談人権課
8	協働による意識啓発事業	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」と本プランの目標と課題を共有し、協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、ワーク・ライフ・バランス等、男女共同参画が推進されるよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課
9	ワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識の解消の啓発	働き方の見直しや柔軟な勤務制度の普及、家事・育児・介護の分担の促進などを通じて、男女がともに家庭・地域・職場で活躍できる環境を整備します。また、企業や地域への意識改革の促進のための啓発に取り組みます。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇「妊娠・出産後も女性が仕事を辞めずに働き続ける」という考えに肯定的な考えを持っている市民の割合 （「賛成」又は「どちらかといえば賛成」と回答した市民の割合）			市民相談人権課
現状値 （令和7年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
85.7%	90.0%	90.0%	

### (3) 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備

#### 【取組の方向性】

男女共同参画社会の実現のため、育児や介護の負担を、個人や家庭のみで抱えるべき課題とするのではなく、社会的な基盤の整備により、社会全体で支えて負担軽減することにより、個人が仕事と生活が両立できるよう、また、多様な働き方・生き方を選択できるよう取り組みます。このため、その基盤整備に当たっては、固定的な性別役割分担意識が、特定の性に不均等に負担を集中させて男女共同参画の推進が阻害されることのないよう、ジェンダー平等の実現を意識して取り組みます。

#### ア 育児・介護等の基盤整備

##### (ア) 子育て環境の整備

安心して子どもを生み、喜びと責任をもって子育てができ、全ての子ども・若者が幸せに成長できるより良い環境づくりとして、「安心して妊娠・出産ができる、親子の成長への切れ目のない支援」、「全ての家庭が安全・安心に子育てできる環境づくり」のための各施策に取り組みます。これらの取組は、個人や家庭の育児への負担を、社会全体で支える取組であり、男女共同参画社会の実現のための社会的な基盤です。

#### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	妊娠・出産包括支援事業	こども家庭センターを拠点として、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を実施します。特に、母子健康手帳の交付時から、妊産婦の健康状態、家庭の状況に応じて、保健師、助産師及び管理栄養士等により、妊娠・出産・子育てに係る各種相談等を行います。	こども家庭支援課
2	産後ケア事業	出産後の母親が心身を回復し、育児に安心して取り組めるよう支援します。産後の体調ケアや育児不安の軽減、産後うつを予防を図ることを目的に、助産師などの専門職による宿泊・日帰り・訪問型のケアを提供し、授乳や育児相談、母体の健康管理などを行います。	こども家庭支援課
3	おめでた家族教室（父親母親教室）及び祖父母教室	パートナーがお互いを理解・尊重し合い、責任を分かち合い、協力して子育てに臨む第一歩を支援します。妊婦が心身ともに順調に過ごし、夫婦等や家族で妊娠・分娩・産褥・育児等について知識や技術の習得をしながら、親となる自覚や役割について考え、参加者同士の交流を図ります。 初めて祖父母になる方を対象に、育児不安を抱える夫婦等の相談相手や育児支援ができるよう祖父母教室を実施します。	こども家庭支援課

4	適切な保育利用 定員の確保	人口減少に伴い保育児童数の減少が見込まれる中、保育需要の傾向を見据えたうえで、既存保育所等における対応（定員拡大や弾力運用等）について協力を求めるとともに、特に定員不足が懸念される1・2歳児については、小規模保育事業や家庭的保育事業の施設整備の検討や企業主導型保育事業の地域枠の活用等により、定員の確保に努めます。	保育こども園課
5	延長保育、一時 預かり事業	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所等や幼稚園において、通常の保育時間を超えて保育を実施します。 また、保護者の急な用事や就労、疾病、育児疲れ等に伴う多様な保育ニーズに対応するため、一時預かりを実施します。	保育こども園課 教育総務課
6	こども誰でも通 園制度	全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するため、保護者の就労等の要件に関わらず0歳6ヶ月から満3歳未満の児童を対象として、月10時間まで保育所等の利用を可能とする「こども誰でも通園制度（乳児等通園支援事業）」を実施します。	保育こども園課
7	医療的ケア児の 保育所等の利用	恒常的に医療的ケアが必要な児童の保育に向け、基本事項を定めたガイドラインを策定し、市立認定こども園においてインクルーシブ保育を実施します。	保育こども園課
8	病後児保育事業	病気の回復期にあり、学校や保育所等での集団生活が心配な児童を、保護者の就労や疾病等により家庭で保育ができない場合に、看護師、保育士が付き添い、専用の保育室で一時的に保育します。	保育こども園課
9	子育て支援セン ターの充実及び コミュニティ保 育の推進	こどもや保護者が互いに触れ合う交流の場や子育ての悩みを相談できる場を提供し、子育てに対する不安感の緩和、保護者の社会的孤立の解消を図るため、子育て支援センター「ぽけっと21」等を充実します。 また、就園前のこどもがいる保護者がグループをつくり、こどもの発達段階に応じて、保育所の助言を受けて活動するコミュニティ保育を応援します。	こども政策課
10	ファミリー・サ ポート・センター (※) 事業	地域の中で、子育ての援助を受けたい人と子育ての支援をしたい人が互いに助け合う、子育ての相互援助活動を推進します。 ※ファミリー・サポート・センター 仕事や急な用事で、「こどもを保育施設へ送迎してほしい」「少しの時間、面倒を見てほしい」など、子育てをしている親の悩みを地域の人たちで解決する取組です。本市では平成12年から始まり、依頼者も支援者も事務局に登録する会員制です。	こども政策課
11	放課後児童ホー ムの充実	放課後に帰宅しても保護者が家庭にいない小学校1～6年生を対象として、授業終了後の遊びや生活の場を提供します。	こども育成課

12	母子・父子相談	自立支援員による、ひとり親家庭の自立に向けた生活や子育てに関する相談、離婚前相談を実施します。	こども政策課
13	こども相談	18歳未満のこどもとその家庭及び妊産婦等を対象に、家庭相談員、児童心理相談員、保健師が、青少年や子育ての悩みに関する相談を実施します。 また、概ね39歳以下の社会生活に不安を感じている若者及びその家庭を対象に、精神保健福祉士等の専門相談員が、若者の自立・就職に関する相談を実施します。	こども家庭支援課
14	中学校給食	令和3年12月から中学校給食を開始しました。栄養バランスのとれた食事を提供することで、生徒の健康の保持増進のための支援につながります。また、社会経済環境の変化等に伴い弁当の準備が困難な家庭が増える中での子育てを支援します。	学校教育課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある母親の割合（1歳6か月児健康診査時調査）			こども家庭支援課
現状値 （令和6年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
80.3%	85.5%	87.5%	
◇保育所等待機児童数 保育所及び認定こども園における待機児童数			保育こども園課
現状値 （令和6年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
0人	0人	0人	
◇ファミリー・サポート・センターの支援会員数			こども政策課
現状値 （令和6年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
584人	590人	590人	

(イ) 介護環境の整備

高齢者人口の増加に伴い要介護者数が増加し、個人や家庭の介護負担が重くなっている中で、介護を社会的に支援することにより、個人が仕事と生活が両立できるよう、また、多様な働き方・生き方を選択できるよう取り組みます。また、孤立した介護生活の防止、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など、介護環境の整備を図ります。

## 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく介護サービスの整備	特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、グループホーム（認知症対応型共同生活介護）など、介護を支える施設の増床及びバランスのとれた配置を促進します。	高齢介護課
2	給食・ショートステイサービス	日常の食生活に支障をきたしている高齢者が、栄養バランスのとれた食事をするこことで、健康で自立した生活の確保を図るとともに、安否確認を行う給食サービスや、虚弱なひとり暮らし高齢者が一時的に家庭での生活ができなくなったときに老人ホームの空きベッドを活用するショートステイサービスを実施します。	高齢介護課
3	入浴サービス、日中一時支援事業	家庭での入浴が困難な障害者に対する入浴車等による入浴サービスや、福祉施設において障害者の活動場所を確保することで、家族の支援、日常介護している家族の一時的な休息を図る事業を実施します。	障害福祉課
4	介護者のつどい、認知症サポーター養成講座	介護者が少しでも穏やかな気持ちで介護を続けられることを目的として、介護者同士で日頃の悩みや思いを語り合う場を提供します。 また、認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を温かい目で見守るための応援者（認知症サポーター）の養成を目的とした講座を実施します。	高齢介護課
5	高齢者に関する相談窓口の充実及び介護者ほっとライン	地域高齢者支援センターにおいて、高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援等を幅広く把握し、地域における適切な保健・医療・福祉サービスの利用につなげるため、相談を受けられるよう体制を充実させます。 また、高齢介護課では、介護者の悩みや相談に対応する専用電話相談を実施します。	高齢介護課
6	障害者に関する相談窓口	身体・知的・精神・発達などに障害のある方や難病の方、その家族などが抱える様々な悩み、困りごとに関する相談や必要な情報の提供を身近な地域で受けられるよう体制を充実させます。	障害福祉課

## 【指標（目標設定）】

指標			担当課
◇認知症サポーター養成者数 認知症サポーター養成講座を受講した人数			高齢介護課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
16,787人	20,500人	22,500人	

## 基本方針2 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進

ワーク・ライフ・バランスへの理解を深めるための啓発や、個人に合った多様な働き方が選べる職場環境の普及を促進します

### 【施策の方向】

- (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と、仕事と生活を両立するための環境づくり

### 【男女共同参画の視点】

男性の長時間労働と女性の家事・育児等での無償労働を前提とした働き方・生き方から脱却し、性別にかかわらず、誰もが仕事上の責任を果たすとともに、家事・育児・地域における活動など、仕事以外の生活での責任も果たすことができるように変革することは、女性の就業継続や経済的自立をもたらすとともに、誰もがあらゆる分野で活躍し、生きがいと喜びを分かちあえる、持続可能で活力ある地域社会の実現にも重要です。

## (1) ワーク・ライフ・バランスへの理解の促進と仕事と生活を両立するための環境づくり

### 【取組の方向性】

男女共同参画社会の実現には、仕事と生活の両立が不可欠です。長時間労働の是正、個人に合った多様で柔軟な働き方に対応する勤務制度の普及、固定的な性別役割分担意識の解消とワーク・ライフ・バランスの実現に向けた意識改革が必要です。

家事・育児など、家庭生活での責任が女性に偏っている状況を解決するため、柔軟な働き方の制度の普及、制度を利用しやすい職場環境の整備、男性の育児休業等の取得の促進が必要です。

市民や事業者に向け、ワーク・ライフ・バランスや多様な働き方への理解を深めるための啓発、情報提供を実施します。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	ワーク・ライフ・バランス、固定的な性別役割分担意識の解消の啓発【再掲】	働き方の見直しや柔軟な勤務制度の普及、家事・育児・介護の分担の促進などを通じて、男女がともに家庭・地域・職場で活躍できる環境を整備します。また、企業や地域への意識改革の促進のための啓発に取り組みます。	市民相談人権課

2	労働相談会、労働講座等の開催及び労働関係法令に関する情報提供【再掲】	神奈川県との共催による、働くための基礎知識をテーマとした労働講座や街頭労働相談会等を開催します。 また、男女雇用機会均等法、労働基準法を始めとする労働関係法令や、育児・介護休業制度の改正内容等に関する情報提供をします。	産業振興課 市民相談人権課
3	市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供【再掲】	国、県等で作成されるパンフレット等の配布や情報誌を発行するとともに、講座、講演会等を通じて、ワーク・ライフ・バランスについて、知る、又は考える機会を提供し、情報提供や啓発を行います。 また、市内の事業所に女性スキルアップ講座のチラシ等を配布し、男女共同参画に関する情報の周知を図ります。	産業振興課 市民相談人権課
4	市内事業者における労働実態（就業状況）の把握【再掲】	商工会議所等と連携して調査を実施し、所定労働時間、年間所定休日日数、従業員構成、職場のメンタルヘルス等の実態の把握に努めます。	産業振興課
5	協働による意識啓発事業【再掲】	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」と本プランの目標と課題を共有し、協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、ワーク・ライフ・バランス等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇ワーク・ライフ・バランスが実現できていると思う市民の割合 ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和・両立）が実現できていると思う市民の割合			市民相談人権課
現状値 （令和7年度）	中間値 （令和10年度）	目標値 （令和12年度）	
50.5%	70.0%	90.0%	

### ●コラム5 ワーク・ライフ・バランスで「仕事も 家庭も 自分も」

ワーク・ライフ・バランスは、「仕事と生活の調和」が取れていること、つまり、働くことと、家庭での生活や地域での活動、趣味など個人の生活が、バランスよく調和していることを意味します。

かつては「仕事中心の生活」を当たり前とする風潮がありました。しかし、少子高齢化の進行とこれに伴う価値観の変化から、家庭生活にもっと参加して家族と喜びも責任も分かち合いたい、心身の健康を大切にしていきたいといった期待が広がりました。

働き方や暮らし方を見直し、仕事以外の時間も大切にすることで、心に余裕が生まれ、仕事のパフォーマンスも向上するといわれています。例えば、定時で帰って子どもと過ごす時間をつくったり、地域活動や趣味に取り組んだりすることも大切な「ライフ」の一部です。

「仕事か家庭か」ではなく、「仕事も家庭も」。そして「自分の時間も大切に」。それが、誰もが安心して生き生きと暮らせる社会につながっていきます。まずは、日々の生活の中で自分なりのバランスを見つけることから始めてみませんか。（用語解説 171 頁）

## 基本方針3 男女共同参画の視点による健やかで安全・安心なくらしの実現

様々な困難を抱えた人に対する支援、健康な生活を送るための支援、男女共同参画の視点を踏まえた防災対策等に取り組むことで、性別等にかかわらず誰もが健やかで安心して暮らせる社会を目指します。

### 【施策の方向】

- (1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援
- (2) 様々な困難を抱える女性等への支援
- (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援
- (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

### 【男女共同参画の視点】

健やかで安全・安心なくらしは、個人の尊厳にとって不可欠であるとともに、男女共同参画社会を形成する上での前提となる課題です。

暴力や人権侵害をなくすための取組と、被害者を支援する取組が必要です。

女性は、女性であることにより、様々な困難な問題を抱えることが多くあります。女性が抱える困難な問題に応じた、必要な相談や支援を提供するため、女性相談支援員による女性の悩み相談室を設置し、関係課や関係機関との連携を図ります。

生涯を通じた健康支援は、男女共同参画の基盤となります。

災害時には、女性や子ども、脆弱<sup>ぜいじゃく</sup>な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されています。女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮した、男女共同参画の視点からの災害対応が求められています。

## (1) あらゆる暴力の根絶と被害者支援

### 【取組の方向性】

パートナーからの暴力、性犯罪、性暴力（相手の同意がない性的な行為）、職場等におけるハラスメントなど、女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会を形成していく上で克服すべき重要な課題です。

しかしながら、性犯罪、配偶者等からの暴力、職場におけるセクシュアルハラスメントや妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等の問題も、依然とし

て多く発生しています。内閣府の「令和5年度 男女間における暴力に関する調査」によると、結婚経験者の25.1%（女性27.5%・男性22.0%）が、配偶者からの暴力を受けたことがあると回答しています。

暴力（心身に有害な影響を及ぼす言動を含む。）は、生命や身体への危害を及ぼすだけでなく、自己肯定感や自尊感情を失わせるなど、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来し、貧困や様々な困難にもつながることもある深刻な問題です。暴力の背景には、社会における男女が置かれた状況の違いや根深い偏見等が存在しており、女性に対する暴力根絶には、社会における男女間の格差是正及び意識改革が欠かせません。

また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現のさまたげとなっています。

このような状況を改善し、個人の尊厳と人権の尊重に基礎を置く男女共同参画社会の実現を図るため、暴力を防止する取組と、庁内関係各課、関係機関及び民間団体の連携による被害者を保護・支援する取組が重要です。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	配偶者等からの暴力の防止	女性相談支援員への相談により、暴力被害の未然防止を図ります。 また、「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間（毎年11月12日～25日）に合わせ、啓発コーナーの設置、横断幕の掲出、女性暴力撤廃のシンボルであるパープルリボンで飾ったツリーのパープルライトアップ、相談窓口の周知を行います。	市民相談人権課
2	配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待、これらに準ずる行為の被害者に対する支援	配偶者からの暴力、ストーカー行為等、児童虐待及びこれらに準ずる行為の被害者からの申出等に基づき、住民票の写し等の不当な目的による閲覧等を制限します。	戸籍住民課 市民相談人権課
3	配偶者等からの暴力被害者の保護と自立に向けた支援	「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」により、地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有します。 関係各課及び関係機関が連携し、緊急一時保護や経済的支援など、被害者の心身の安全と生活の安定のための必要な支援を行います。	市民相談人権課 こども家庭支援課 こども政策課 産業振興課 戸籍住民課 生活援護課 国保年金課 保育こども園課 教育指導課 学校教育課 交通住宅課

4	DV相談の実施と連携による支援	<p>女性のための悩み相談室などの相談窓口を所管する課等及びその他の各課等は、被害の早期発見に努め、配偶者からの暴力を防止するとともに、必要に応じ相互に連携し、また、関係機関や民間団体と連携することにより、被害者の保護や自立に向けた支援につながります。</p>	市民相談人権課 関係各課
5	女性のための悩み相談室（DV相談を含む）の周知	<p>身近な相談先である「女性のための悩み相談室」の連絡先を掲載した「女性相談案内カード」を市役所各庁舎及び公共施設等の女子トイレに設置し、女性相談室の周知を図ります。</p> <p>また、女性に対する暴力をなくす運動期間に合わせた啓発ブースによる周知のほか、広報紙による周知を行います。</p>	市民相談人権課
6	三者協働事業	<p>被害者を緊急一時保護した際の施設利用等の費用について、市、県、民間団体の三者における連携協定の締結による民間団体への財政支援を実施します。</p>	市民相談人権課
7	犯罪被害者等に対する支援	<p>犯罪被害者とその家族が孤立しないよう地域社会全体で支えていくため、秦野市犯罪被害者等支援条例に基づき、犯罪被害者等に対する総合的な支援等を実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 支援金支給、日常生活支援、法律相談、カウンセリング、公営住宅等への入居</li> <li>・ 市民に対する周知・啓発</li> </ul> <p>犯罪被害当事者だけでなく、広く市民等に対し、被害者が置かれる状況、二次被害及び再被害の防止の重要性、犯罪被害者支援の必要性について認識を深めるよう啓発します。</p>	市民相談人権課 交通住宅課

## ●コラム6 ドメスティック・バイオレンス（DV）

「ドメスティック・バイオレンス（DV）」とは、配偶者やパートナー、家族間等で起こる暴力のことです。

殴る、蹴るなどの身体的な暴力だけでなく、会話のたびに「あなたは何をやってもダメだ」と人格を否定するような暴言を吐く、大声で怒鳴る、長時間無視するなどの精神的な暴力、生活費を渡さないなどの経済的な暴力、実家や友人との付き合いを制限する、行動を監視・制限する社会的暴力などがあります。

暴力は、犯罪となる行為を含む重大な人権侵害です。暴力を受けた人の心身に重大な影響を及ぼします。暴力を受けなくなっても、暴力を受けていたときの恐怖が消えず、情緒不安定になったり、PTSD（心的外傷後ストレス障害）になったりするなど、心の健康を害してしまうこともあります。

DVは決して「家庭内の問題」ではなく、我慢すべきものではありません。被害者は一人で抱え込まず、信頼できる人や相談窓口にご相談することが大切です。また、周りの人も、「もしかしたら困っているかも」と気づくことが支援につながります。小さな気づきや声かけが、被害者を守り、安心できる社会につながります。

### ○DV相談の窓口

悩みを一人で抱え込まず、相談してください。本市や神奈川県では、女性被害者、男性被害者それぞれのための相談窓口を設置しています。

### ○女性に対する暴力をなくす運動

どのような暴力も、決して許されるものではありませんが、夫やパートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害する、犯罪を含む行為として決して容認できないものであり、一人ひとりの尊厳と人権の尊重の原則から当然に導き出されるものとして男女共同参画社会を実現する上で、克服しなければならない重要な課題です。



毎年11月12日から25日までの「女性に対する暴力をなくす運動」の実施期間には、女性への暴力は決して許されないという認識が共有された社会を築くため、様々な啓発活動が行われています。この期間、国、地方公共団体や企業等では、女性に対する暴力根絶のシンボルであるパープルリボンにちなんで、各地のランドマーク等を紫色にライトアップする啓発活動を実施しています。

パープルリボンとパープルライトアップには、被害者に対する、「私たちは、暴力を許さない。あなたはひとりではない。」「ひとりで悩まず、相談してください。」というメッセージが込められています。

本市でも、運動期間には、市民団体との協働により、啓発ブースの開設のほか、パープルライトアップ・ツリー、横断幕、秦野駅デジタルサイネージを活用し、「女性に対する暴力をなくす運動」と、DV相談を含む「女性のための悩み相談室」の周知を実施しています。

## (2) 様々な困難を抱える女性等への支援

### 【取組の方向性】

女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり様々な困難な問題に直面することが多いことから、困難な問題を抱える女性への支援により、人権が尊重され、女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現を目指します。

一人ひとりの女性等が抱える困難な問題の内容や、その問題の解決に向けて必要となる支援の内容に応じて、相談窓口・支援窓口である関係課が相互に連携するとともに、関係機関、民間団体と連携をとることで、その人に最適な支援の提供につなげます。

外国人が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。言葉の障壁を軽減するため、必要な行政情報を多言語で提供するほか、外国籍住民相談や日本語学習支援を実施し、外国人の就労や日常生活を支援するとともに、外国人住民も地域コミュニティの構成員として、地域社会活動に参画できるよう環境整備に取り組みます。

生活上の困難に直面している生活困窮者が、地域において自立し、安心して生活を送ることができるよう、関係機関及び民間団体等と連携するなど、相談等の入口から就労等の出口まで寄り添った支援を実施します。

性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ等にかかわらず、誰もが自分らしい生き生きとした人生を享受することができる「人権を尊重し多様性を認め合う社会」を目指し、多様な性のあり方に関する理解を促進するための啓発を実施します。

また、人生のパートナーとの関係性が理解されにくいという悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや事実婚であるカップルが自分らしく生きることがを応援する、秦野市パートナーシップ宣誓制度を運用します。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	困難を抱える女性等に対する支援	<p>女性相談（女性相談支援員を配置）、母子・父子相談、子ども相談、高齢者相談、介護者相談、障害者相談、犯罪被害者等支援、生活困窮者支援、市営住宅、住基支援措置等、庁内の関係各課が連携をとり、相談と必要な支援を提供します。</p> <p>また、プライバシーや人権を侵害されることなく、安心して相談ができるよう相談者の視点に立った相談体制で、相談者のニーズに合った対応を実施します。</p>	市民相談人権課 子ども政策課 子ども家庭支援課 高齢介護課 障害福祉課 生活援護課 交通住宅課 戸籍住民課 関係各課

2	女性相談（DV相談）等庁内連絡会議	女性相談（DV相談）等庁内連絡会議を、女性の抱える様々な問題の解決に向けた関係各課の情報共有と連携強化の場として、活用します。	市民相談人権課
3	外国人に対する支援	外国人が、言語の違い、文化・価値観の違い、地域における孤立等の困難に加えて、女性であることにより更に複合的に困難な状況に置かれている場合があります。 外国人の方にとって支障となる言葉の障壁を軽減するため、必要な行政情報を多言語で提供するほか、英語、スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語の5言語において通訳相談員を配置し、日常生活の相談や各種手続きの支援などを行います。 また、生活者としての環境整備と地域社会への参画を促進するため、日本語学習支援を推進するとともに、人の交流やつながりを充実させる国際交流事業を実施します。	市民相談人権課 文化振興課
4	生活困窮者等の自立に向けた支援	生活全般にわたる困り事について、一人ひとりの状況に合わせ、専門の支援員が関係機関と連携して、解決に向けた支援を行います。 また、生活困窮者世帯の子どもの学習支援を始め、日常的な生活習慣、仲間と出会い活動できる居場所づくり、高校進学に関する支援などを行います。	生活援護課 教育指導課
5	「多様な性のあり方」への理解促進	誰もが個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会を実現するためには、一人ひとりが、人権を尊重し多様性を認め合う意識を持つことが重要です。多様な性のあり方に関する理解を促進するための啓発を実施します。啓発活動や講演会等、多様な性への理解を深める取組を行います。	市民相談人権課
6	パートナーシップ宣誓制度による支援	互いを尊重し、責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓した2人に、宣誓書受領証等を交付することで、日常生活における不便や不安の軽減を図ります。パートナーとの関係性を理解されにくいという悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや、婚姻届を出していない事実婚である方々が自分らしく生きることを応援します。	市民相談人権課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇女性相談室案内カードの設置箇所数			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
41 箇所	45 箇所	47 箇所	

## ●コラム7 外国籍の市民

日本には、様々な国と地域からの出身者が暮らしています。2024 年末時点での在留外国人数は、376 万 8,977 人（前年末比 35 万 7,985 人、10.5%増）で、過去最高を更新しています。この背景には、少子高齢化に伴う労働力不足、特定技能制度の導入やビザ取得要件の緩和、留学生支援施策の充実などがあります。

様々な文化的背景を持つ人々が共生することで、地域に新たな視点をもたらされ、地域での暮らしが豊かなものになります。同時に、お互いが理解し合うためには、相手を思いやる想像力や工夫が必要となることもあります。

たとえば、地域のお祭りや学校での活動への参加について、言葉や慣習の違いから、参加しづらいと感じる人がいるかもしれません。また、ゴミ出しのルールや医療・子育ての制度が分かりにくく、困っている人もいると考えられます。一つひとつは小さな困難であっても、気づかずに放置してしまうと孤立につながってしまいます。

私たちにできることは、気づきと声かけです。「困っていそうだな」と思ったら声をかける、地域の行事や制度を分かりやすく案内する、簡単な多言語の掲示を用意するなど、安心して暮らせる環境をつくることで、お互いに生活しやすくなります。

さらに、外国籍市民自身も生活に必要な情報や日本語を学ぶ機会を持つことで、地域に溶け込みやすくなります。国籍を問わず、ともに能力を発揮し、家庭でも地域でも助け合うことが、安心して暮らせる社会の基盤です。

多様な人々が共に暮らすことは、多様な人々が相互に文化や考え方の違いを知るきっかけにもなります。「違い」を認め、「助け合う心」を持つことが、男女共同参画の視点も含めた、誰もが暮らしやすい地域をつくる第一歩です。

本市では、外国籍市民を支援する、次のような取組を行っています。

- ・ 5 言語（英語・スペイン語、ポルトガル語、中国語、ベトナム語）の通訳による、日常生活での困りごとなどに対応する外国籍市民のための相談窓口
- ・ 外国籍市民への情報提供
- ・ 日本語教室の実施
- ・ 国際交流に携わる団体への支援

### ●コラム8 誰もが「多様な性」の一員

私たちは、自分や他人の性のあり方（セクシュアリティ）について理解するため、次の3つの要素で考えることができます。

- 身体の性・・・生まれたときの体の特徴に基づく生物学的性別
- 性自認（心の性）・・・自分の性をどう認識しているか
- 恋愛対象の性（性的指向）・・・恋愛感情が向かう相手の性別

たとえば、この3要素で、次のような性のあり方について理解することができます。

- ・身体の性と性自認が一致している人（シスジェンダー）

（ 身体の性：男性 ）	（ 身体の性：女性 ）
（ 性自認：男性 ）	（ 性自認：女性 ）

- ・体の性と性自認が異なる人（トランスジェンダー）

（ 身体の性：男性 ）	（ 身体の性：女性 ）
（ 性自認：女性 ）	（ 性自認：男性 ）

- ・男性を恋愛対象とする男性（ゲイ）

（ 身体の性・性自認：男性 ）
（ 恋愛対象：男性 ）

- ・女性を恋愛対象とする女性（レズビアン）

（ 身体の性・性自認：女性 ）
（ 恋愛対象：女性 ）

この他にも、様々な性のあり方があります。

性自認（心の性）、恋愛対象の性（性的指向）は、男女に二分できるものではなく、中間、両方、どちらでもない、どちらか分からないなど、一人ひとり異なります。

「誰もが多様な性のあり方の一員」であることについて理解を進めることは、自分の性のあり方（セクシュアリティ）が周囲に理解されないことで悩む人がいない社会を実現するための重要課題です。（用語解説「性的指向」168頁、「多様な性のあり方」169頁）

### (3) 生涯を通じた健やかで生き生きとしたくらしの支援

#### 【取組の方向性】

誰もが希望に応じて家庭、仕事など、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現に向けて、「健康」は、その基盤となります。

性差や年代に応じて異なる健康課題についての理解を深めることや健康課題への対処と仕事との両立を支援することが必要です。

女性が、生涯を通じて健康を保持増進できるよう、妊娠・出産や思春期・更年期等に応じた健康相談及び健康教育等を実施するとともに、未病改善に向けた啓発に取り組みます。

男性は、生活習慣病の原因となる飲酒や喫煙者、メタボリック・シンドローム該当者の割合が、女性より高い傾向にあります。また、全国では、男性の自殺者は女性の約2倍となっており、特に中高年男性の自殺者が多い傾向があります。健康で生きがいをもって暮らすことができる社会の実現を目指し、孤立しない地域づくりを進めるため総合的な自殺対策に取り組みます。

#### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	疾病の早期発見及び予防	生涯を通じた健康の保持増進のため、性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解を深め、生活習慣の改善につながるよう、普及啓発や健康教育を実施します。 また、疾病の早期発見のため、健康診査・がん検診等を実施するとともに、健康相談会等、未病対策を実施します。	健康づくり課 国保年金課
2	運動を中心とした健康づくり事業の推進	市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、体操会の実施等、身近な場所で実践できる環境づくりと、個人の継続を支えるボランティアを育成し、市民と協働による健康づくりを推進します。	健康づくり課
3	こころの健康づくりの推進及び自殺予防対策事業	それぞれのライフステージに応じたこころの健康づくりへの理解を深めるため、こころの不調の要因となるストレスへの対処や休養の重要性について啓発活動を実施します。 また、こころの不調に気づき、専門の相談機関につなぐ役割を担うゲートキーパー(※)の養成や相談しやすい環境づくりを行います。  ※ゲートキーパー 自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応を図ることができる人のことをいいます。「命の門番」とも位置付けられます。	健康づくり課

4	妊娠・出産包括支援事業【再掲】	こども家庭センターを拠点として、母子保健コーディネーターを配置し、妊娠から出産、子育てまでの切れ目のない支援を実施します。特に、母子健康手帳の交付時から、妊産婦の健康状態、家庭の状況に応じて、保健師、助産師及び管理栄養士等により、妊娠・出産・子育てに係る各種相談等を行います。	こども家庭支援課
5	産後ケア事業【再掲】	出産後の母親が心身を回復し、育児に安心して取り組めるよう支援します。産後の体調ケアや育児不安の軽減、産後うつを予防を図ることを目的に、助産師などの専門職による宿泊・日帰り・訪問型のケアを提供し、授乳や育児相談、母体の健康管理などを行います。	こども家庭支援課

【指標（目標設定）】

指標（目標設定）			担当課
◇特定健康診査受診率 疾病の早期発見・早期治療につなげるための特定健康診査の受診率			国保年金課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
35.5%	39.0%	40.0%	

#### (4) 防災・復興における男女共同参画の視点からの取組の推進

【取組の方向性】

災害時には、女性、子ども、脆弱<sup>ぜいじゃく</sup>な状況にある人々がより多くの影響を受けることが指摘されており、女性と男性が災害から受ける影響やニーズの違いに配慮して、個人の尊厳を守る必要があります。男女共同参画の視点からの災害対応が、防災・減災、災害に強い社会の実現に不可欠です。

過去の災害の経験から、非常時には、平常時における固定的な性別役割分担意識を反映して、増大する家事・育児・介護等の女性への集中や配偶者等からの暴力や性被害・性暴力が生じるといったジェンダー課題が拡大・強化されることが指摘されています。

このため、平常時からあらゆる施策の中に、男女共同参画の視点を含めることが重要であるとともに、非常時において、女性に負担が集中したり、困難が深刻化したりしないような配慮が必要です。

男女共同参画の視点に立った防災・復興の取組の推進と、防災・復興に関する政策・方針決定過程や災害対応の現場における女性の参画の拡大が求められており、第6次男女共同参画基本計画（令和8年3月13日閣議決定）では、市町

村防災会議における女性委員の割合を令和12年までに30%にすることなどを目標に掲げています。また、災害対策基本法に基づく防災基本計画（令和7年7月）では、地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施により地域の防災力向上を図るため、地方防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障害者などの参画を拡大し、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた防災体制を確立する必要性について、施策の指針が示されています。

## 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	避難所環境の整備	要配慮者（※）や女性に配慮した消耗品等の整備、資機材の適正配置を実施することで、避難所機能の向上につなげていきます。 ※要配慮者 高齢者、障害者、乳幼児等、防災対策において特に配慮を要する方をいいます。	防災課
2	多様な視点を取り入れた避難所運営マニュアルの作成支援	災害時の様々なニーズに対応するため、男女共同参画その他の多様な視点を取り入れた各地域の避難所運営マニュアルの作成への支援を行います。	防災課

## 【指標（目標設定）】

指 標			担当課
<b>◇秦野市防災会議の委員に占める女性の割合【再掲】</b>			防災課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
8.8%	15.0%	30.0%	
<b>◇防災講演会等の参加者数（※）</b>			
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
2,914人	40,000人	41,000人	

（※）防災講演会等の参加者数には、総合防災訓練の参加者数を含みます。令和6年度は大雨の影響で総合防災訓練を中止したため、参加者数が大幅に少なくなっています。

（参考）令和5年度総合防災訓練参加者数 35,044人

## 基本方針4 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革

子どもから大人まで、世代に応じた学習機会を提供するとともに、固定的な性別役割分担意識の解消等に向けて、意識改革を進めます。

### 【施策の方向】

- (1) 男女共同参画教育の充実
- (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進

### 【男女共同参画の視点】

「男性は仕事、女性は家庭」といった固定的な性別役割分担意識や、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）の存在により、無意識のうちに、性別による差別・区別が生じることがあります。こうした意識や思い込みは、男女共同参画社会の実現に向けての阻害要因となっています。

これらの意識は、幼少の頃から長年にわたり形成されることから、幼少期から性別に基づく固定観念を生じさせないことが重要です。

市民意識調査では、「男性は仕事、女性は家庭」の考えに否定的な考えを持つ人の割合が増加傾向にあります。この傾向を踏まえた啓発や広報を行うことで、意識の変革を図ります。

2030年までの達成を目指して取り組んでいるSDGs第5の目標「ジェンダー平等の実現」に向けて、固定的な性別役割分担意識の解消を含む男女共同参画の推進のための啓発を市民団体との協働で実施します。

## (1) 男女共同参画教育の充実

### 【取組の方向性】

教職員の人権意識や男女共同参画意識の啓発に関する研修等を通じて、子ども一人ひとりが、ジェンダーに基づく固定観念を抱かず、個性や能力を発揮するとともに、互いの人権を尊重する意識の育成に向けた教育活動の充実に努めます。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	生きる力を育む教育活動の推進	人権教育は全ての教育活動の基盤となるものであり、性別に関わらず全ての子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、学校教育の充実に努め、自己肯定感を高め、多様性を認め合い、感情リテラシーや人権意識の向上、助け合いの心を育てていきます。このため、人権に関わる研修を計画的かつ効果的に実施します。	教育指導課

2	自立の意識を育み、多様な選択を可能にする個に応じた指導の推進	新たな学びの場を求める児童生徒も含めて多様化する子どもたちの教育ニーズに対応するため、合理的配慮も踏まえた本市独自の新たなインクルーシブ教育を推進し、個に応じた支援体制の充実を図ります。	教育指導課
3	性の正しい知識と健康に関する教育の充実	現行の学習指導要領に従い保健の授業を中心に学校教育活動全体において、発達段階に応じて、性の多様性に関する正しい知識や性に関する自己決定権の尊重の重要性、エイズ・性感染症等に関する正しい知識、思春期における喫煙・飲酒の人体への影響、薬物乱用の危険性に関する教育の充実を図ります。	教育指導課
4	情報リテラシー教育の推進	メディアから情報を正しく読み解く力を育む情報リテラシー教育の充実を図るとともに、デジタル機器への依存防止に向けた取組を園小中一貫して強化することで「はだのっ子」の健やかな育ちを支援する取組を推進します。	教育研究所
5	ウィズユース講演会	中学生を対象に、かけがえのない一人ひとりの命と個人の尊厳の大切さを伝えることで人権尊重意識が育まれるよう、講演会を開催します。(主催 秦野市、秦野市教育委員会)	市民相談人権課 教育総務課
6	人権と平和を考える夏休み子ども映画会	人権や平和などの大切さを家族などで語り合う機会を提供し、平和への願いを未来に継承するため、8月15日の「秦野市平和の日」に合わせ開催します。(主催 秦野市、秦野市教育委員会、秦野市人権擁護委員会)	市民相談人権課 教育総務課
7	人権・男女共同参画を考える会	人権を尊重し、性別等にとらわれず多様性を認め合う意識を高める目的で、講演会、人権作品表彰式(小学生標語、中学生作文・ポスター)、パネル展を開催します。(主催 秦野市、秦野市教育委員会、はだの市民が創る男女共同参画推進会議、秦野市人権擁護委員会)	市民相談人権課 教育総務課

## (2) 男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発事業の推進

### 【取組の方向性】

性別にかかわらず、個人が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現に向けた啓発活動を、市民団体と協働して実施します。

また、男女共同参画社会の実現に不可欠な、個人の尊厳と人権を尊重する意識が育まれるよう、市、市教育委員会が、人権擁護委員会、市民団体と連携、協働して、一般向け及び子ども向けの啓発事業を実施します。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	協働による意識啓発事業【再掲】	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」と本プランの目標と課題を共有し、協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課
2	男女共同参画に対する理解を深める学習機会及び情報の提供	男女共同参画に対する理解を深めるため、講演会・パネル展の開催、リーフレットの配布、ポスターの掲示などにより、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和性の多様性、出身国等にとらわれず認め合うことなどについて、学習機会や情報の提供をします。	市民相談人権課 生涯学習課
3	広報紙等による意識啓発	「広報はだの」に、男女共同参画週間の特集号を掲載し、市民や事業者への意識啓発や理解促進を図ります。また、啓発に市民意識調査などのジェンダー統計を活用します。	市民相談人権課
4	ウィズユース講演会【再掲】	中学生を対象に、かけがえのない一人ひとりの命と個人の尊厳の大切さを伝えることで人権尊重意識が育まれるよう、講演会を開催します。（主催 秦野市、秦野市教育委員会）	市民相談人権課 教育総務課
5	人権と平和を考える夏休み子ども映画会【再掲】	人権や平和などの大切さを家族などで語り合う機会を提供し、平和への願いを未来に継承するため、8月15日の「秦野市平和の日」に合わせ開催します。（主催 秦野市、秦野市教育委員会、秦野市人権擁護委員会）	市民相談人権課 教育総務課
6	人権・男女共同参画を考える会【再掲】	人権を尊重し、性別等にとらわれず多様性を認め合う意識を高める目的で、講演会、人権作品表彰式（小学生標語、中学生作文・ポスター）、パネル展を開催します。（主催 秦野市、秦野市教育委員会、はだの市民が創る男女共同参画推進会議、秦野市人権擁護委員会）	市民相談人権課 教育総務課

7	人権教室	学校等の要望に応じて、秦野市人権擁護委員会の人権擁護委員が学校・幼稚園等に出向き、いじめ、デートDVなどの問題について、児童・生徒等と対話しながら理解を深めます。	市民相談人権課
---	------	---	---------

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
◇「男性は仕事を、女性は家事・育児を優先」という考えに否定的な考えを持っている市民の割合			市民相談人権課
現状値 (令和7年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
68.5%	80.0%	90.0%	
◇はだの男女共同参画フォーラム（講演会）参加者の満足度			
現状値 (令和7年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	市民相談人権課
72.0%	75.0%	75.0%	
◇社会全体を通して男女が平等だと感じる市民の割合			
現状値 (令和7年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
49.6%	80.0%	90.0%	

## ●コラム9 はだの市民が創る男女共同参画推進会議

男女がお互いに尊重し、喜びも責任も分かち合い、その個性と能力を十分に発揮できる社会を目指して、平成5年に発足した市民団体です。

教育、労働、地域社会、福祉など、各分野から選出された委員21人が中心となり、行政と連携し、ひとりでも多くの方に「男女共同参画」への関心を持ってもらえるよう様々な活動を行っています。主な活動を紹介します。

### ▷ はだの男女共同参画フォーラム

男女共同参画にまつわるテーマで、毎年講演会を行っています。身近にある男女共同参画について、改めて考えるきっかけとなっています。



### ▷ 男女共同参画週間

毎年6月23日から29日までの男女共同参画週間に合わせて、啓発ブースの設置を行っています。また、大型商業施設で街頭啓発活動を行い、市民の方へ直接、男女共同参画社会の実現を呼び掛けています。

### ▷ 市民の日の啓発・調査活動

毎年、団体で市民の日へ出店しています。男女共同参画への関心を高め、意識の啓発を図るためPRを行い、アンケート調査を実施しています。アンケート結果から市民の意識や実態の現状を把握し、取り組むべき課題の洗い出しに努め、今後の施策へ反映します。



### ▷ 女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日までの運動週間に合わせ、ブースの設置や駅デジタルサイネージ、横断幕等で啓発を行っています。またパープル・ライトアップ・ツリーを設置し、女性に対する暴力の根絶を呼び掛けています。

### ▷ 人権・男女共同参画を考える会

人権と男女共同参画を考える機会として、毎年講演会を実施しています。人権作品の表彰式と同時開催し、市内の小中学生にも関心を持ってもらえるよう、様々なテーマを取り上げています。

誰もが自分らしく生きられる社会を実現するため、本市は、はだの市民が創る男女共同参画推進会議と協働して積極的な活動を続けていきます。

## 基本方針5 推進体制の整備・強化

社会の様々な分野における意識改革につながるよう、市民団体との協働で啓発や意識調査を実施します。

また、本市行政における男女共同参画施策の総合的な推進を図るための機関である「秦野市男女共同参画推進会議」において本プランの推進状況の把握と対応策の検討を行い、計画的で効果的な推進に努めます。

「秦野市男女共同参画推進会議」は、市民や事業者の先導役となるよう、市役所における男女共同参画を推進するとともに、本市のあらゆる取組におけるジェンダー平等の視点の確保を推進します。

### 【施策の方向】

- (1) 市民団体との協働による啓発と意識調査
- (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理
- (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

### 【男女共同参画の視点】

- (1) 市民団体との協働による啓発と意識調査

社会全体に根強く存在する固定的な性別役割分担意識が、特定の性別に不利に働いて、女性の職業生活における活躍や男性の家事・育児等への参画等、様々な分野における男女共同参画の進展に影響しています。

この意識を解消するためには、行政、教育機関、市民、事業者、労働者、地縁団体、ボランティアなど、社会を構成する様々な人々と組織が、目標と課題を共有しながら連携することで、社会全体の意識改革に取り組むことが重要となります。

- (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の管理

本プランに定めた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の進行管理を行うため、毎年、事業の推進状況についての年次報告書を公表するとともに、秦野市男女共同参画推進会議において、プランの推進状況を把握して対応策を検討のうえ事業内容等に反映するとともに、ジェンダー平等の視点の確保とジェンダー主流化を推進します。

- (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様な視点の確保による市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上等のために重要です。また、職員のワーク・ライフ・バランスが可能となるよう、長時間労働の是正、各種休暇制度の取得促進、時間外勤務の削減に取り組むとともに、管理職職員を対象に、ワーク・ライフ・バランスの推進への意識改革に取り組みます。

## (1) 市民団体との協働による啓発と意識調査

### 【取組の方向性】

固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランスの促進など、男女共同参画に関する意識改革や情報提供をより効果的に推進するため、教育・労働・地域・事業者など、各分野から選出された委員により構成される市民団体（市民推進組織「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」）と、目標と課題を共有しながら協働して、講演会の開催等の啓発活動を実施します。

また、意識改革の進展状況を把握するため、男女共同参画に関する市民意識調査を市民団体と協働して継続的に実施し、その調査結果を広報・啓発・進行管理・施策立案等に活用していきます。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	協働による意識啓発事業 【再掲】	男女共同参画の市民推進組織である「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」と本プランの目標と課題を共有し、協働によるフォーラム（講演会）の開催、街頭啓発活動等により、固定的な性別役割分担意識、仕事と生活の調和等、男女共同参画が推進するよう意識啓発や意識調査を実施します。	市民相談人権課
2	市民意識調査の実施とジェンダー統計の活用	各種講演やイベントの開催時等に、男女共同参画に対するアンケート調査を行い、男女共同参画に関する市民の意識の把握に努めます。また、調査結果（ジェンダー統計）により、市民意識の推移や課題の把握に努め、広報・啓発・本プランの進行管理・施策立案等において活用します。	市民相談人権課

### 【指標（目標設定）】

指標			担当課
◇市民団体との協働による男女共同参画に関する啓発活動・調査活動の実施回数			市民相談人権課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
12回	12回	12回	

## (2) 年次報告書の公表と庁内推進組織による計画推進の適正管理

### 【取組の方向性】

年次報告書を作成、公表し、庁内推進組織である男女共同参画推進会議において、本計画の推進状況を把握して、対応策の検討を行うとともに、庁内におけるジェンダー平等の視点の確保とジェンダー主流化を推進します。

### 【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	年次報告書の作成・公表	担当課における施策の活動状況の報告を求め、推進状況を踏まえた男女共同参画の視点による年次報告書を作成し、公表します。	市民相談人権課
2	男女共同参画推進会議における推進状況の把握と対応策の検討	男女共同参画推進会議において、年次報告書による推進状況の把握及び関係課と連携した対応策の検討を行うとともに、ジェンダー平等の視点の確保とジェンダー主流化を推進します。	市民相談人権課
3	市民意識調査の実施とジェンダー統計の活用【再掲】	各種講演やイベントの開催時等に、男女共同参画に対するアンケート調査を行い、男女共同参画に関する市民の意識の把握に努めます。また、調査結果（ジェンダー統計）により、市民意識の推移や課題の把握に努め、広報・啓発・本プランの進行管理・施策立案等において活用します。	市民相談人権課

## (3) 市職員における「女性活躍行動計画」「子育て支援行動計画」に基づく取組と職員一人ひとりの意識啓発の推進

### 【取組の方向性】

女性職員が職業生活において個性と能力を十分に発揮することは、多様性の確保、市民のニーズに応じた政策立案や行政サービスの質の向上のためにも重要であることから、女性管理職の登用の推進に努めます。

また、男性職員の家庭生活への参画・責任分担の促進と、女性の家事・育児・介護等の不均衡な負担の解消に資するため、長時間労働の是正と多様な働き方・生き方を可能とする選択肢が必要です。

「女性職員の活躍を推進するための特定事業主行動計画」（女性活躍行動計画）及び「子育てを支援するための職員行動計画」（子育て支援行動計画）に基づき、職員の長時間労働の是正、各種休暇制度の取得促進、時間外勤務の削減に取り組みます。また、管理職職員を対象に、各種休業制度の利用促進やワーク・ライフ・バランスの推進への意識改革を目的とした研修を実施します。

【個別事業】

No.	事業名	事業内容	担当課
1	女性管理職登用の推進【再掲】	特定事業主行動計画に基づき、全ての職員の能力、意欲、実績を重視しつつ、女性の活躍推進を意識した人材登用方針を徹底します。	人事課
2	職員の階層に応じた男女共同参画研修	職員一人ひとりが男女共同参画を理解し、ジェンダー平等の視点を持って行動できるよう、職員の階層に応じた男女共同参画研修を実施します。	人事課 市民相談人権課
3	男性職員の部分休業・育児休業の取得促進	育児・介護休業、テレワークなど、様々な働き方・休み方に関する制度について、職員に周知するとともに、管理職への研修などにより、制度を利用しやすい職場づくりをします。	人事課
4	長時間労働を前提とした働き方の改善	長時間労働を削減し、多様な働き方や生き方が選択できるようにワーク・ライフ・バランスの推進に取り組みます。	人事課

【指標（目標設定）】

指 標			担当課
<b>◇市の男性職員の育児休業・部分休業の取得割合</b> 男性職員のうち新たに育児休業等が取得可能となった職員における、育児休業、部分休業のいずれかの制度を取得した職員の割合			人事課
現状値 (令和6年度)	中間値 (令和10年度)	目標値 (令和12年度)	
75.0%	85.0%	85.0%	

## 第5章 市民及び事業者の役割と行動指針

男女共同参画社会は、市民、事業者、行政が、個人の尊重、法の下での平等、男女平等を基礎として、誰もが、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別等にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる社会の実現を目指し、基本理念（40頁）にのっとり、それぞれの役割を果たすことで実現します。そのための市民及び事業者の役割や行動指針として、次のことがあげられます。

### Ⅰ 市民の役割と行動指針

◆図表41 市民の具体的な行動の指針

**「自分らしさ」を認め合い、責任と喜びを分かち合う豊かな人生**

自分らしさ、自分の気持ちを大切にしましょう。

性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢、国籍などにとらわれず、それぞれの人の個性と意見を尊重しましょう。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）で、それぞれの豊かな人生を送りましょう。

未病の改善、疾病の予防や早期発見に心がけましょう。

私たちが、一人ひとりの尊厳を重んじ、性別等による差別的取扱いをせず、職場、家庭、地域社会、学校において、人権を尊重し多様性を認め合い、共に支え合う関係を築くことで、「すべての人が自分らしく個性と能力を発揮できる社会」の実現につながります。性別役割分担意識や無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）があれば、この意識等を修正することが大切です。

人生100年時代の到来を踏まえ、生涯にわたり心身の健康課題に対処しながら生活の質を高め、経済的な自立を意識し、共に支え合う関係と自分らしいライフスタイルを実現することがますます大切になっています。

また、困難な問題に直面したときは、一人で悩みを抱え込まず、相談窓口や支援を利用しましょう。

## 2 事業者の役割と行動指針

◆図表 42 事業者の具体的な行動の指針

### 女性の活躍と従業員のワーク・ライフ・バランスが実現された持続可能な職場環境

労働者の多様な働き方や健康に配慮した、働きやすい環境づくりに努めましょう。

性別、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、年齢や国籍などに関わらず、それぞれの適正や能力に基づいた採用や職場配置を行いましょう。

すべての事業所が、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進と女性活躍の推進に努めましょう。

女性が結婚や出産を契機に仕事を辞める「L字カーブ問題」(28頁・図表29)は、働きたい女性から自己実現やキャリア形成の機会を奪うとともに、女性の経済力の低下など、その後の女性の人生に様々な困難をもたらす重要な課題であり、社会全体に、その解決に向けた取組が求められています。L字カーブ問題の解消や男女間賃金格差の是正に向けて、事業者においては、性別を理由とする募集・採用、配置・昇進等における差別的取扱い、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止を定めた男女雇用機会均等法の順守はもちろんのこと、女性の職業生活での活躍を推進するため、長時間労働の改善や、多様な働き方の制度を選択できる職場環境の整備が重要です。女性等の職業生活における活躍を推進することは、事業の担い手の安定的確保や職場での多様な視点の確保による活力ある職場環境づくり、イノベーションの促進につながります。

女性活躍推進法により、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や求職者に資する情報公表を行うことが事業主(国や地方公共団体、民間企業等)に義務付けられています。

この法律に基づき、国・地方公共団体、常時雇用する労働者101人以上の企業

には、(1) 自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析、(2) 一般事業主行動計画の策定、社内周知・公表、(3) 一般事業主行動計画を策定した旨の届出、(4) 女性の活躍に関する情報公表が義務付けられています(100人以下の企業は努力義務)。

各事業主により、抱える課題は様々なため、事業主がこの行動計画を定めるに当たっては、採用した労働者又は職員に占める女性の割合や男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位に占める女性の割合、その他の女性の活躍に関する状況を職務の内容を踏まえて把握し、課題を分析した上で、その課題解決に必要な取組を事業主行動計画に定め、実行していくことが重要になります。

各事業主が積極的に取り組むことによって、より働きやすい職場となり、女性等の職業選択に役立つとともに、雇用の確保や企業等のイメージアップにつながることを期待されます。また、女性を含む多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげる「ダイバーシティ経営」(用語解説168頁)が、多様性を競争力につなげる取組として注目されています。

職業生活は、個人や家庭の経済的基盤であるとともに、個人の生きがいや自己実現につながる重要な要素です。

労働者一人ひとりの個性と能力が発揮されるよう、固定的な性別役割分担意識が解消され、労働者の働き方や健康に十分配慮された環境づくりが求められています。

## 目次

附属資料 1	「第4期はだの男女共同参画プラン」年次報告書 (令和6年度実績)の概要	84
附属資料 2	男女共同参画社会へのあゆみ	98
附属資料 3	関係法令等	102
	(1) 日本国憲法(抜粋)	
	(2) 男女共同参画社会基本法、附帯決議	
	(3) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章	
	(4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	
	(5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	
	(6) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	
	(7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	
	(8) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	
	(9) 第4回世界女性会議 北京宣言	
	(10) 神奈川県男女共同参画推進条例	
附属資料 4	秦野市男女共同参画計画策定委員会規則	160
附属資料 5	秦野市男女共同参画計画策定委員会委員名簿	162
附属資料 6	秦野市男女共同参画推進会議設置要綱	164
附属資料 7	用語解説(索引)	166

## 「第4期はだの男女共同参画プラン」年次報告書（令和6年度実績）の概要

「第4期はだの男女共同参画プラン」は、前プランの各施策の主な成果と課題を分析し、男女共同参画社会の実現に向け、令和3年度から令和7年度までの5年間を計画期間と定め、市民・事業者・行政が協働して取り組むべき指針として、策定したものです。

この計画では、以下の5つの基本方針を定めています。

- 1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために
- 2 男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために
- 3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために
- 4 男女共同参画に対する理解を深めるために
- 5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために

また、事業等の達成状況をより分かりやすくするため、10の指標を設定しています（別紙「第4期はだの男女共同参画プラン」推進状況（指標））

この報告書は、プランの適切な進行管理を行うため、各所管課が令和6年度中に取り組んだ施策の推進状況を把握し、自己評価、課題、課題解決に向けた対応をまとめたものです。評価については概ね次の区分を目安としています。

「A＝予定どおり推進できた。（90%以上）」

「B＝概ね予定どおり推進できた。（70%～90%未満）」

「C＝一定程度推進できた。（50%～70%未満）」

「D＝推進が不十分であった。又は推進できなかった。（50%未満）」

### 1 令和6年度男女共同参画推進施策所管課別自己評価一覧表

基本方針	施策の具体的方向	事業数	所管課評価			
			A	B	C	D
1 職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために	(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進	*11	11			
	(2) 安心して介護することができる環境の整備	6	5	1		
	(3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援	1	1			
	(4) 市民生活を支える相談窓口の充実	1	1			
	(5) 災害時でも安心できる環境の整備	2	2			
2 男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために	(1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供	*5	4	1		
	(2) 就業支援策の充実	*2	2			

基本方針	施策の具体的方向	事業数	所管課評価			
			A	B	C	D
3 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために	(1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発	*6	5		1	
	(2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実	*4	4			
	(3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実	*17	17			
	(4) 生涯を通じた健康支援	*4	3	1		
4 男女共同参画に対する理解を深めるために	(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実	6	6			
	(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進	*4	3	1		
5 男女共同参画社会の実現を着実に進めるために	(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理	2	2			
	(2) 方針決定過程における女性の登用の促進	2		2		
	(3) 各機関と連携した事業の推進	4	4			
	(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進	*3	2		1	
合 計		80	72	6	2	0
事業全体に占める所管課評価割合（単位：％）		100	90.0	7.5	2.5	0.0

・事業数の\*は、事業が複数課にまたがるため、担当課数で計上しています。

## 2 報告（事業実績）

<b>【基本方針1】</b>	
職場、家庭、地域でいきいきと暮らすことができる環境をつくるために	
<b>(1) 良好な子育て環境の整備と子育て世代への支援の推進</b>	
1 妊娠期から子育て期にかけて、切れ目のないきめ細やかな支援に努めた。 2 夫婦で協力して家事や育児に取り組む意識の向上に努めた。 3 保護者の就労、疾病等に伴う多様な保育ニーズに対応するサービスの提供に努めた。 4 身近な地域において子育てに対する不安感の緩和、社会的孤立の解消を図った。	
こども家庭支援課	◆主な事業実績 1 妊娠届出数 662 件 2 妊婦支援状況 面接：717 人 3 訪問実施状況 妊婦：68 回、新生児：325 回、未熟児：94 回、乳児：105 回、幼児：171 回 4 おめでた家族教室を年 31 回（土曜日開催 6 回を含む）開催。参加者数（延べ人数） 408 人、うち父親 154 人 5 はじめての祖父母教室を年 2 回開催。参加者数 40 人 6 こども相談として、18 歳未満の子どもに関する相談に対応。新規相談者数（延べ人数） 540 人、うち児童虐待相談 143 人 7 小学校入学前の子どもがいる転入家庭への支援を実施

<p>こども家庭支援課</p>	<p>268 家庭、346 人に対応</p> <p>8 保育所等を利用しない 4・5 歳児を持つ 9 家庭への支援を実施</p> <p>9 若者の自立と就職に関する相談に対応。相談者数（延べ人数）62 人</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 こども家庭センターが、母親だけでなく地域にも認知されるよう、さらに周知が必要である。</p> <p>また、産後ケア事業など、子育てを支援する事業についても、家族にも理解が得られ、利用が促進されるよう広く周知が必要である。</p> <p>⇒紙媒体だけではなくホームページやアプリの利用など、対象者が情報を得やすい環境を検討する。</p> <p>2 育児・介護休業法の改正により育児休暇を取得する父親が増加していることに配慮する。</p> <p>⇒父親が積極的に家事や育児に取り組めるように、夫婦の協働に関する内容を強化するとともに、育休取得の父親への支援という視点も取り入れる。</p>
<p>保育こども園課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 新たに公私連携幼保連携型認定こども園を 1 か所設置するため、事業者や県との調整を行った。</p> <p>2 延長保育を市内全ての認可保育所及び認定こども園で実施 利用者数（延べ人数）公立 5 園：1,910 人 民間 27 園：13,380 人</p> <p>3 一時預かり事業を公立 5 園、民間 14 園の認可保育所、認定こども園及び幼稚園で実施（幼稚園型も含む） 利用者数（延べ人数）公立 7,545 人、民間 7,616 人</p> <p>4 病後児保育をひろはたこども園内で実施 実利用者数 30 人（延べ利用回数 73 回）</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 延長保育では保護者の残業や遠方への通勤などに対し子育ての負担感を減らすことができたが、一時預かりでは日常的に就労する世帯の児童も預かっていることから、多様なニーズに対応する必要がある。</p> <p>⇒事業者数を増やすよう調整を行う。</p> <p>2 病後児保育の利用を促進する。</p> <p>⇒児童が体調不良の際に保護者が休みを取りやすい環境が以前より整いつつあることから、利用者が減少していることが考えられる。今後の実施方法等について検討するとともに、より多くの方に利用いただけるよう周知を図る。</p>
<p>こども政策課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 子育て支援の地域拠点として、市内 10 カ所のぽけっと 21 等を運営。常駐アドバイザーが利用者に寄り添い、相談にも対応した。 開所日数 1,170 日、総利用者数 29,558 人 (来所者数 27,954 人、電話相談者数 23 人)</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター事業として、仕事や急な用事で子どもの送迎や面倒を見てもらいたい等の親の悩みを地域の人たちで解決する取組を実施。 活動件数 6,390 件、支援会員 554 人、 依頼会員 1,358 人、両方会員 30 人 支援会員の新規登録に必要な研修会を 2 回開催。男性会員を含む新規支援会員の登録を行った。</p>

こども政策課	<p>3 母子・父子自立支援員 2 名による面接及び電話相談を実施。相談件数 3,763 件 第 2 土曜日の開庁日に合わせた相談窓口の開設及び予約制によるオンライン相談を実施し、相談しやすい体制を整備している。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 共働き世帯の増加により、乳児期から保育所等を利用する児童が増え、コミュニティ保育を実施する団体及び会員数が減少するため、「所属をもたない」児童及びその保護者の孤立化につながる。 ⇒「所属をもたない」児童及びその保護者が、地域とのつながりを持ち、同年代と交流できるよう、活動の周知を積極的に行う。</p> <p>2 ファミリー・サポート・センター事業における多様化、増加する保育ニーズに対応する。 ⇒男性会員の拡充も含め、支援会員の増とスキルアップに努める。</p>
(2) 安心して介護することができる環境の整備	
<p>1 介護を支える施設やサービスの維持、提供に取組み、介護者が仕事と介護を両立できるようサービス提供に努めた。</p> <p>2 高齢者や介護者の不安や悩みに対応する相談窓口を設置し、適切な保健、医療、福祉サービスの利用につなげた。</p> <p>3 障害があっても住み慣れた地域で生活するための支援や家族の在宅介護に伴う負担の軽減を図った。</p> <p>4 障害者とその家族の様々な悩みや困りごとに対して、専門的な相談支援を実施した。</p>	
高齢介護課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 日常の食生活に支障をきたしている高齢者に、安否確認も兼ねた給食サービスを実施。年間利用状況 9,438 食</p> <p>2 介護者のつどいを年 5 回開催 参加者数（延べ人数）28 人</p> <p>3 認知症サポーター養成講座を年 47 回開催。認知症サポーター養成者数 764 人（延べ人数 16,787 人）</p> <p>4 市内 7 カ所に設置した地域高齢者支援センターにおいて、高齢者等からの相談を受け付けた。 相談者数（延べ人数）30,240 人。相談件数（延べ件数）92,604 件</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 介護者のつどい、認知症サポーター養成講座の参加者は、男性も徐々に増えてきているが、少ない傾向にある。 ⇒男性介護者を対象とした集いの開催を視野に入れ、引き続き認知症の方やその家族が住み慣れた地域で安心した生活ができるよう、認知症に対する理解の促進や地域への普及啓発を図っていく。</p> <p>2 高齢者の増加に伴い相談件数の増加が見込まれる。 ⇒増加する高齢者や介護者等の相談に、より丁寧に対応するため、引き続き男女問わずに相談しやすい窓口を開設していく。</p>

障害福祉課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 障害者の日中活動を支援し、家族の在宅介護に伴う負担軽減を図る事業を実施。入浴サービスの利用回数 1,822 回（実利用者数 22 人）。日中一時支援事業延べ利用回数 14,588 回（実利用者数 301 人）</p> <p>2 秦野市地域生活支援センター「ぱれっと・はだの」に相談支援事業を委託し、専門相談員が悩みや困りごと、就労相談等に対応した。相談件数（延べ件数）4,532 件。就労相談件数（延べ件数）1,798 件</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 障害の種別や各種のニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援ができる相談窓口を設置する。 ⇒必要な情報提供が行える「ぱれっと・はだの」を広く周知するとともに、精神保健福祉士や社会福祉士等による一般・就労相談を実施する。</p>
<b>(3) 趣味や経験を生かした市民活動等への参加の支援</b>	
1 性別や年齢等により役割を固定化することなく、地域社会の一員として、市民活動等に参加できるよう、市民活動団体の活動を支援した。	
市民活動支援課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 市内に活動拠点があり、1年以上市内で活動している団体（5団体）に対し、1団体15万円以内の支援金を支給。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女がともに地域社会の一員として、やりがいや生きがいを持って市民活動等に参加する。 ⇒既存組織の支援や新たな組織の育成を図るための事業を実施する。</p>
<b>(4) 市民生活を支える相談窓口の充実</b>	
1 性別に関わらず市民が抱える様々な問題や悩みに、きめ細やかに対応するため、専門家による相談等を実施した。	
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 安心して市民生活が送れるよう、弁護士等の専門相談や外国籍市民相談、女性相談、消費生活相談を実施。専門相談件数（延べ件数）827 件、市民生活相談件数（延べ件数）360 件、女性相談件数（延べ件数）191 件、外国籍市民相談件数（延べ件数）825 件</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 市民が抱える複雑多様化する問題に対処する必要がある。⇒法律相談の枠を増設し、新たに「境界・測量」相談を開設したが、引き続き身近な相談窓口として、市民生活に寄り添った相談業務を実施する。また、相談窓口の周知を図り、必要な方が相談に繋がるよう努めていく。</p>
<b>(5) 災害時でも安心できる環境の整備</b>	
1 性別によるニーズの違いに配慮し、男女がともに協力し合える避難所運営に向けた訓練を実施した。	
防災課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 避難所運営訓練において、避難所運営委員と避難所における女性に配慮した施設レイアウトや避難所ルールについて意見交換を実施し、その結果を施設レイアウト等に反映させた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 避難所運営委員会議や避難所運営訓練等を通じ、女性・乳幼児等の要配慮者の視点やニーズを反映した避難所運営マニュアルを作成する。 ⇒国及び県の指針を確認するとともに、避難所運営委員会議や避難所運営訓練における女性等の意見を取り込みながら避難所マニュアルの見直しを進めていく。</p>

<p><b>【基本方針2】</b> 男女がともに個々の能力を発揮して働くことができる環境をつくるために</p>	
<p>(1) 市民・事業者に向けた情報及び学習機会の提供</p>	
<p>1 県等との連携による労働相談会や労働講座を開催し、労働関係法令や制度の周知を図った。 2 パンフレット等の配布や情報紙の発行によりワーク・ライフ・バランスや男性の育児休暇等働く環境に関する情報提供を行った。 3 商工会議所等と連携し、労働実態の把握に努めた。</p>	
産業振興課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 街頭労働相談会を2回実施し、63人（男性31人、女性32人）参加。 2 短期労働講座を2日間開催。参加人数（延べ人数）22人 3 秦野商工会議所が実施した「秦野市労働事情調査」により、所定労働時間、職場のメンタルヘルス等の実態把握に努めた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 より多くの方に向けた情報提供や啓発を行う。 ⇒市内公共施設や商工会議所へ関係資料を配置するとともに市ホームページに掲載するなど、国、県、商工会議所と連携しながら周知を図る。</p>
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 パンフレット等の配布やアンケートによる意識調査、講座等の開催により情報の発信や啓発に努めた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 ワーク・ライフ・バランスや男性の育児休業等の言葉や制度について理解してもらうため、様々な年齢層に向けた積極的な周知が必要である。 ⇒パンフレット等の配布や講座、講演会を通じて、利用しやすい学習の機会や情報を提供する。</p>
<p>(2) 就業支援策の充実</p>	
<p>1 専門カウンセラーによる求職者の支援を実施した。</p>	
産業振興課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 求職者支援カウンセリングを45回実施。 ひとり親家庭・女性専用日の優先日を設け、女性カウンセラーが対応した。実施回数6回。また、毎月1回、一時保育を実施し、相談しやすい体制を整えた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 性別や年齢、様々な立場の求職者へのきめ細やかな支援を行う。 ⇒子育て世帯就職相談会を実施。相談会の形式であれば参加しやすいとの声があったため継続的な開催を行い、育児と仕事を両立できる一歩への支援につなげていく。</p>
<p><b>【基本方針3】</b> 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることができる環境をつくるために</p>	
<p>(1) 人権侵害問題及びあらゆる人権に配慮した意識づくりの普及・啓発</p>	
<p>1 誰もが自らに保障された法律上の権利や権利の侵害を受けた場合の対応等について、正確な知識が得られるよう、様々な啓発期間に併せて事業を実施した。 2 困難な問題を抱える女性や高齢者、障害者等のための様々な相談窓口の周知を図った。</p>	

<p>市民相談人権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 6月23日からの「男女共同参画週間」や11月12日から25日の「女性に対する暴力をなくす運動期間」に啓発キャンペーンを実施</li> <li>2 広報はだのに男女共同参画特集号を掲載</li> <li>3 「職場の多様性とマネジメント」をテーマに研修を実施した。窓口対応の職員27人が参加</li> <li>4 「人権と平和を考える夏休みこども映画会」参加者数257人、「人権・男女共同参画を考える会」参加者数181人を開催</li> <li>5 12月4日から10日の「人権週間」では、県と共同で特定失踪者パネル展示を実施</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 人権侵害は男女問わずの問題であり、正しい認識と理解を広める。 ⇒様々な啓発方法を工夫するとともに、正しい認識と理解を深める学習機会の提供等により意識啓発を行う。</li> </ol>
<p>こども家庭支援課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 こども相談及び若者相談窓口について、広報はだのやホームページ、公共施設や関係機関へのチラシの配布により周知を図った。</li> <li>2 児童虐待に関する相談先について公共機関等約350カ所にポスターを掲示したほか、自治会の回覧で周知を図った。</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 児童虐待に関する、相談先をより多くの人に周知する。 ⇒新たな周知協力の依頼先を増やしていく。</li> </ol>
<p>(2) 被害を受けた人に対する支援体制の充実</p>	
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 各種専門相談を実施し、関係機関と連携しながら相談者のニーズに合った対応を実施した。</li> <li>2 被害を受けた人がプライバシーや人権を侵害されることなく安心して相談ができるよう、相談者の視点に立った相談体制の充実に努めた。</li> </ol>	
<p>市民相談人権課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 女性相談（DV相談）については、支援措置や一時保護等の情報共有や連携が必要であるため、関係各課との庁内連絡会議を実施した。</li> <li>2 人権擁護委員による人権相談を毎月第2、第4木曜日に実施した。</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 一時保護等については、警察などの関係機関との円滑な連携が必要である。 ⇒常時、関係機関と連携し、迅速で的確な対応ができるよう、情報共有と共通の認識を図る。</li> </ol>
<p>障害福祉課</p>	<p>◆主な事業実績</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者虐待防止センターを設置し、24時間体制で障害者虐待に関する通報、相談を受け付け、早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行った。 通報、届出件数32件。相談対応件数447件</li> </ol> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 障害者虐待の未然防止や相談窓口を周知する。 ⇒引き続き、障害者虐待防止センターにおいて24時間体制で相談を受け付けることに加え、広報啓発活動に取り組む。</li> </ol>

<b>(3) 配偶者等からの暴力を受けた人に対する支援の充実</b>	
<p>1 関係機関と連携し、相談の実施及び情報共有を図った。</p> <p>2 専門知識を有する相談員を配置するとともに、研修等による情報の取得や相談スキルの向上に努めた。</p> <p>3 被害者の心身の安全と生活の安定が図られるよう、自立に向けた相談・支援を行った。</p>	
こども政策課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 母子・父子自立支援員による、生活や手当等制度の相談、助言を実施。相談件数 3,763 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 面接、電話相談に加え、オンライン相談の実施など、相談の仕方の選択肢を広げる。 ⇒土曜開庁時の相談やオンライン相談等について、より周知を図り、ひとり親家庭の生活の安定と自立支援につなげていく。</p>
戸籍住民課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 配偶者暴力防止法等の規定に基づき、被害者からの相談の受付や関係機関との連携を図りながら支援措置を実施した。 支援措置申出件数、新規 35 件、継続 104 件。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 個人情報等を慎重に取扱い、被害者の状況に応じたきめ細かい対応を行う。 ⇒支援措置対象者の対応について、個別に考慮すべき点などを各課と連携し、取扱いの徹底を図る。</p>
交通住宅課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 配偶者からの DV により、市内の実家に避難していた世帯から市営住宅への入居相談を受け、市営住宅審議会に諮り、対応した。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 DV や女性相談に関わる相談については、相談者に寄り添い必要な情報を提供し、調整していくなどの対応を行う。 ⇒関係課から相談があった場合には、支援に向けて調整を行う。</p>
<b>(4) 生涯を通じた健康支援</b>	
<p>1 生涯を通じた健康の保持増進のため、検診や健康教室、各種講座を実施した。</p> <p>2 ライフステージの変化に応じたこころの健康づくりへの理解を深めるため啓発や情報発信を行った。</p>	
健康づくり課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 働く男性・女性のがん検診受診率向上のため、土曜日、日曜日にごん集団検診を開催</p> <p>2 受診率の低い子宮頸がん検診については、女性医師が担当する「レディースデー」を実施</p> <p>3 市民が主体的に健康づくりに取り組めるよう、体操会の実施等を支援。</p> <p>4 市内幼小中学校の保護者を対象に、ストレス対策講座を開催</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 疾病の早期発見のため、受診率の向上を図る。 ⇒受診行動のきっかけづくりのため、市内公共施設で健康測定会「健康バス」の開催や未病センターにおいて、受診勧奨や健康相談のできる環境づくりを行う。</p> <p>2 全国的に就労世代の男性の自殺割合やLGBTQに関連する悩みを持つ思春期世代の自殺願望が非常に高いことに対する対策が必要であ</p>

健康づくり課	<p>る。</p> <p>⇒就労世代及び若年層への啓発のため、SNSを活用した情報発信を行うとともに、様々な場面で啓発の機会を増やす。</p>
<p><b>【基本方針4】</b> 男女共同参画に対する理解を深めるために</p>	
<p><b>(1) 子どもに対する男女共同参画教育の充実</b></p>	
<p>1 生命や人権の尊重を基盤とし、一人ひとりの子どもの個性を認め、それぞれの良さを伸ばす教育の充実を図る。</p> <p>2 発達段階に応じた計画的かつ継続的な取り組みにより、性の正しい知識と健康に関する教育の充実に努めた。</p>	
教育指導課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 子どもの勤労観や社会性を養い、将来の職業や生き方について、自らの適性や希望に合った進路を主体的に選択できるよう、キャリアパスポートの活用を図ることができた。</p> <p>2 性に関する自己決定権の尊重の重要性や飲酒、喫煙、薬物乱用に関する正しい知識について、学級活動等の時間を活用して指導を行った。</p> <p>3 学校訪問等の授業実践の協議の場において、男女共同参画の視点に立った助言を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 急速な社会変化に伴い勤労観や求められる社会性も変化しており、将来の職業や生き方も広がりが見られていることから、実際に社会に関わる活動を通して子どもたちの勤労観や社会性を養っていくことが必要である。</p> <p>⇒引き続き、オンラインも活用した職場体験学習等の活動を推進するとともに、コミュニティ・スクール等の制度を活用し、より多角的な視点から子ども達の勤労観や社会性を養っていく。</p> <p>2 園校において人権尊重に立った教育活動が常になされるよう、教職員の人権感覚、意識を向上する。</p> <p>⇒自らの言動が児童生徒の尊厳を傷つけないよう、態度や行動を振り返るための助言を重ねていく。</p>
教育研究所	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 幼稚園、こども園、小・中学校の各教職員に向けたネットリテラシー研修会を実施するとともに、情報モラル教育に有効な資料を各校に共有できた。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 児童生徒のネットリテラシーの育成を図るため、メディアからの情報を正しく読み解く力を育てることやネットモラルも含め、今後も引き続き急速に変化する情報化社会に対応するための取組の推進を図る。</p> <p>⇒GIGA ワークブックはだのの有効活用に努めるとともに、児童生徒が安全に学習用端末を利用するため、「秦野市学校情報セキュリティポリシー」の周知を進め、教職員の意識向上を図る。</p>

<b>(2) 生涯学習等の場における意識啓発事業の推進</b>	
1 性別による固定的な性別役割分担意識への気づきや男女共同参画社会についての理解を深めるために講座や講演会を開催した。	
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 市民団体との連携を図り「男女共同社会フォーラム」や「人権・男女を考える講演会」を開催した。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女共同参画を浸透させるため、男性や若い年代の参加を促す啓発活動が必要である。 ⇒興味や関心を持つ実用的なテーマなど、講演会の内容や周知の方法を工夫していく。</p>
<b>【基本方針5】</b>	
<b>男女共同参画社会の実現を着実に進めるために</b>	
<b>(1) 庁内推進組織による計画推進の適正管理</b>	
1 推進状況を踏まえた年次報告書の作成及び各所管課の取組に対する対応策を検討した。	
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 各所管課の施策の推進状況を把握し、年次報告書にまとめた。男女共同参画推進会議において成果、課題を報告し、意見交換、検討を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 第4期プランの進行管理を適切に行い、全庁的に施策を推進できるよう取り組む。 ⇒庁内推進組織の「男女共同参画推進会議」において、情報共有や協議を行い、課題への取組について、各所管課と連携し、検討を進める。</p>
<b>(2) 方針決定過程における女性の登用の促進</b>	
1 各審議会等における女性委員の登用率の引き上げを推進した。	
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 各審議会等における女性委員の登用率を第4期男女共同参画プランの計画終了時までには40%とする目標値を設定し、調査を実施。令和6年4月1日現在の女性登用率は26.0%であった。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 女性委員の登用率の引き上げを推進する。 ⇒目標未達成の所管課へヒアリングを行い、阻害要因についての改善策や効果的な方法について検討していく。</p>
<b>(3) 各機関と連携した事業の推進</b>	
1 県、近隣自治体などの関係機関や市民団体と連携した啓発活動を実施し、事業を推進した。	
市民相談人権課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 県、厚木市と協働し、女性のスキルアップ講座を全2回開催。参加者数（延べ人数）30人</p> <p>2 人権を尊重し多様性を認め合う社会づくりを推進するため、パートナーシップ宣誓制度等の性的マイノリティに対する支援を行った。</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 性的マイノリティに対する正しい知識や多様な性を尊重する社会について理解の促進を図る。 ⇒市民や学校、会社、地域などにおける理解を促進するための周知方法を検討する。</p>

<b>(4) 市職員における女性活躍「行動計画」に基づく取組みと職員一人ひとりの意識啓発の推進</b>	
<p>1 男女間の登用の差を改善するため、男女共同参画の視点を意識した登用に努めた。</p> <p>2 職員一人ひとりが男女共同参画社会に対する理解と認識を深めることはもとより、自らの個性と能力を十分発揮できるよう研修を実施した。</p>	
人事課	<p>◆主な事業実績</p> <p>1 令和7年度までに女性職員の割合を課長代理級40%以上、課長級以上22%以上を達成する目標値としており、前年度に対し課長代理級は2.9%増の20.9%、課長級以上は2.5%減の17.8%であった。</p> <p>2 新採用職員を対象に、男女共同参画に対する理解と認識を深める研修を実施。受講者数 29名</p> <p>◆課題と課題解決に向けた対応</p> <p>1 男女共同参画の視点を十分に考慮した登用を進め、女性職員の活躍を一層推進する。</p> <p>⇒女性職員が管理職となることを目指すためには、短期的な対応ではなく、計画的な育成、意欲の向上、キャリア支援を継続的に進めていく必要があることから、引き続き重点事業として、推進する。</p>

## 「第4期はだの男女共同参画プラン」 推進状況（指標）

番号	基本方針	指標名	指標の説明	目標設定の考え方	令和元年度 (計画策定時の値)	令和5年度(中間値)	令和6年度(実績値)	令和7年度(目標値)	目標達成に向けた今後の取り組み
1	1	保育所等待機児童数	保育所等に入園を希望する児童のうち、定員超過により入所できない児童の数	男女共同参画社会の実現に向けて進めるべき施策に関する意識調査の結果(図表19)によると、「保育所の充実など子育て環境の整備」を望む回答が最も多くなっている。女性の就業機会の増加や核家族化が進む中、仕事と子育てを両立し、安心して子育てができる環境づくりを進める。	9人	0人	0人	0人	教育・保育の質と量の確保を進め、すべての児童が希望する教育・保育が受けられるよう取り組む。
2	1	地域子育て支援拠点事業の箇所数	地域に「子育て支援センター」として開設されている施設の数	子育てにおける不安の解消や遊びを通じた子どもの豊かな情緒を育てる目的で、親子同士がふれあうことができる場の提供とともに、育児について気軽に相談できる良好な子育て環境づくりを進める。	8箇所	10箇所	10箇所	9箇所	令和3年度に出張型を2箇所開設したことで目標値を達成し、合計10箇所の子育て支援センターを運営している。 より身近な地域で子育て支援の場を提供することが出来るよう、引き続き、親や子ども同士がふれあうことができ、気軽に相談できる場所を運営していく。
3	1	認知症サポーター養成講座受講者数	認知症サポーター養成講座を受講した人数	認知症になっても安心して暮らせるまちを目指し、認知症に対する正しい知識と理解をもった認知症サポーターを養成する。	13,250人	16,023人	16,787人	24,000人	関係機関との協力で、学校、公共交通等に対して講座を実施した。 新規団体への実施が課題である。若い世代や生活場所に合わせ、新しい団体へのアプローチを図り、受講者数増を目標とする。
4	1	防災講演会等の参加者数	防災講演会等に参加した人数	自治会や自主防災会などを対象に、防災に関する講演会、講習会、研修会を開催し、地域住民の参加者数を増やしていくことで、市民の防災意識の高揚に努め、男女が共に協力し合える地域防災力の向上を図る。	3,749人	2,442人	2,313人	4,300人	市内の幼稚園や小・中学校などの幅広い世代への講習会を実施回数増加を図る。今後も、屋外での訓練等実施形態を工夫しながら、市民の防災意識の高揚に努め、男女が共に協力し合える地域防災力の向上を図る。
5	2	ふるさとハローワークにおける職業紹介件数に対する就職件数の割合	「ふるさとハローワーク」(公共職業安定所)における紹介件数に対し、実際に就職した件数の割合	働きたい人の就業を促進することで、仕事と家庭生活の両立を希望する人の支援につながる。	24.0%	20.7%	21.4%	24.0%	ふるさとハローワークと連携し、市でおこなっている求職者支援カウンセリングを活用し、求職者の就職につなげていく。

番号	基本方針	指標名	指標の説明	目標設定の考え方	令和元年度 (計画策定時の値)	令和5年度(中間値)	令和6年度(実績値)	令和7年度(目標値)	目標達成に向けた今後の取り組み
6	3	女性相談室案内カード設置箇所数	女性用トイレに設置している女性相談室案内カードの設置箇所数	女性相談室案内カードの設置場所を拡大し、DV等への理解と相談窓口の周知を図り、暴力を許さない環境づくりに努める。	27箇所	35箇所	41箇所	39箇所	令和6年度は、市内ぼけつと5箇所とちっちゃなてに新たに設置した。平成24年から公共施設及び駅の公衆トイレ内等に設置場所を増やしており、女性相談が必要な方に、より周知ができるよう、効果的な設置場所の拡大に努める。
7	3	未病センター健康相談会における利用者数	県から未病センターとして認証された市内3か所のトレーニングルームにおいて開催された、未病に関する健康セミナーや健康相談会に参加した人数	生涯を通じた健康の保持増進のため、未病改善の基本である「食」「運動」「社会参加」の3つの取組を推進し、男女共に健康寿命の延伸につなげる。	182人	124人	219人	260人	男女共に様々な視点からの未病改善に向けて、県健康支援プログラムを活用した健康教育を実施する。また、未病センターの認知度向上のため、各講座での周知やチラシの配架を行う。
8	3	特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率	疾病の早期発見・早期治療につなげるための特定健診の受診率 【受診率】	男女の生涯を通じた健康の保持増進のため、定期的に健康診査を受診し、市民が自身の健康状態を知り、その結果に基づき生活習慣の改善や適切な指導・治療を受けることができるように取組を実施する。	33.6%	36.4%	35.5%	40%以上	性別やライフプランを踏まえた健康に関する理解を深め、特定健診の必要性、健診受診のメリット、未受診によるリスク等をショッピングモールでの普及啓発活動や健康づくり課の各種健康相談会等での周知を実施する。未受診者への受診勧奨電話を担当職員及び県国保連合会所属在宅保健師が実施予定。また、未受診者の受診機会を増やすため、集団検診を実施する。
9			疾病の早期発見・早期治療につなげるための特定保健指導の利用率 【利用率】	男女の生涯を通じた健康の保持増進のため、定期的に健康診査を受診し、市民が自身の健康状態を知り、その結果に基づき生活習慣の改善や適切な指導・治療を受けることができるように取組を実施する。	14.4%	15.5%	18.2%	26%以上	利用者の利便性を向上することで、利用率の向上を目指し、市内各地域の公民館等や集団健診の会場で特定保健指導初回面接を実施している。また、県国保連合会や日本調剤秦野薬局の協力を得て、保健指導のインセンティブとして内臓脂肪測定や糖化度測定を実施するプログラムを行う。
10	5	審議会等における女性委員の登用率	地方自治法に基づく審議会等における女性委員の登用率(翌年度4月1日現在)	行政における重要な政策方針決定過程の場において、男女の意見が偏りなく反映されるため、女性委員の登用率の引き上げを推進する。	26.3%	27.0%	26.0%	40.0%	令和6年度の登用率は、前年度の27.0%から1.0%下がった。40%に満たない審議会の関係部署にヒアリングを実施し、共通理解を図るとともに、登用率引き上げの方法を検討するなどの働きかけを行っているが、併せて有効な方法の検討も行っていく。

男女共同参画社会へのあゆみ

附属資料2

年	秦野市の動き	国・県等の動き	世界の動き
1945 (昭和20)		・「改正選挙法」公布（婦人参政権）	・国連設立
1946 (昭和21)		・初の婦人参政権行使 ・初の女性国会議員（39人）が誕生 ・「日本国憲法」公布（男女平等明文化）（1947年施行）	・国連婦人の地位委員会を設置
1947 (昭和22)		・「改正民法」公布（家父長制廃止）（1948年施行）	
1948 (昭和23)		・「優生保護法」公布、施行	・「世界人権宣言」採択
1951 (昭和26)		・「サンフランシスコ平和条約」締結	
1956 (昭和31)		・「売春防止法」公布（1958年施行） ・国連加盟	
1960 (昭和35)		・初の女性国務大臣が誕生	
1961 (昭和36)		・「所得税法」改正（配偶者控除制度新設）	
1966 (昭和41)			・「国際人権規約」採択
1967 (昭和42)			・「婦人に対する差別撤廃宣言」採択
1975 (昭和50)		・「国際婦人年にあたり婦人の社会的地位の向上をはかる決議」採択 ・総理府に婦人問題企画推進本部設置、総理府婦人問題担当室業務開始	・国際婦人年 ・国際婦人年世界会議（メキシコシティ）「世界行動計画、メキシコ宣言」採択 ・「女性の休日」（アイスランド・10月24日）
1976 (昭和51)		・「民法改正（離婚後婚氏統稱制度）」、「戸籍法」公布、施行	・国連婦人の10年（～1985年）
1977 (昭和52)		・「国内行動計画」策定 ・国立婦人教育会館開館 ・県 県民総務室に婦人班設置	
1979 (昭和54)			・「女子差別撤廃条約」採択
1980 (昭和55)		・「民法改正（配偶者の相続分改正、寄与分新設）」（1981年施行） ・国連婦人の10年中間年全国会議	・国連婦人の10年（中間年）世界会議（コペンハーゲン） ・「国際婦人の10年後半期行動プログラム」採択
1981 (昭和56)		・国内行動計画後期重点目標を設定	・「ILO第156号条約（家族的責任条約）」採択
1982 (昭和57)		・県 「かながわ女性プラン」策定 ・県 県立婦人総合センター開館 ・県 県民部に婦人企画室設置	
1984 (昭和59)		・「国籍法」、「戸籍法」改正（父母両系主義）（1985年施行） ・「パートタイム労働対策要綱」制定	
1985 (昭和60)	・「秦野市婦人問題懇話会」発足 ・懇話会の名称を「秦野の男女共同社会をめざす会」に改称	・「国民年金法」改正（専業主婦の基礎年金保障）（1986年施行） ・「男女雇用機会均等法」公布（1986年施行） ・「女子差別撤廃条約」の批准（1986年発効）	・「国連婦人の10年」の成果を検討し、評価するための世界会議（ナイロビ） ・「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択
1986 (昭和61)	・新総合計画に「女性の地位向上」を位置付ける		
1987 (昭和62)		・「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定 ・「所得税法」改正（配偶者特別控除制度新設）、施行 ・県 「新かながわ女性プラン」策定	
1988 (昭和63)		・「労働基準法」改正（週40時間制）	
1989 (平成元)	・提言検討委員会設置	・「新学習指導要領」告示（高校家庭科男女必修） ・「パートタイム労働指針」告示	・「児童の権利に関する条約」採択
1990 (平成2)	・秦野の男女共同社会をめざす会が「男女共同社会実現のために」と題し市長に提言 ・市民部生活文化室に「女性担当」設置		・国連婦人の地位委員会拡大大会期 ・国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択（指導的地位の女性割合を'95年までに30%にするなど）
1991 (平成3)	・秦野市女性団体会議開催 女性団体ネットワーク化について ・総合計画第2期基本計画に「女性の自立と社会参加の促進」を位置付ける ・'91女性フォーラム開催	・「育児休業法」公布（1992年施行） ・「新国内行動計画（第一次改定）」策定 ・県 「新かながわ女性プラン改定実施計画」策定 ・県 県立婦人総合センターを県立かながわ女性センターに名称変更	
1992 (平成4)	・はだの女性プラン策定 共同参加社会の形成 -男女の自立・平等社会は共同と参加で- ・女性フォーラム開催 ・'92はだの女性プラン策定フォーラム開催	・「介護休業制度等に関するガイドライン」の策定 ・初の婦人問題担当大臣誕生	・環境と開発に関する国連会議（リオデジャネイロ）
1993 (平成5)	・はだの女性プラン市民推進組織設立準備会及び発足会議 名称を「はだの市民が創る男女共同社会推進会議」と決定 ・はだの市民が創る男女共同社会推進会議設立記念フォーラム'93開催	・「パートタイム労働法」公布、施行 ・女性初の衆議院議長が誕生	・「国連世界人権会議（ウィーン）ウィーン宣言」採択 ・「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択
1994 (平成6)	・女性行政推進会議幹事会 *女性問題に関する職員意識調査検討部会の設置 *女性の人材リストについて *女性行政推進会議幹事会 *第2次はだの女性プランについて ・パートナー創刊号発行 ・'94はだの男女共同社会フォーラム開催	・内閣に男女共同参画推進本部設置 ・総理府に男女共同参画室、男女共同参画審議会設置 ・「児童の権利に関する条約」批准	・「ILO175号条約（パートタイム労働に関する条約）」採択 ・「アジア・太平洋における女性の地位向上のためのジャカルタ宣言」採択 ・国際人口開発会議（カイロ）行動計画（新たな概念リプロダクティブ・ヘルス/ライツを含む。）

年	秦野市の動き	国・県等の動き	世界の動き
1995 (平成7)	・市民推進会議委員学習会 「南足柄市女性行政の施策について」 ・'95はだの男女共同社会フォーラム開催	・「育児休業法改正（介護休業制度）」公布（1995、1999年施行） ・ILO156号条約（家族的責任条約批准）	・第4回世界女性会議（北京）「北京宣言、行動綱領」採択
1996 (平成8)	・秦野市審議会への女性の参加推進基準を施行 はだの女性人材リストの作成 ・'96はだの男女共同社会フォーラム開催	・「優生保護法」を改正、「母体保護法」として公布、施行 ・「男女共同参画ビジョンー21世紀の新たな価値の創造」総理府 男女共同参画審議会答申 ・「男女共同参画2000年プランー男女共同参画社会の形成の促進に関する平成12年（西暦2000年）度までの国内行動計画」策定	
1997 (平成9)	・視察研修 厚木市婦人会館「婦人会館の活動について」 ・藤沢女性団体との交流会 ・'97はだの男女共同社会フォーラム開催	・「労働基準法」改定（女子保護規定撤廃） ・「男女雇用機会均等法」改正（女子差別禁止、セクハラ防止義務）（1999年施行） ・「育児・介護休業法」改正（深夜業制限） ・県 「かながわ女性プラン21」策定	
1998 (平成10)	・茅ヶ崎市女性団体との交流会 ・座談会「男女共同参画社会を考える」開催 ・'98はだの男女共同社会フォーラム開催		
1999 (平成11)	・第1回秦野市女性行動計画検討会議・策定委員会 ・はだの女性カレッジ	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」の公布・施行（女性の参画の促進）	
2000 (平成12)	・第2回～第4回秦野市女性行動計画策定委員会・検討会議 ・はだの女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2000開催	・「男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「介護保険法」の施行 ・「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」公布・施行	・国連特別総会「女性2000年会議」開催（ニューヨーク） ・ミレニアム開発目標（MDGs）設定
2001 (平成13)	・「はだの男女共同参画プラン」策定 ・女性のための悩み相談実施 ・はだの男女共同社会フォーラム2001開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」	・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「配偶者暴力防止法」）」公布・施行 ・「育児・介護休業法」改正（2001、2002年施行） ・第1回男女共同参画週間	
2002 (平成14)	・第1回～第4回 男女共同参画活動拠点設置検討委員会開催 ・男女共同参画職員研修 ・女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2002開催	・県「神奈川県男女共同参画推進条例」公布・施行 ・県 配偶者暴力相談支援センター設置 ・「人権教育・啓発に関する基本計画」閣議決定	
2003 (平成15)	・市民活動サポートセンター内に女性相談室を開設 女性のための悩み相談実施 ・男女共同参画職員研修 ・はだの女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2003開催	・「次世代育成支援対策推進法」公布（2005年全面施行） ・「少子化社会対策基本法」公布 ・県「かながわ男女共同参画プラン」策定	
2004 (平成16)	・市民推進会議 10周年記念活動の記録発行 ・女性行政推進会議から男女共同参画推進会議に名称を改正（庁内） ・女性のための悩み相談実施（毎月第2・4火） ・市民推進会議伊勢原市ききょうフォーラムとの委員交流会実施 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会・検討会議（第1回）開催 ・はだの女性カレッジ ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2004開催	・「配偶者暴力防止法」改正 ・「育児・介護休業法」改正（育児・介護取得の期間雇用者への適用拡大、育児休業期間の延長、子の看護休暇の創設）（2005年施行）	
2005 (平成17)	・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会（第2回、第3回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画検討会議（第2回～第4回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会分科会開催（全5回） ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2005開催	・「次世代育成支援対策推進法」全面施行 ・「第2次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・県 かながわ女性センターにかながわ女性キャリア支援センターを設置 ・「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	・第49回国連婦人の地位委員会「北京+10」開催
2006 (平成18)	・秦野市人権施策推進指針策定 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画検討会議（第5回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期基本計画策定委員会（第4回）開催 ・はだの男女共同参画プラン後期行動計画策定 ・はだの女性カレッジ ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2006開催	・「男女雇用機会均等法」改正（間接差別禁止、男性を含むセクハラ禁止）（2007年施行） ・東アジア男女共同参画担当大臣会合開催 ・県「かながわDV被害者支援プラン」策定	・第1回東アジア男女共同参画担当大臣会合開催（東京） ・世界経済フォーラムがジェンダーギャップ指数の発表を開始
2007 (平成19)	・かながわ女性センター、防災課との共催による女性の人権に関する講座「家庭を守る防災対策～女性の視点で防災を考える～」開催 ・男女共同参画職員研修 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・はだの男女共同社会フォーラム2007開催 ・はだの女性カレッジ	・「パートタイム労働法」の改正（均衡のとれた処遇の確保の促進）（2008年施行） ・「配偶者暴力防止法」改定（2008年施行） ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008 (平成20)	・第1回男女共同参画管理職研修「ハラスメントのない職場づくりに向けて」開催 ・第2回男女共同参画管理職研修「快適な職場環境づくりのために～適切なマネジメントとパワー・ハラスメントの防止について～」開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2008開催 ・はだの女性カレッジ	・「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定 ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第2次）」策定	

年	秦野市の動き	国・県等の動き	世界の動き
2009 (平成21)	・かながわ女性センター、商工課との共催による求職者支援カウンセリング実施 ・はだの男女共同社会フォーラム2009開催 ・はだの女性カレッジ ・他市との共催による「女性起業家入門講座」	・「育児・介護休業法」改正（2010年施行） ・男女共同参画シンボルマーク決定 ・県「かながわDV被害者支援プラン」改定	・UNESCO等 「セクシュアリティ教育に関する国際テクニカルガイダンス」策定
2010 (平成22)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回～第6回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの女性カレッジ ・はだの男女共同社会フォーラム2010開催 ・女性起業家入門講座	・「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」開催
2011 (平成23)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第7回）開催 ・第2期はだの男女共同参画プラン策定 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2011開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」	・「次世代育成支援対策推進法」改正 ・「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定	・ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関「UN Women（国連女性機関）」正式発足
2012 (平成24)	・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2012開催 ・他市との共催による「女性起業家入門講座」		
2013 (平成25)	・はだの男女共同社会フォーラム2013開催 ・キャリアデザイン講座	・「配偶者暴力防止法」改正（2014年施行） ・「ストーカー規制法」改正 ・「日本再興戦略」の中核に「女性の活躍推進」が位置づけられる ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第3次）」策定	
2014 (平成26)	・市民推進会議活動の記録 設立20周年記念発行 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2014開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「パートタイム労働法」の改正（2015年施行） ・「まち・ひと・しごと創生法」公布・施行 ・「すべての女性が輝く社会づくり本部」設置 ・県「かながわDV防止・被害者支援プラン」策定	
2015 (平成27)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回～第2回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2015開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」）」公布・施行（2016年完全施行） ・「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「配偶者暴力防止法」改正、施行 ・県 かながわ女性センターを県藤沢合同庁舎に移転し「かながわ男女共同参画センター」（かなテラス）に名称変更	・第59回国連婦人の地位委員会「北京+20」開催 ・「持続可能な開発のための2030アジェンダ（SDGs）」採択
2016 (平成28)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第3回～第4回）開催 ・第3期はだの男女共同参画プラン策定 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2016開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「女性活躍推進法」完全施行 ・「育児・介護休業法」改正（2017年施行） ・「男女雇用機会均等法」改正（2017年施行） ・「ストーカー規制法」改正（2017年施行）	
2017 (平成29)	・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2017開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「働き方改革実行計画」閣議決定 ・「男女雇用機会均等法」改正（2020年施行）	
2018 (平成30)	・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2018開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行 ・「育児・介護休業法」改正（2019年施行） ・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第4次）」策定	
2019 (令和元)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2019開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「女性活躍推進法」改正（2022年度全面施行） ・「育児・介護休業法」改正（2021年施行）	
2020 (令和2)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第2回～第5回）開催 ・男女共同参画職員研修	・「第5次男女共同参画基本計画」閣議決定 ・「男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン」策定	・第64回国連婦人の地位委員会「北京+25」開催
2021 (令和3)	・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第6回）開催 ・第4期はだの男女共同参画プラン策定 ・秦野市犯罪被害者等支援条例制定（2022年施行）	・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」改正・施行 ・「育児・介護休業法」改正（2022、2023年施行）	
2022 (令和4)	・男女共同参画職員研修 ・秦野市人権施策推進指針改定 ・はだの男女共同社会フォーラム2022開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布（2024年施行） ・「AV出演被害防止・救済法」公布、施行	
2023 (令和5)	・市民推進会議活動の記録 設立30周年記念発行 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2023開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」 ・秦野市パートナーシップ宣誓制度開始	・県「かながわ男女共同参画推進プラン（第5次）」策定 ・「配偶者暴力防止法」改正（2024年施行） ・「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」公布・施行	
2024 (令和6)	・市議会が衆参両院及び政府に対し「女性差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書」を提出 ・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第1回）開催 ・男女共同参画職員研修 ・はだの男女共同社会フォーラム2024開催 ・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」	・「育児・介護休業法」改正（2025年施行） ・「女性活躍推進法」改正・施行	

年	秦野市の動き	国・県の動き	世界の動き
2025 (令和7)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第2回～第5回）開催</li> <li>・男女共同参画職員研修</li> <li>・はだの男女共同参画フォーラム2025開催</li> <li>・他市との共催による「女性のためのhappyビジネススキルアップ講座」</li> <li>・「はだの市民が創る男女共同参画推進会議」へ名称変更</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「女性活躍推進法」改正（10年間延長。男女間賃金差異の情報公表義務の対象拡大）（2026年4月施行）</li> <li>・「人権教育・啓発に関する基本計画（第2次）」閣議決定</li> <li>・初の女性内閣総理大臣が誕生（10月21日就任）</li> <li>・「東京都雇用・就業分野における女性の活躍を推進する条例」成立（2026年7月施行）</li> </ul>	
2026 (令和8)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はだの男女共同参画プラン策定委員会（第6回）開催</li> <li>・第5期はだの男女共同参画プラン策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「第6次男女共同参画基本計画」閣議決定</li> </ul>	

関係法令等

(1)	日本国憲法（抜粋）	104
(2)	男女共同参画社会基本法	106
	男女共同参画社会基本法案に対する附帯決議	109
(3)	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章	112
(4)	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	116
(5)	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	128
(6)	政治分野における男女共同参画の推進に関する法律	138
(7)	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律	140
(8)	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約	146
(9)	第4回世界女性会議 北京宣言	154
(10)	神奈川県男女共同参画推進条例	158

## (1) 日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布  
昭和 22 年 5 月 3 日施行

日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであつて、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。

日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第一条 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であつて、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

第十一条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第十二条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであつて、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。

第十三条 すべて国民は、個人として尊重される。

生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第十四条 すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

第十八条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第十九条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第二十条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。  
2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。  
3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第二十一条 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第二十二条 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。  
2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第二十三条 学問の自由は、これを保障する。

第二十四条 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。  
2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない。

第二十五条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。  
2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第二十六条 すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第二十七条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第二十八条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第二十九条 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第九十七条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

第九十八条 この憲法は、国の最高法規であつて、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

第九十九条 天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ。

## (2) 男女共同参画社会基本法 (平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

改正 平成十一年七月十六日法律第百二号  
平成十一年十二月二十二日法律第六十号  
令和七年六月二十七日法律第八十号

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

#### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形

成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

#### (男女の人権の尊重)

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

#### (社会における制度又は慣行についての配慮)

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

#### (政策等の立案及び決定への共同参画)

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

#### (家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

#### (国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

#### (国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女

共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の責務）

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

（法制上の措置等）

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告等）

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

## 第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

（男女共同参画基本計画）

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計

画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

（都道府県男女共同参画計画等）

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策に

ついで苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(連携及び協働の促進)

第十八条 国及び地方公共団体は、国、地方公共団体、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を行う民間の団体その他の関係者が相互に連携と協働を図ることにより男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の効果的な推進が図られることに鑑み、これらの者の間における協議の促進その他の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を講ずるように努めるものとする。

2 地方公共団体は、前項の関係者相互間の連携と協働を促進するために必要な施策を推進するための拠点としての機能を担う体制を、単独で又は共同して、確保するように努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条の二 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に関する業務並びに民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動に従事する人材の確保、養成及び資質の向上に必要な施策を講ずるように努めるものとする。

(調査研究)

第十八条の三 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の国及び地方公共団体の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定及び実施に資する調査研究を推進するように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第十九条 国は、前三条に定めるもののほか、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策に関する活動を支援するため、助言、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第二十条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の

形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

### 第三章 男女共同参画会議

(設置)

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

(議長)

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任

者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

## (2-1) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

平成 11 年 5 月 21 日 参議院総務委員会

一 政策等の立案及び決定への共同参画は、男女共同参画社会の形成に当たり不可欠のものであることにかんがみ、その実態を踏まえ、国及び地方公共団体において、積極的改善措置の積極的活用も図ることにより、その着実な進展を図ること。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、家庭生活と職業生活の両立の重要性に留意しつつ、両立のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も

共に担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、現行の法制度についても広範にわたり検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法制上又は財政上の措置を適宜適切に講ずること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進については、男女共同参画会議の調査及び監視機能が十全に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、体制を充実させること。

一 本法の基本理念に対する国民の理解を深めるために、教育活動及び広報活動等の措置を積極的に講ずること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会を形成する責務を自覚するよう適切な指導を行うこと。

一 苦情の処理及び人権が侵害された場合における被害者救済のための措置については、オンブズパーソンの機能を含めて検討し、苦情処理及び被害者救済の実効性を確保できる制度とすること。

男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、女子差別撤廃条約その他我が国が締結している国際約束を誠実に履行するため必要な措置を講ずるとともに、男女共同参画の視点に立った国際協力の一層の推進に努めること。

右決議する。

## (2-2) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

平成 11 年 6 月 11 日 衆議院内閣委員会

政府は、本法施行に当たり、次の事項に配慮すべきである。

一 家庭生活における活動と他の活動の両立については、ILO 第 156 号条約の趣旨に沿い、両立

のための環境整備を早急に進めるとともに、特に、子の養育、家族の介護については、社会も共に責任を担うという認識に立って、その社会的支援の充実強化を図ること。

一 女性に対する暴力の根絶が女性の人権の確立にとって欠くことができないものであることにかんがみ、あらゆる形態の女性に対する暴力の根絶に向けて積極的に取り組むこと。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に当たっては、性別によるあらゆる差別をなくすよう、現行の諸制度についても検討を加えるとともに、施策の実施に必要な法政上又は財政上の措置を適切に講ずること。

一 男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進に当たっては、その施策の推進体制における調査及び監視機能が十分に発揮されるよう、民間からの人材の登用を含め、その体制の整備の強化を図ること。

一 各事業者が、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与する責務を有することを自覚して、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図るよう、適切な指導を行うこと。

一 男女共同参画社会の形成には、男女の人権の尊重が欠かせないことにかんがみ、苦情の処理及び被害者の救済が十分図られるよう、実効性のある制度の確立に努めること。

### (2-3) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

令和7年6月11日 衆議院内閣委員会

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項に留意し、その運用等について遺漏なきを期すべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を女性教育の振興にとどめず男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉

県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊密な連携の在り方、機構から全国各地への効率的なアウトリーチの手法等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行うこと。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、必要性の低い施設を温存することのないよう合理化や効率化を徹底し、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。あわせて、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。

四 男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方自治体と丁寧なコミュニケーションを図ること。また、全国のセンターに対し、その機能を充実させるための支援を行うとともに、各地でセンターが十分な機能を発揮することができるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

### (2-4) 男女共同参画社会基本法案に対する 附帯決議

令和7年6月19日 参議院内閣委員会

政府は、両法の施行に当たり、次の諸点について適切な措置を講ずるべきである。

一 独立行政法人男女共同参画機構（以下「機構」という。）の目的を男女共同参画促進施策の推進とすることに鑑み、機構及び男女共同参画センター（以下「センター」という。）について、その認知度の向上を図るとともに、男女共同参画社会の形成を社会全体で促進するための活用の在り方について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。その際には、女子差別撤廃条約にのっとりジェンダー平等の実現に向けた取組を促進することに十分留意すること。

二 機構の主たる事務所について、引き続き埼玉県比企郡嵐山町に存置する方針であることに鑑み、政府の男女共同参画施策に係る部局との緊

密な連携の在り方等について検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

三 機構から埼玉県への土地の返還に当たっては、その具体的な方法及び時期について、埼玉県及び嵐山町との間で丁寧な協議を行い、原状回復の在り方について埼玉県が研修棟や宿泊棟等の民間による活用を望む場合には、県の検討等に協力すること。また、機構の有する施設については、同町に設置されることの利点を生かしつつ、各施設の必要性を十分に検討した上で、男女共同参画の中核的組織としてふさわしい活用が行われるよう留意すること。

四 多数の地方公共団体が予算・人員の不足等の理由からセンターを設置していない現状等を踏まえ、男女共同参画の施策の推進に当たっては、地方公共団体と丁寧なコミュニケーションを図り、地域間格差の解消に努めること。また、全国のセンターに対する機構のバックアップ機能を高めるとともに、各地でセンターが行う取組の底上げを実現できるよう、広域的な連携・協力体制の構築を後押しすること。

五 センターにおける各種事業は、男女共同参画に関する専門性を必要とする公務労働であるにもかかわらず、非常勤職員等の非正規公務員が低賃金で従事している場合があることに鑑み、職務と賃金の不均衡を是正すべく、地方公共団体による実態の把握と処遇改善等の取組を促すこと。

六 機構の有効性及び必要性を不断に検証し、社会情勢や行政需要の変化に応じて機能や主たる事務所の設置場所を含め組織体制の見直しを行い、その結果に基づき必要な措置を講ずること。

右決議する。

### (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章

（仕事と生活の調和推進官民トップ会議 平成 19 年 12 月 18 日策定、平成 22 年 6 月 29 日新合意）

我が国の社会は、人々の働き方に関する意識や環境が社会経済構造の変化に必ずしも適応しきれず、仕事と生活が両立しにくい現実直面している。

誰もがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たす一方で、子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる個人の時間を持てる健康で豊かな生活ができるよう、今こそ、社会全体で仕事と生活の双方の調和の実現を希求していかなければならない。

仕事と生活の調和と経済成長は車の両輪であり、若者が経済的に自立し、性や年齢などに関わらず誰もが意欲と能力を発揮して労働市場に参加することは、我が国の活力と成長力を高め、ひいては、少子化の流れを変え、持続可能な社会の実現にも資することとなる。

そのような社会の実現に向けて、国民一人ひとりが積極的に取り組めるよう、ここに、仕事と生活の調和の必要性、目指すべき社会の姿を示し、新たな決意の下、官民一体となって取り組んでいくため、政労使の合意により本憲章を策定する。

#### 【いま何故仕事と生活の調和が必要なのか】

（仕事と生活が両立しにくい現実）

仕事は、暮らしを支え、生きがいや喜びをもたらす。同時に、家事・育児、近隣との付き合いなどの生活も暮らしには欠かすことはできないものであり、その充実があつてこそ、人生の生きがい、喜びは倍増する。

しかし、現実の社会には、  
・安定した仕事に就けず、経済的に自立することができない、  
・仕事に追われ、心身の疲労から健康を害しかねない、

・仕事と子育てや老親の介護との両立に悩む  
など仕事と生活の間で問題を抱える人が多く見られる。

（働き方の二極化等）

その背景としては、国内外における企業間競争の激化、長期的な経済の低迷や産業構造の変化により、生活の不安を抱える正社員以外の労働者が大幅に増加する一方で、正社員の労働時間は高止まりしたままであることが挙げられる。他方、利益の低迷や生産性向上が困難などの理由から、働き方の見直しに取り組むことが難しい企業も存在する。

（共働き世帯の増加と変わらない働き方・役割分担意識）

さらに、人々の生き方も変化している。かつては夫が働き、妻が専業主婦として家庭や地域で役割を担うという姿が一般的であり、現在の働き方は、このような世帯の姿を前提としたものが多く残っている。

しかしながら、今日では、女性の社会参加等が進み、勤労者世帯の過半数が、共働き世帯になる等人々の生き方が多様化している一方で働き方や子育て支援などの社会的基盤は必ずしもこうした変化に対応したものとなっていない。また、職場や家庭、地域では、男女の固定的な役割分担意識が残っている。

（仕事と生活の相克と家族と地域・社会の変貌）

このような社会では、結婚や子育てに関する人々の希望が実現しにくいものになるとともに、「家族との時間」や「地域で過ごす時間」を持つことも難しくなっている。こうした個人、家族、地域が抱える諸問題が少子化の大きな要因の 1 つであり、それが人口減少にも繋がっているといえる。

また、人口減少時代にあつては、社会全体とし

て女性や高齢者の就業参加が不可欠であるが、働き方や生き方の選択肢が限られている現状では、多様な人材を活かすことができない。

#### (多様な働き方の模索)

一方で働く人々においても、様々な職業経験を通して積極的に自らの職業能力を向上させようとする人や、仕事と生活の双方を充実させようとする人、地域活動への参加等をより重視する人などもおり、多様な働き方が模索されている。

また、仕事と生活の調和に向けた取組を通じて、「ディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）」の実現に取り組み、職業能力開発や人材育成、公正な処遇の確保など雇用の質の向上につなげることが求められている。ディーセント・ワークの推進は、就業を促進し、自立支援につなげるという観点からも必要である。

加えて、労働者の健康を確保し、安心して働くことのできる職場環境を実現するために、長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策等に取り組むことが重要である。

#### (多様な選択肢を可能とする仕事と生活の調和の必要性)

いま、我々に求められているのは、国民一人ひとりの仕事と生活を調和させたいという願いを実現するとともに、少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにし、我が国の社会を持続可能で確かなものとする取組である。

働き方や生き方に関するこれまでの考え方や制度の改革に挑戦し、個々人の生き方や子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な働き方の選択を可能とする仕事と生活の調和を実現しなければならない。

個人の持つ時間は有限である。仕事と生活の調和の実現は、個人の時間の価値を高め、安心と希

望を実現できる社会づくりに寄与するものであり、「新しい公共」※の活動等への参加機会の拡大などを通じて地域社会の活性化にもつながるものである。また、就業期から地域活動への参加など活動の場を広げることは、生涯を通じた人や地域とのつながりを得る機会となる。

※「新しい公共」とは、行政だけでなく、市民やNPO、企業などが積極的に公共的な財・サービスの提供主体となり、教育や子育て、まちづくり、介護や福祉などの身近な分野で活躍することを表現するもの。

#### (明日への投資)

仕事と生活の調和の実現に向けた取組は、人口減少時代において、企業の活力や競争力の源泉である有能な人材の確保・育成・定着の可能性を高めるものである。とりわけ現状でも人材確保が困難な中小企業において、その取組の利点は大きく、これを契機とした業務の見直し等により生産性向上につなげることも可能である。こうした取組は、企業にとって「コスト」としてではなく、「明日への投資」として積極的にとらえるべきである。

以上のような共通認識のもと、仕事と生活の調和の実現に官民一体となって取り組んでいくこととする。

#### [仕事と生活の調和が実現した社会の姿]

1 仕事と生活の調和が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」である。

具体的には、以下のような社会を目指すべきである。

#### ① 就労による経済的自立が可能な社会

経済的自立を必要とする者とりわけ若者がい

きいきと働くことができ、かつ、経済的に自立可能な働き方ができ、結婚や子育てに関する希望の実現などに向けて、暮らしの経済的基盤が確保できる。

## ② 健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会

働く人々の健康が保持され、家族・友人などとの充実した時間、自己啓発や地域活動への参加のための時間などを持てる豊かな生活ができる。

## ③ 多様な働き方・生き方が選択できる社会

性や年齢などにかかわらず、誰もが自らの意欲と能力を持って様々な働き方や生き方に挑戦できる機会が提供されており、子育てや親の介護が必要な時期など個人の置かれた状況に応じて多様で柔軟な働き方が選択でき、しかも公正な処遇が確保されている。

### 〔関係者が果たすべき役割〕

2 このような社会の実現のためには、まず労使を始め国民が積極的に取り組むことはもとより、国や地方公共団体が支援することが重要である。既に仕事と生活の調和の促進に積極的に取り組む企業もあり、今後はそうした企業における取組をさらに進め、社会全体の運動として広げていく必要がある。

そのための主な関係者の役割は以下のとおりである。また、各主体の具体的取組については別途、「仕事と生活の調和推進のための行動指針」で定めることとする。

取組を進めるに当たっては、女性の職域の固定化につながることをないように、仕事と生活の両立支援と男性の子育てや介護への関わりの促進・女性の能力発揮の促進とを併せて進めることが必要である。

(企業と働く者)

(1) 企業とそこで働く者は、協調して生産性の向上に努めつつ、職場の意識や職場風土の改革とあわせ働き方の改革に自主的に取り組む。

(国民)

(2) 国民の一人ひとりが自らの仕事と生活の調和の在り方を考え、家庭や地域の中で積極的な役割を果たす。また、消費者として、求めようとするサービスの背後にある働き方に配慮する。

(国)

(3) 国民全体の仕事と生活の調和の実現は、我が国社会を持続可能で確かなものとする上で不可欠であることから、国は、国民運動を通じた気運の醸成、制度的枠組みの構築や環境整備などの促進・支援策に積極的に取り組む。

(地方公共団体)

(4) 仕事と生活の調和の現状や必要性は地域によって異なることから、その推進に際しては、地方公共団体が自らの創意工夫のもとに、地域の実情に応じた展開を図る。

#### (4) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成十三年法律第三十一号)

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとする国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

### 第一章 総則

#### (定義)

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第28条の2において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴

力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

### 第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

#### (基本方針)

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な国、地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

三 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を実施するために必要な当該都道府県、関係地方公共団体及び民間の団体の連携及び協力に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

- 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
- 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する女性相談支援センターその他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
- 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
  - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
  - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
  - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
- 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
- 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

- 4 前項第三号の一時保護は、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
- 5 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 6 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。（女性相談支援員による相談等）

第四条 女性相談支援員は、被害者の相談に応じ、必要な援助を行うことができる。

（女性自立支援施設における保護）

第五条 都道府県は、女性自立支援施設において被害者の保護を行うことができる。

（協議会）

第五条の二 都道府県は、単独で又は共同して、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、関係機関、関係団体、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関連する職務に従事する者その他の関係者（第五項において「関係機関等」という。）により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、単独で又は共同して、協議会を組織することができる。
- 3 協議会は、被害者に関する情報その他被害者の保護を図るために必要な情報の交換を行うとともに、被害者に対する支援の内容に関する協議を行うものとする。
- 4 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。
- 5 協議会は、第三項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。（秘密保持義務）

第五条の三 協議会の事務に従事する者又は従事していた者は、正当な理由がなく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。（協議会の定める事項）

第五条の四 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

### 第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第百三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、

当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

### 第四章 保護命令

(接近禁止命令等)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知してする脅迫(以下この章において「身体に対する暴力等」という。)を受けた者に限る。以下この条並びに第十二条第一項第三号及び第四号において同じ。)が、配偶者(配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあつては、当該配偶者であった者。以下この条及び第十二条第一項第二号から第四号までにおいて同じ。)からの更なる身体に対する暴力等により、その生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して一年間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいてはならないこと

を命ずるものとする。

2 前項の場合において、同項の規定による命令（以下「接近禁止命令」という。）を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、被害者に対して次に掲げる行為をしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、文書を送付し、通信文その他の情報（電気通信（電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第二条第一号に規定する電気通信をいう。以下この号及び第六項第一号において同じ。）の送信元、送信先、通信日時その他の電気通信を行うために必要な情報を含む。以下この条において「通信文等」という。）をファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールの送信等をする事。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、通信文等をファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールの送信等をする事。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、その性的羞恥心を害する文書、図画、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この号において同じ。）に係る記録媒体その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する電磁的記録その他の記録を送信し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

九 その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成十九年法律第六十三号）第二条第一項第一号に規定する位置情報をいう。以下この号において同じ。）を記録し、又は送信する機能を有

する装置で政令で定めるものをいう。以下この号及び次号において同じ。）（同号に規定する行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

十 その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

3 第一項の場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身边につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいはならないこと及び当該子に対して前項第二号から第十号までに掲げる行為（同項第五号に掲げる行為にあつては、電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することに限る。）をしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項の場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、接近禁止命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、接近禁止命令の効力が生じた日から起算して一年を経過する日までの間、

当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身边につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

6 第二項第四号及び第五号の「電子メールの送信等」とは、次の各号のいずれかに掲げる行為（電話をかけること及び通信文等をファクシミリ装置を用いて送信することを除く。）をいう。  
一 電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律（平成十四年法律第二十六号）第二条第一号に規定する電子メールをいう。）その他のその受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信の送信を行うこと。

二 前号に掲げるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって、内閣府令で定めるものを用いて通信文等の送信を行うこと。

（退去等命令）

第十条の二 被害者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫（被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。）を受けた者に限る。以下この条及び第十八条第一項において同じ。）が、配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、第十二条第二項第二号及び第十八条第一項において同じ。）から更に身体に対する暴力を受けることにより、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日から起算して二月間（被害者及び当該配偶者が生活の本拠として使用する建物又は区分建物（不動産登記法（平成十六年法律第百二十三号）第二条第二十二号に規定する区分建物をいう。）の所有者又は賃借人が被害者のみである場合において、被害者の申立てがあったときは、六月間）、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、申立ての時に

いて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

（管轄裁判所）

第十一条 接近禁止命令及び前条の規定による命令（以下「退去等命令」という。）の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

2 接近禁止命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力等が行われた地

3 退去等命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

一 申立人の住所又は居所の所在地  
二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地（接近禁止命令等の申立て等）

第十二条 接近禁止命令及び第十条第二項から第四項までの規定による命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力等を受けた状況（当該身体に対する暴力等を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力等を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者からの更なる身体に対する暴力等により、生命又は心身に重大な危害を受けるおそれが大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 第十条第三項の規定による命令（以下この号並びに第十七条第三項及び第四項において「三項命令」という。）の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該三項命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時における事情

五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げ

る事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 退去等命令の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況（当該身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合であって、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けたときにあっては、当該配偶者であった者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況を含む。）

二 前号に掲げるもののほか、配偶者から更に身体に対する暴力を受けることにより、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時における事情

三 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前二号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

3 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立人の供述を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十三条第一項又は第五十九条第三項の認証を受けたものを添付しなければならない。（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、接近禁止命令、第十条第二項から第四項までの規定による命令及び退去等命令（以下「保護命令」という。）の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し、又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（期日の呼出し）

第十四条の二 保護命令に関する手続における期日の呼出しは、呼出状の送達、当該事件について出頭した者に対する期日の告知その他相当と認める方法によってする。

2 呼出状の送達及び当該事件について出頭した者に対する期日の告知以外の方法による期日の呼出しをしたときは、期日に出頭しない者に対し、法律上の制裁その他期日の不遵守による不利益を帰することができない。ただし、その者が期日の呼出しを受けた旨を記載した書面を提出したときは、この限りでない。

（公示送達の方法）

第十四条の三 保護命令に関する手続における公示送達は、裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨を裁判所の掲示場に掲示してする。

（電子情報処理組織による申立て等）

第十四条の四 保護命令に関する手続における申立てその他の申述（以下この条において「申立て等」という。）のうち、当該申立て等に関するこの法律その他の法令の規定により書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。次項及び第四項において同じ。）をもってするものとされているものであって、最高裁判所の定める裁判所に対してするもの（当該裁判所の裁判長、受命裁判官、受託裁判官又は

裁判所書記官に対してするものを含む。)については、当該法令の規定にかかわらず、最高裁判所規則で定めるところにより、電子情報処理組織(裁判所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。以下この項及び第三項において同じ。))と申立て等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。)を用いてすることができる。

- 2 前項の規定によりされた申立て等については、当該申立て等を書面等をもってするものとして規定した申立て等に関する法令の規定に規定する書面等をもってされたものとみなして、当該申立て等に関する法令の規定を適用する。
- 3 第一項の規定によりされた申立て等は、同項の裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に、当該裁判所に到達したものとみなす。
- 4 第一項の場合において、当該申立て等に関する他の法令の規定により署名等(署名、記名、押印その他氏名又は名称を書面等に記載することをいう。以下この項において同じ。)をすることとされているものについては、当該申立て等をする者は、当該法令の規定にかかわらず、当該署名等に代えて、最高裁判所規則で定めるところにより、氏名又は名称を明らかにする措置を講じなければならない。
- 5 第一項の規定によりされた申立て等が第三項に規定するファイルに記録されたときは、第一項の裁判所は、当該ファイルに記録された情報の内容を書面に出力しなければならない。
- 6 第一項の規定によりされた申立て等に係るこの法律その他の法令の規定による事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、前項の書面をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とする。

(保護命令の申立てについての決定等)

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

- 2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。
- 3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。
- 4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、か

つ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまで又は同条第二項第三号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

- 5 保護命令は、執行力を有しない。  
(即時抗告)

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

- 2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。
  - 3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。
  - 4 前項の規定により接近禁止命令の効力の停止を命ずる場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。
  - 5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。
  - 6 抗告裁判所が接近禁止命令を取り消す場合において、第十条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。
  - 7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。
  - 8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。  
(保護命令の取消し)
- 第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。接近禁止命令又は第十条第二項から第四項まで

の規定による命令にあっては接近禁止命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日以後において、退去等命令にあっては当該退去等命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した日以後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

- 2 前条第六項の規定は、接近禁止命令を發した裁判所が前項の規定により当該接近禁止命令を取り消す場合について準用する。
- 3 三項命令を受けた者は、接近禁止命令が効力を生じた日から起算して六月を経過した日又は当該三項命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した日のいずれか遅い日以後において、当該三項命令を發した裁判所に対し、第十条第三項に規定する要件を欠くに至ったことを理由として、当該三項命令の取消しの申立てをすることができる。
- 4 裁判所は、前項の取消しの裁判をするときは、当該取消しに係る三項命令の申立てをした者の意見を聴かなければならない。
- 5 第三項の取消しの申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。
- 6 第三項の取消しの裁判は、確定しなければその効力を生じない。
- 7 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、第一項から第三項までの場合について準用する。  
(退去等命令の再度の申立て)

第十八条 退去等命令が發せられた後に当該發せられた退去等命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする退去等命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該發せられた命令の期間までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の退去等命令を再度發する必要があると認めるべき事情があるときに限り、退去等命令を發するものとする。ただし、当該退去等命令を發することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該退去等命令を發しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第二項各号列記以外の部分中「事項」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情」と、同項第三号中「事項に」とあるのは「事項及び第十八条第一項本文の事情に」と、同条第三項中「事項に」とあるのは「事項並びに第十八条第一項本文の事情に」とする。

とする。

(事件の記録の閲覽等)

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覽若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

第二十条 削除

(民事訴訟法の準用)

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）第一編から第四編までの規定（同法第七十一条第二項、第九十一条の二、第九十二条第九項及び第十項、第九十二条の二第二項、第九十四条、第一百条第二項、第一編第五章第四節第三款、第一百一十一条、第一編第七章、第一百三十三条の二第五項及び第六項、第一百三十三条の三第二項、第一百五十一条第三項、第一百六十条第二項、第一百八十五条第三項、第二百五条第二項、第二百五条第二項、第二百二十七条第二項並びに第二百三十二条の二の規定を除く。）を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第十二条第一項本文	前条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁判所の掲示場への掲示を始めた
第十二条第一項ただし書	前条の規定による措置を開始した	当該掲示を始めた
第十三条	書類又は電磁的記録	書類
	記載又は記録	記載
	第一百一十一条の規定による措置を開始した	裁判所書記官が送達すべき書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付すべき旨の裁

		判所の掲示場への掲示を始めた
第百三十三条の三第一項	記載され、又は記録された書面又は電磁的記録	記載された書面
	当該書面又は電磁的記録	当該書面
	又は電磁的記録その他これに類する書面又は電磁的記録	その他これに類する書面
第百五十一条第二項及び第二百三十一条の二第二項	方法又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する方法	方法
第百六十条第一項	最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするためにこの法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録をいう。以下同じ。）	調書
第百六十条第三項	前項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容に	調書の記載について
第百六十条第四項	第二項の規定によりファイルに記録された電子調書	調書
	当該電子調書	当該調書
第百六十条の二第一項	前条第二項の規定によりファイルに記録された電子調書の内容	調書の記載
第百六十条の二第二項	その旨をファイルに記録して	調書を作成して
第二百五条第三項	事項又は前項の規定によりファイルに記録された事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	事項
第二百十五条第四項	事項又は第二項の規定によりファイルに記録さ	事項

	れた事項若しくは同項の記録媒体に記録された事項	
第二百三十一条の三第二項	若しくは送付し、又は最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用する	又は送付する
第二百六十一条第四項	電子調書	調書
	記録しなければ	記載しなければ

(最高裁判所規則)

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

## 第五章 雑則

(職務関係者による配慮等)

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う女性相談支援センターの運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
  - 二 第三条第三項第三号の規定に基づき女性相談支援センターが行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
  - 三 第四条の規定に基づき都道府県が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用
  - 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用
- 2 市町村は、第四条の規定に基づき市町村が置く女性相談支援員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。  
（国の負担及び補助）
- 第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。
- 2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。
- 一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの
  - 二 市町村が前条第二項の規定により支弁した費用

## 第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定（同条を除く。）中「配偶者からの暴力」とあるのは、「特定関係者からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手（以下「特定関係者」という。）
	被害者	被害者（特定関係者からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	特定関係者又は特定関係者であった者
第十条第一項から第四項まで、第十条の二、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで並びに第二項第一号及び第二号並びに第十八条第一項	配偶者	特定関係者
第十条第一項、第十条の二並びに第十二条第一項第一号及び第二項第一号	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

## 第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項まで及び第十条の二の規定によるものを含む。第三十一条において同じ。）に違反した者は、二年以下の拘禁刑又は二百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第三条第五項又は第五条の三の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第十二条第一項若しくは第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項若しくは第二項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

## 附 則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第

六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成16年6月2日法律第64号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第十条第一項第二号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第三条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則（平成19年7月11日法律第113号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して6月

を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則（平成25年7月3日法律第72号）

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

附 則（平成26年4月23日法律第28号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成26年10月1日

附 則（令和元年6月26日法律第46号）

（施行期日）

第一条 この法律は、令和2年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

（その他の経過措置の政令への委任）

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（検討等）

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後3年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (5) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成二十七年法律第六十四号

### 第一章 総則

#### (目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

#### (基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮し、併せて、女性の健康上の特性に留意して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行わ

れなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

### 第二章 基本方針等

#### (基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項
  - イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
  - ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
  - ハ 職場において行われる就業環境を害する言動に起因する問題の解決を促進するために必要な措置に関する事項
  - ニ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第三章 事業主行動計画等

#### 第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。
  - 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
  - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

#### 第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 計画期間
- 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
- 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。
- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生

労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

- 一 第九条に規定する基準に適合しなくなったとき。
- 二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第百十三号)第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福

祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

- 一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- 二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- 三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- 四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- 五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和二十二年法律第百四十一号)第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又

は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

- 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
- 4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
- 5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四第一項及び第二項、第五条の五、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
- 6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の二の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の二中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」と、「同項に」とあるのは「次項に」とする。

- 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

（一般事業主に対する国の援助）

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

### 第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
  - 一 計画期間
  - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
  - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、

勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

#### 第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主

(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。

- 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めると

ころにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

#### 第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。)の役員又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項において「認定一般事業主等」という。)の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二条第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二条第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

一 一般事業主の団体又はその連合団体

二 学識経験者

三 その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議

会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

## 第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

## 第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らし

た者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者
- 二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

## 附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章(第七条を除く。)、第五章(第二十八条を除く。)及び第六章(第三十条を除く。)の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、令和十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二條第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定(同項に

係る罰則を含む。)は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定(同条に係る罰則を含む。)は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(令元法二四・令七法六三・一部改正)

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 (平成二九年三月三十一日法律第一四号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定公布の日

二及び三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定(「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。)、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条(次号に掲げる規定を除く。)の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第三十八条第三項の改正規定(「第四条第八項」を

「第四条第九項」に改める部分に限る。)、  
附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等  
に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)第  
三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十  
二条の十一から第三十二条の十五まで、第三  
十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び  
第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の  
項の改正規定、附則第二十一条、第二十二  
条、第二十六条から第二十八条まで及び第三  
十二条の規定並びに附則第三十三条(次号に  
掲げる規定を除く。)の規定 平成三十年一  
月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律(附則第一条第四号に掲げ  
る規定にあっては、当該規定)の施行前にした  
行為に対する罰則の適用については、なお従前  
の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、こ  
の法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で  
定める。

附 則 (令和元年六月五日法律第二四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年  
を超えない範囲内において政令で定める日から  
施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、  
当該各号に定める日から施行する。

(令和元年政令第一七四号で令和二年六月一日  
から施行)

一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労  
働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関  
する法律第四条の改正規定並びに次条及び附  
則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年  
を超えない範囲内において政令で定める日  
(令和元年政令第一七四号で令和四年四月一日  
から施行)

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰  
則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律  
の施行に関して必要な経過措置は、政令で定め  
る。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過し  
た場合において、この法律による改正後の規定  
の施行の状況について検討を加え、必要がある  
と認めるときは、その結果に基づいて所要の措

置を講ずるものとする。

附 則 (令和四年三月三十一日法律第一二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和四年四月一日から施行  
する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該  
各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十  
二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二  
十八条の規定 公布の日

二 略

三 第一条中雇用保険法第十条の四第二項及び  
第五十八条第一項の改正規定、第二条の規定  
(第一号に掲げる改正規定並びに職業安定法  
の目次の改正規定(「第四十八条」を「第四  
十七条の三」に改める部分に限る。)、同法  
第五条の二第一項の改正規定及び同法第四章  
中第四十八条の前に一条を加える改正規定を  
除く。)並びに第三条の規定(職業能力開発促  
進法第十条の三第一号の改正規定、同条に一  
項を加える改正規定、同法第十五条の二第一  
項の改正規定及び同法第十八条に一項を加え  
る改正規定を除く。)並びに次条並びに附則  
第五条、第六条及び第十条の規定、附則第十  
一条中国家公務員退職手当法第十条第十項の  
改正規定、附則第十四条中青少年の雇用の促  
進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八  
号)第四条第二項及び第十八条の改正規定  
並びに同法第三十三条の改正規定(「、第十  
一条中「公共職業安定所」とあるのは「地方  
運輸局」と、「厚生労働省令」とあるのは  
「国土交通省令」と、「職業安定法第五条の  
五第一項」とあるのは「船員職業安定法第十  
五条第一項」と)を削る部分を除く。)並び  
に附則第十五条から第二十二條まで、第二十  
四条、第二十五条及び第二十七条の規定 令  
和四年十月一日

(政令への委任)

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この  
法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定  
める。

○刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係  
法律の整理等に関する法律(令和四法律六八)抄

(罰則の適用等に関する経過措置)

第四百四十一条 刑法等の一部を改正する法律  
(令和四年法律第六十七号。以下「刑法等一部  
改正法」という。)及びこの法律(以下「刑法等  
一部改正法等」という。)の施行前にした行為  
の処罰については、次章に別段の定めがあるも

ののほか、なお従前の例による。

- 2 刑法等一部改正法等の施行後にした行為に対して、他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑(刑法施行法第十九条第一項の規定又は第八十二条の規定による改正後の沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十五条第四項の規定の適用後のものを含む。)に刑法等一部改正法第二条の規定による改正前の刑法(明治四十年法律第四十五号。以下この項において「旧刑法」という。)第十二条に規定する懲役(以下「懲役」という。)、旧刑法第十三条に規定する禁錮(以下「禁錮」という。)又は旧刑法第十六条に規定する拘留(以下「旧拘留」という。)が含まれるときは、当該刑のうち無期の懲役又は禁錮はそれぞれ無期拘禁刑と、有期の懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期(刑法施行法第二十条の規定の適用後のものを含む。)を同じくする拘留とする。

(裁判の効力とその執行に関する経過措置)

第四百四十二条 懲役、禁錮及び旧拘留の確定裁判の効力並びにその執行については、次章に別段の定めがあるもののほか、なお従前の例による。

(人の資格に関する経過措置)

第四百四十三条 懲役、禁錮又は旧拘留に処せられた者に係る人の資格に関する法令の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者と、旧拘留に処せられた者は拘留に処せられた者とみなす。

- 2 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の法律の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の法律の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の政令への委任)

第五百九条 この編に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、

政令で定める。

附 則 (令和四年六月一七日法律第六八号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行日=令和七年六月一日)

一 第五百九条の規定 公布の日

附 則 (令和七年六月一日法律第六三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条に一項を加える改正規定及び同法第三十八条第一項の改正規定(「及び第二項」を「、第二項及び第四項」に改める部分に限る。)、第三条中雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律附則第二項(見出しを含む。)の改正規定(「令和八年三月三十一日」を「令和十八年三月三十一日」に改める部分に限る。)並びに第四条中女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第二条第一項の改正規定、同法第五条第二項第三号の改正規定及び同法附則第二条第一項の改正規定並びに次条並びに附則第三条、第七条、第八条の二及び第十六条の規定 公布の日

二 第一条の規定(前号に掲げる改正規定を除く。)及び第四条の規定(同号に掲げる改正規定及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十二条の改正規定を除く。)並びに附則第六条の規定及び附則第十三条中労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)第四十七条の四の改正規定(「昭和四十一年法律第百三十二号」の下に「第二十七条の三第一項、」を加える部分に限る。) 令和八年四月一日

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第八条の二 政府は、特定受託事業者(特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律(令

和五年法律第二十五号)第二条第一項に規定する特定受託事業者をいう。以下この条において同じ。)が受けた業務委託(同法第二条第三項に規定する業務委託をいう。)に係る業務において行われる顧客、取引の相手方、施設の利用者その他の当該業務に関係を有する者の言動であって、当該特定受託事業者に係る特定受託業務従事者(同条第二項に規定する特定受託業務従事者をいう。以下この条において同じ。)が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより当該特定受託業務従事者の就業環境が害されることのないようにするための施策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

## (6) 政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

### 平成三十年法律第二十八号

(目的)

第一条 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市町村長の職（以下「公選による公職等」という。）にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること

（以下「政治分野における男女共同参画」という。）が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

(基本原則)

第二条 政治分野における男女共同参画の推進は、衆議院議員、参議院議員及び地方公共団体の議会の議員の選挙において、政党その他の政治団体の候補者の選定の自由、候補者の立候補の自由その他の政治活動の自由を確保しつつ、男女の候補者の数ができる限り均等となることを目指して行われるものとする。

2 政治分野における男女共同参画の推進は、自らの意思によって公選による公職等としての活動に参画し、又は参画しようとする者に対するこれらの者の間における交流の機会の積極的な

提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した社会における制度又は慣行が政治分野における男女共同参画の推進に対して及ぼす影響に配慮して、男女が、その性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

3 政治分野における男女共同参画の推進は、男女が、その性別にかかわらず、相互の協力と社会の支援の下に、公選による公職等としての活動と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

4 政治分野における男女共同参画の推進は、政党その他の政治団体が自主的に取り組むほか、衆議院、参議院及び地方公共団体の議会並びに内閣府、総務省その他の関係行政機関等が適切な役割分担の下でそれぞれ積極的に取り組むことにより、行われるものとする。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める政治分野における男女共同参画の推進についての基本原則（次条において単に「基本原則」という。）にのっとり、政党その他の政治団体の政治活動の自由及び選挙の公正を確保しつつ、政治分野における男女共同参画の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する。

(政党その他の政治団体の努力)

第四条 政党その他の政治団体は、基本原則にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進に関し、当該政党その他の政治団体に所属する男女のそれぞれの公職の候補者の数に係る目標の設定、当該政党その他の政治団体に所属する公職の候補者の選定方法の改善、公職の候補者となるにふさわしい能力を有する人材の育成、当該政党その他の政治団体に所属する公選による公職等にある者及び公職の候補者についての

性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止及び適切な解決その他の事項について、自主的に取り組むよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第五条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする。

(実態の調査及び情報の収集等)

第六条 国は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、その推進に当たって障壁となるような社会における制度、慣行、観念その他一切のもの(次項において「社会的障壁」という。)及び国内外における当該取組の状況について、実態の調査並びに情報の収集、整理、分析及び提供(同項及び第十一条において「実態の調査及び情報の収集等」という。)を行うものとする。

2 地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に関する取組に資するよう、当該地方公共団体における社会的障壁及び当該取組の状況について、実態の調査及び情報の収集等を行うよう努めるものとする。

(啓発活動)

第七条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進について、国民の関心と理解を深めるとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(環境整備)

第八条 国及び地方公共団体は、議会における欠席事由の拡大をはじめとする公選による公職等としての活動と妊娠、出産、育児、介護等の家庭生活との円滑かつ継続的な両立を支援するための体制の整備その他の政治分野における男女共同参画の推進に関する取組を積極的に進めることができる環境の整備を行うものとする。

(性的な言動等に起因する問題への対応)

第九条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画の推進に資するよう、公選による公職等にある者及び公職の候補者について、性的な言動、妊娠又は出産に関する言動等に起因する問題の発生の防止を図るとともに、当該問題の適切な解決を図るため、当該問題の発生の防止に資する研修の実施、当該問題に係る相談体制の整備その他の必要な施策を講ずるものとする。

(人材の育成等)

第十条 国及び地方公共団体は、政治分野における男女共同参画が推進されるよう、議会における審議を体験する機会の提供、公選による公職等としての活動に対する関心を深めこれに必要な知見を提供する講演会等の開催の推進その他の人材の育成及び活用に資する施策を講ずるものとする。

(その他の施策)

第十一条 国及び地方公共団体は、第七条から前条までに定めるもののほか、第六条の規定による実態の調査及び情報の収集等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、政治分野における男女共同参画の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

## (7) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律

### 令和四年法律第五十二号

#### 第一章 総則

##### (目的)

第一条 この法律は、女性が日常生活又は社会生活を営むに当たり女性であることにより様々な困難な問題に直面することが多いことに鑑み、困難な問題を抱える女性の福祉の増進を図るため、困難な問題を抱える女性への支援に関する必要な事項を定めることにより、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を推進し、もって人権が尊重され、及び女性が安心して、かつ、自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

##### (定義)

第二条 この法律において「困難な問題を抱える女性」とは、性的な被害、家庭の状況、地域社会との関係性その他の様々な事情により日常生活又は社会生活を円滑に営む上で困難な問題を抱える女性（そのおそれのある女性を含む。）をいう。

##### (基本理念)

第三条 困難な問題を抱える女性への支援のための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 女性の抱える問題が多様化するとともに複合化し、そのために複雑化していることを踏まえ、困難な問題を抱える女性が、それぞれの意思が尊重されながら、抱えている問題及びその背景、心身の状況等に応じた最適な支援を受けられるようにすることにより、その福祉が増進されるよう、その発見、相談、心身の健康の回復のための援助、自立して生活するための援助等の多様な支援を包括的に提供する体制を整備すること。

二 困難な問題を抱える女性への支援が、関係機関及び民間の団体の協働により、早期から

切れ目なく実施されるようにすること。

三 人権の擁護を図るとともに、男女平等の実現に資することを旨とすること。

(国及び地方公共団体の責務)

第四条 国及び地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、困難な問題を抱える女性への支援のために必要な施策を講ずる責務を有する。

(関連施策の活用)

第五条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、必要に応じて福祉、保健医療、労働、住まい及び教育に関する施策その他の関連施策の活用が図られるよう努めなければならない。

(緊密な連携)

第六条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策を講ずるに当たっては、関係地方公共団体相互間の緊密な連携が図られるとともに、この法律に基づく支援を行う機関と福祉事務所（社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）に規定する福祉に関する事務所をいう。）、児童相談所、児童福祉施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項に規定する児童福祉施設をいう。）、保健所、医療機関、職業紹介機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関をいう。）、職業訓練機関、教育機関、都道府県警察、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）、配偶者暴力相談支援センター（配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第三条第一項に規定する配偶者暴力相談支援センターをいう。）その他の関係機関との緊密な連携が図られるよう配慮しなければならない。

## 第二章 基本方針及び都道府県基本計画等

### (基本方針)

第七条 厚生労働大臣は、困難な問題を抱える女性への支援のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な事項

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生労働大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### (都道府県基本計画等)

第八条 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 困難な問題を抱える女性への支援に関する基本的な方針

二 困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施内容に関する事項

三 その他困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本

方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 厚生労働大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

## 第三章 女性相談支援センターによる支援等

### (女性相談支援センター)

第九条 都道府県は、女性相談支援センターを設置しなければならない。

2 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）は、女性相談支援センターを設置することができる。

3 女性相談支援センターは、困難な問題を抱える女性への支援に関し、主として次に掲げる業務を行うものとする。

一 困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について、困難な問題を抱える女性の立場に立って相談に応ずること又は第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

二 困難な問題を抱える女性（困難な問題を抱える女性とその家族を同伴する場合にあっては、困難な問題を抱える女性及びその同伴する家族。次号から第五号まで及び第十二条第一項において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

三 困難な問題を抱える女性の心身の健康の回復を図るため、医学的又は心理学的な援助そ

の他の必要な援助を行うこと。

四 困難な問題を抱える女性が自立して生活することを促進するため、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

五 困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、その支援の対象となる者の抱えている問題及びその背景、心身の状況等を適切に把握した上で、その者の意向を踏まえながら、最適な支援を行うものとする。

5 女性相談支援センターに、所長その他所要の職員を置く。

6 女性相談支援センターには、第三項第二号の一時保護を行う施設を設けなければならない。

7 第三項第二号の一時保護は、緊急に保護することが必要と認められる場合その他厚生労働省令で定める場合に、女性相談支援センターが、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

8 前項の規定による委託を受けた者若しくはその役員若しくは職員又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、その委託を受けた業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

9 第三項第二号の一時保護に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習に関する支援が行われるものとする。

10 女性相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

11 前各項に定めるもののほか、女性相談支援センターに関し必要な事項は、政令で定める。

(女性相談支援センターの所長による報告等)

第十条 女性相談支援センターの所長は、困難な問題を抱える女性であつて配偶者のないもの又はこれに準ずる事情にあるもの及びその者の監護すべき児童について、児童福祉法第六条の三第十八項に規定する妊産婦等生活援助事業の実施又は同法第二十三条第二項に規定する母子保護の実施が適当であると認めたときは、これらの者を当該妊産婦等生活援助事業の実施又は当該母子保護の実施に係る都道府県又は市町村の長に報告し、又は通知しなければならない。

(女性相談支援員)

第十一条 都道府県(女性相談支援センターを設置する指定都市を含む。第二十条第一項(第四号から第六号までを除く。))並びに第二十条第一項及び第二項第一号において同じ。)は、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する職員(以下「女性相談支援員」という。)を置くものとする。

2 市町村(女性相談支援センターを設置する指定都市を除く。第二十条第二項及び第二十条第二項第二号において同じ。)は、女性相談支援員を置くよう努めるものとする。

3 女性相談支援員の任用に当たっては、その職務を行うのに必要な能力及び専門的な知識経験を有する人材の登用に特に配慮しなければならない。

(女性自立支援施設)

第十二条 都道府県は、困難な問題を抱える女性を入所させて、その保護を行うとともに、その心身の健康の回復を図るための医学的又は心理学的な援助を行い、及びその自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うこと(以下「女性自立支援施設」という。)を目的とする施設(以下「女性自立支援施設」という。)を設置することができる。

る。

2 都道府県は、女性自立支援施設における自立支援を、その対象となる者の意向を踏まえながら、自ら行い、又は市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行うことができる。

3 女性自立支援施設における自立支援に当たっては、その対象となる者が監護すべき児童を同伴する場合には、当該児童の状況に応じて、当該児童への学習及び生活に関する支援が行われるものとする。

(民間の団体との協働による支援)

第十三条 都道府県は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、訪問、巡回、居場所の提供、インターネットの活用、関係機関への同行その他の厚生労働省令で定める方法により、その発見、相談その他の支援に関する業務を行うものとする。

2 市町村は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体と協働して、その自主性を尊重しつつ、困難な問題を抱える女性について、その意向に留意しながら、前項の業務を行うことができる。

(民生委員等の協力)

第十四条 民生委員法（昭和二十三年法律第九十八号）に定める民生委員、児童福祉法に定める児童委員、人権擁護委員法（昭和二十四年法律第三十九号）に定める人権擁護委員、保護司法（昭和二十五年法律第二百四号）に定める保護司及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）に定める更生保護事業を営む者は、この法律の施行に関し、女性相談支援センター及び女性相談支援員に協力するものとする。

(支援調整会議)

第十五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うため、関係機関、第九条第七項又は第

十二条第二項の規定による委託を受けた者、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体及び困難な問題を抱える女性への支援に従事する者その他の関係者（以下この条において「関係機関等」という。）により構成される会議（以下この条において「支援調整会議」という。）を組織するよう努めるものとする。

2 支援調整会議は、困難な問題を抱える女性への支援を適切かつ円滑に行うために必要な情報の交換を行うとともに、困難な問題を抱える女性への支援の内容に関する協議を行うものとする。

3 支援調整会議は、前項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるときは、関係機関等に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

4 関係機関等は、前項の規定による求めがあった場合には、これに協力するよう努めるものとする。

5 次の各号に掲げる支援調整会議を構成する関係機関等の区分に従い、当該各号に定める者は、正当な理由がなく、支援調整会議の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

一 国又は地方公共団体の機関 当該機関の職員又は職員であった者

二 法人 当該法人の役員若しくは職員又はこれらの者であった者

三 前二号に掲げる者以外の者 支援調整会議を構成する者又は当該者であった者

6 前各項に定めるもののほか、支援調整会議の組織及び運営に関し必要な事項は、支援調整会議が定める。

#### 第四章 雑則

(教育及び啓発)

第十六条 国及び地方公共団体は、この法律に基づく困難な問題を抱える女性への支援に関し国

民の関心と理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、自己がかげがえのない個人であることについての意識の涵かん養に資する教育及び啓発を含め、女性が困難な問題を抱えた場合にこの法律に基づく支援を適切に受けられるようにするための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進)

第十七条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に資するため、効果的な支援の方法、その心身の健康の回復を図るための方法等に関する調査研究の推進に努めるものとする。

(人材の確保等)

第十八条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に従事する者の適切な処遇の確保のための措置、研修の実施その他の措置を講ずることにより、困難な問題を抱える女性への支援に係る人材の確保、養成及び資質の向上を図るよう努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第十九条 国及び地方公共団体は、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市町村の支弁)

第二十条 都道府県は、次に掲げる費用(女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、第一号から第三号までに掲げる費用に限る。)を支弁しなければならない。

- 一 女性相談支援センターに要する費用(次に掲げる費用を除く。)
- 二 女性相談支援センターが行う第九条第三項第二号の一時保護(同条第七項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

三 都道府県が置く女性相談支援員に要する費用

四 都道府県が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用

五 都道府県が行う自立支援(市町村、社会福祉法人その他相当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

六 第十三条第一項の規定により都道府県が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用

2 市町村は、市町村が置く女性相談支援員に要する費用を支弁しなければならない。

3 市町村は、第十三条第二項の規定により市町村が自ら行い、又は民間の団体に委託して行う困難な問題を抱える女性への支援に要する費用を支弁しなければならない。

(都道府県等の補助)

第二十一条 都道府県は、社会福祉法人が設置する女性自立支援施設の設備に要する費用の四分の三以内を補助することができる。

2 都道府県又は市町村は、第十三条第一項又は第二項の規定に基づく業務を行うに当たって、法令及び予算の範囲内において、困難な問題を抱える女性への支援に関する活動を行う民間の団体の当該活動に要する費用(前条第一項第六号の委託及び同条第三項の委託に係る委託費の対象となる費用を除く。)の全部又は一部を補助することができる。

(国の負担及び補助)

第二十二条 国は、政令で定めるところにより、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

- 一 都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第五号に

掲げるもの（女性相談支援センターを設置する指定都市にあっては、同項第三号に掲げるものに限る。）

二 市町村が第二十条第二項の規定により支弁した費用

3 国は、予算の範囲内において、都道府県が第二十条第一項の規定により支弁した費用のうち同項第六号に掲げるもの及び市町村が同条第三項の規定により支弁した費用並びに都道府県及び市町村が前条第二項の規定により補助した金額の全部又は一部を補助することができる。

## 第五章 罰則

第二十三条 第九条第八項又は第十五条第五項の規定に違反して秘密を漏らした者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則 抄

### （施行期日）

第一条 この法律は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 次条並びに附則第三条、第五条及び第三十八条の規定 公布の日

二 附則第三十四条の規定 この法律の公布の日又は児童福祉法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十六号）の公布の日のいずれか遅い日

三 略

四 附則第三十六条の規定 この法律の公布の日又は刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の公布の日のいずれか遅い日

### （検討）

第二条 政府は、この法律の公布後三年を目途と

して、この法律に基づく支援を受ける者の権利を擁護する仕組みの構築及び当該支援の質を公正かつ適切に評価する仕組みの構築について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、前項に定める事項のほか、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（準備行為）

第三条 厚生労働大臣は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前においても、第七条第一項から第三項までの規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、厚生労働大臣は、同条第四項の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められ、公表された基本方針は、施行日において、第七条第一項から第三項までの規定により定められ、同条第四項の規定により公表された基本方針とみなす。

（婦人補導院法の廃止）

第十条 婦人補導院法は、廃止する。

（婦人補導院法の廃止に伴う経過措置）

第十一条 旧婦人補導院法第十二条の規定による手当金の支給及び旧婦人補導院法第十九条の規定による遺留金品の措置については、なお従前の例による。この場合において、これらに関する事務は、法務省令で定める法務省の職員が行うものとする。

（政令への委任）

第三十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

## (8) 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

1979年12月18日 国連総会において採択

1981年9月3日 発効

1985年6月25日 日本が批准

この条約の締約国は、  
国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、  
世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、  
人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、  
国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、  
更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、  
しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、  
女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、  
窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、

雇用のための訓練及び機会並びに他の必要とするものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、  
衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、  
アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、  
国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間で相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、  
国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、  
家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、  
社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要であることを認識し、  
女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられ

ている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、次のとおり協定した。

### 第1部

第1条 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条 締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

- (a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。
- (b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。
- (c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。
- (d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。
- (e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条 締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条 締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。
- (b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条 締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべ

ての適当な措置（立法を含む。）をとる。

## 第2部

### 第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

- (a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利
- (b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利
- (c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条 締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

## 第3部

第10条 締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教

育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

- (b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会
- (c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。
- (d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会
- (e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会
- (f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること。
- (g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会
- (h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

- (a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利
- (b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利
- (c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練

(見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。)を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬(手当を含む。)及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障(特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障)についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全(生殖機能の保護を含む。)についての権利

締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適切な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、前任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス(家族計画に関連するものを含む。)を享受する機会を確保することを目的として、保

健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適切なサービス(必要な場合には無料にする。)並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割(貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。)を考慮に入れるものとし、農村の女子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適切な措置をとる。

締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適切な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

(a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利

(b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利

(c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利

(d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)

並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利

- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件（特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件）を享受する権利

#### 第4部

第15条 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。

締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書（種類のいかなを問わない。）を無効とすることに同意する。

締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利

(c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任

(d) 子に関する事項についての親（婚姻をしているかいないかを問わない。）としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利

(f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。

(g) 夫及び妻の同一の個人的権利（姓及び職業を選択する権利を含む。）

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

#### 第5部

第17条 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の時は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後は23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮

に入れる。

委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から 1 人を指名することができる。

委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日の後 6 箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日の遅くとも 3 箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を 2 箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合において行う。この会合は、締約国の 3 分の 2 をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

委員会の委員は、4 年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち 9 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 9 人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

委員会の 5 人の追加的な委員の選挙は、35 番目の批准又は加入の後、2 から 4 までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち 2 人の委員の任期は、2 年で終了するものとし、これらの 2 人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会

の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第 18 条 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から 1 年以内

(b) その後は少なくとも 4 年ごと、更には委員会が要請するとき。

報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第 19 条 委員会は、手続規則を採択する。

委員会は、役員を 2 年の任期で選出する。

第 20 条 委員会は、第 18 条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年 2 週間を超えない期間会合する。

委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第 21 条 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。

国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第 22 条 専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、

専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

#### 第 6 部

第 23 条 この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第 24 条 締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第 25 条 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。

国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。

この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。

この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第 26 条 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。

国際連合総会は、1 の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第 27 条 この条約は、20 番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

この条約は、20 番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後 30 日目の日に効力を生ずる。

第 28 条 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。

この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認

められない。

留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第 29 条 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から 6 箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いずれの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1 の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において 1 の規定に拘束されない。

2 の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第 30 条 この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

## (9) 第4回世界女性会議 北京宣言

1995年9月

- 1 我々、第4回世界女性会議に参加した政府は、
  - 2 国際連合創設50周年に当たる1995年9月、ここ北京に集い、
  - 3 全人類のためにあらゆる場所のすべての女性の平等、開発及び平和の目標を推進することを決意し、
  - 4 あらゆる場所のすべての女性の声を受けとめ、かつ女性たち及びその役割と環境の多様性に留意し、道を切り開いた女性を讃え、世界の若者の期待に啓発され、
  - 5 女性の地位は過去十年間にいくつかの重要な点で進歩したが、その進歩は不均衡で、女性と男性の間の不平等は依然として存在し、主要な障害が残っており、すべての人々の安寧に深刻な結果をもたらしていることを認識し、
  - 6 また、この状況は、国内及び国際双方の領域に起因し、世界の人々の大多数、特に女性と子どもに生活に影響を与えている貧困の増大によって悪化していることを認識し、
  - 7 無条件で、これらの制約及び障害に取り組み、世界中の女性の地位の向上とエンパワーメント（力をつけること）を更に進めることに献身し、また、これには、現在及び次の世紀へ向かって我々が前進するため、決意、希望、協力及び連帯の精神による緊急の行動を必要とすることに合意する。
- 我々は、以下のことについての我々の誓約（コミットメント）を再確認する。
- 8 国際連合憲章に謳われている女性及び男性の平等な権利及び本来的な人間の尊厳並びにその他の目的及び原則、世界人権宣言その他の国際人権文書、殊に「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」及び「児童の権利に関する条約」並びに「女性に対する暴力の撤廃に

- 関する宣言」及び「開発の権利に関する宣言」。
- 9 あらゆる人権及び基本的自由の不可侵、不可欠かつ不可分な部分として、女性及び女兒の人権の完全な実施を保障すること。
  - 10 平等、開発及び平和の達成を目的とするこれまでの国際連合の会議及びサミット — 1985年のナイロビにおける女性に関するもの、1990年のニュー・ヨークにおける児童に関するもの、1993年のウィーンにおける人権に関するもの、1994年のカイロにおける人口と開発に関するもの、及び1995年のコペンハーゲンにおける社会開発に関するもの — でなされた合意と進展に基礎を置くこと。
  - 11 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の完全かつ効果的な実施を達成すること。
  - 12 思想、良心、宗教及び信念の自由に対する権利を含む女性のエンパワーメント及び地位向上、したがって、女性及び男性の個人的又は他の人々との共同体における、道徳的、倫理的、精神的及び知的なニーズに寄与し、それによって、彼らに、その完全な潜在能力を社会において発揮し、自らの願望に従って人生を定める可能性を保障すること。

我々は、以下のことを確信する。

- 13 女性のエンパワーメント及び意思決定の過程への参加と権力へのアクセス（参入）を含む、社会のあらゆる分野への平等を基礎にした完全な参加は、平等、開発及び平和の達成に対する基本である。
- 14 女性の権利は人権である。
- 15 男性と女性による平等な権利、機会及び資源へのアクセス、家族的責任の公平な分担及び彼らとの間の調和のとれたパートナーシップ（提携）が、彼ら及びその家族の安寧並びに民主主義の強化にとってきわめて重要である。
- 16 持続する経済発展、社会開発、環境保護及び社会正義に基づく貧困の根絶は、経済社会開発へ

の女性の関与及び平等な機会並びに人間中心の持続可能な開発の行為者及び受益者双方としての女性及び男性の完全かつ平等な参加を必要とする。

17 すべての女性の健康のあらゆる側面、殊に自らの出産数を管理する権利を明確に認め再確認することは、女性のエンパワーメントの基本である。

18 地方、国、地域及び世界の平和は達成可能であり、あらゆるレベルにおける指導性、紛争解決及び永続的な平和の促進のための主要な勢力である女性の地位向上と、固く結びついている。

19 あらゆるレベルにおいて、女性のエンパワーメント及び地位向上を促進するであろう効果的、効率的、かつ相互に補強しあうジェンダー（社会的、文化的性差）に敏感な開発政策及びプログラムを含む政策及び計画を、女性の完全な参加を得て、立案、実施、監視することが必須である。

20 市民社会のあらゆる行為者、殊に女性のグループ及びネットワークその他の非政府機関（NGO）並びに地域に基礎を置く団体が、それらの自治を十分に尊重した上で、政府との協力に参加し寄与することは、行動綱領の効果的な実施及びフォローアップにとって重要である。

21 行動綱領の実施には、政府及び国際社会のコミットメント（関与）が必要である。世界会議で行われたものを含め、行動のための国内的及び国際的なコミットメント（誓約）を行うことにより、政府及び国際社会は女性のエンパワーメント及び地位向上のための優先的な行動を取る必要性を認める。

我々は、以下のことを決意する。

22 「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」の目標を今世紀末までに達成するための努力及び行動を強化する。

23 女性及び女兒がすべての人権及び基本的自由

を完全に享受することを保障し、これらの権利及び自由の侵害に対し効果的な行動を取る。

24 女性及び女兒に対するあらゆる形態の差別を撤廃するために必要なあらゆる措置をとり、男女平等と女性の地位向上及びエンパワーメントに対するあらゆる障害を除去する。

25 男性に対し、平等に向けてのあらゆる行動に完全に参加するよう奨励する。

26 雇用を含め女性の経済的自立を促進し、経済構造の変革による貧困の構造的な原因に取り組み、開発の重要な行為者として、農村地域における者を含めあらゆる女性の生産資源、機会及び公共サービスへの平等なアクセスを保障する。

27 女兒及び女性のために基礎教育、生涯教育、識字及び訓練、並びに基礎的保健医療（プライマリー・ヘルスケア）の提供を通じて、持続する経済成長を含め、人間中心の持続可能な開発を促進する。

28 女性の地位向上のための平和を確保する積極的な手段を講じ、平和運動において女性が果たしてきた主要な役割を認識しつつ、厳正かつ効果的な国際的管理の下に、全面的かつ完全な軍備縮小に向けて積極的に働き、あらゆる側面から核軍縮及び核兵器の拡散防止に寄与する普遍的かつ多国間で効果的に実証し得る包括的核実験禁止条約の締結に関する交渉を遅滞無く支援する。

29 女性及び少女に対するあらゆる形態の暴力を阻止し、撤廃する。

30 女性及び男性の教育及び保健への平等なアクセス及び平等な取扱いを保障し、教育を始め女性のリプロダクティブ・ヘルスを促進する。

31 女性及び少女のあらゆる人権を促進し、保護する。

32 人種、年齢、言語、民族、文化、宗教、障害のような要因の故に、あるいは先住民であるために、エンパワーメント及び地位向上に対する多様な障害に直面しているすべての女性及び少女

のあらゆる人権及び基本的自由の平等な享受を保障するための努力を強化する。

33 殊に女性及び少女を保護するため、人道法を含む国際法の尊重を保障する。

34 あらゆる年齢の少女及び女性の潜在能力を最大限に開発し、すべての人々のためより良い世界を構築するため彼らが完全かつ平等に参加することを保障し、開発の過程における彼らの役割を促進する。

我々は、以下のことを決意する。

35 女性及び少女の地位向上及びエンパワーメントを促進する手段として、なかでも国際協力を通じて、土地、信用保証、科学技術、職業訓練、情報、通信及び市場を含む経済的資源への平等なアクセスの恩恵を享受する能力を高めることを含め、女性の経済的資源への平等なアクセスを確保する。

36 政府、国際機関及びあらゆるレベルの団体の強力なコミットメント（関与）を必要とするであろう行動綱領の成功を確保する。我々は、経済開発、社会開発及び環境保護は、相互に依存し、持続可能な開発の相互に強め合う構成要素であり、それは、あらゆる人々のためにより良い生活の質を達成するための我々の努力の枠組みであることを深く確信する。環境資源を持続的に活用するために、貧しい人々、殊に貧困の中に暮らす女性の能力を高めることを認める公平な社会開発は、持続可能な開発に対する必要な基盤である。我々は、また、持続可能な開発に関連する基盤の広い、持続する経済成長は、社会開発と社会正義を維持するために必要であることを認識する。行動綱領の成功には、また、国内及び国際レベルでの資源並びに女性の地位向上のための多国間、二国間及び民間の財源を含む入手可能なあらゆる資金提供の仕組みからの開発途上国に対する新規かつ追加的資源の十分な動員、国内、小地域、地域及び国際機関の能力を強

化するための財政的資源、平等な権利、平等な責任及び平等な機会への、また、あらゆる国内、地域及び国際機関及び政策決定過程における女性及び男性の平等な参加へのコミットメント（関与）、世界の女性に対する責任のために、あらゆるレベルにおける仕組みの創設又は強化を必要とするであろう。

37 また、移行期経済の諸国における行動綱領の成功を確保し、そのために引き続き国際協力及び援助を必要とするであろう。

38 我々は、ここに、以下の行動綱領を採択し、政府としてこれを実施することに責任を負うとともに、我々のあらゆる政策及び計画にジェンダーの視点が反映されるよう保障する。我々は、国際連合システム、地域及び国際金融機関、その他関連の地域及び国際機関並びにあらゆる女性及び男性のみならず非政府機関に対し、また、市民社会のあらゆる部門に対し、それらの自主性を十分尊重した上で、政府と協力して行動綱領の実施に対し、十分に責任を負い、この行動綱領の実施に寄与することを強く要請する。

## (10) 神奈川県男女共同参画推進条例 平成14年3月29日条例第8号

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画の推進に関する施策の実施について必要な事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画 男女が、互いにその人権を尊重し、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。

(2) 事業者 事業を営む法人その他の団体又は個人をいう。

(3) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(4) セクシュアル・ハラスメント 相手が望まない性的な言動により相手方の職場、家庭、学校、地域その他の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応によりその者に不利益を与えることをいう。

(男女共同参画を推進するための理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んぜられ性別によるいかなる権利侵害も受けないこと、あらゆる場において男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

2 男女共同参画の推進は、男女が社会のあらゆる分野における意思の形成及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

3 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活と職業生活その他の社会生活等との調和を図ることができるようにすることを旨として、行われなければならない。

4 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自

由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に規定する理念(以下「条例の理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策について、市町村、事業者及び県民と協力して実施するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、条例の理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進を図るものとする。

2 事業者は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第6条 県民は、条例の理念にのっとり、あらゆる分野において男女が共に責任を担い、及び互いに協力するとともに、男女共同参画の推進を阻害する行為を行わないよう努めなければならない。

2 県民は、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(性別による権利侵害行為の禁止)

第7条 何人も、職場、家庭、学校、地域その他の社会のあらゆる場において、異性に対する暴力的行為(身体的又は精神的な苦痛を与える行為をいう。)その他の性別による権利侵害行為を行ってはならない。

(セクシュアル・ハラスメントの禁止等)

第8条 何人も、セクシュアル・ハラスメントを行ってはならない。

2 事業者は、事業活動を行うに当たり、その使用する者が当該事業の執行に際し、第三者(取引先の従業員、施設利用者、生徒等を含む。)に対しセクシュアル・ハラスメントを行わないよう必要な配慮に努めなければならない。

(情報を読み解く能力の向上)

第9条 県は、県民が、男女共同参画の推進を阻害するおそれがある表現に関し、提供される情報を主体的に解釈し、及び評価するための能力の向上を図ろうとする取組に必要な施策を講じるものとする。

(男女共同参画の推進に関する届出等)

第10条 常時使用する従業員の数が規則で定め

る数の規模の事業所を県内に有する事業者は、毎年、当該事業所における男女共同参画の推進に関し、次に掲げる事項を知事に届け出なければならない。ただし、規則で定める事業所については、この限りでない。

- (1) 事業者の名称及び代表者並びに所在地
- (2) 事業所の名称及び所在地並びに主たる業種
- (3) 常時使用する従業員の数及びその職務区分別の数並びにそれらの男女別の数
- (4) 専ら事業所全般又は事業所に設けられた組織の経営及び管理の業務に従事する者の数並びにその男女別の数
- (5) 従業員の資質及び能力の向上を図るための教育訓練の実施状況
- (6) 業務の遂行と家庭生活における活動との両立を支援するための措置の状況
- (7) セクシュアル・ハラスメントを防止するための措置の状況
- (8) その他規則で定める事項

2 知事は、前項の規定による届出をしていない事業者に対し、届出を行うべきことを勧告することができる。

(報告の徴収)

第11条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、前条第1項の規定により届出があった事業者から必要な報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第12条 知事は、第10条第1項の規定により事業者から届出があった事業所のうち、相当の理由がないにもかかわらず、男女共同参画の推進の状況が著しく不良であると認められ、かつ、相当の期間を経過しても改善が認められないものがあるときは、当該事業所を有する事業者に対し、改善に関する指導又は勧告をすることができる。

(情報の提供)

第13条 県は、男女共同参画の推進に関する施策及び男女共同参画の推進の状況についての情報を県民及び事業者に積極的に提供するものとする。

(施策又は事業についての提案等の申出)

第14条 県内に住所を有する者、県内に事業所を有する事業者その他規則で定める者で、県が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は事業についての提案、意見、要望、苦情等のあるものは、知事にその旨を申し出ることができる。

2 知事は、前項の規定により申出があった提案、意見、要望、苦情等の処理を行うに当たり特に必要があると認めるときは、神奈川県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くものとする。

(審議会への諮問)

第15条 知事は、男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第14条第1項の規定による男女共同参画計画を策定し、又は改定しようとするときその他男女共同参画の推進に関する重要事項に関し決定を行おうとするときは、審議会の意見を聴くものとする。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成14年4月1日から施行する。ただし、第10条から第12条までの規定は、同年10月1日から施行する。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

2 附属機関の設置に関する条例(昭和28年神奈川県条例第5号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

(検討)

3 知事は、平成21年4月1日から起算して5年を経過するごとに、この条例の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則(平成20年7月22日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年8月3日条例第48号抄)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月30日条例第25号)

この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第10条第1項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

(平成 26 年 9 月 5 日規則第 30 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、秦野市附属機関の設置等に関する条例（昭和 33 年秦野市条例第 6 号）第 2 条の規定により設置される秦野市男女共同参画計画策定委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定める。

(委員)

第 2 条 委員会は、8 名の委員により組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) はだの市民が創る男女共同社会推進会議の構成員
- (3) 公募の市民
- (4) 市内の事業者
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長及び副会長それぞれ 1 名を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 会議において議決を要するときは、出席委員の過半数により決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員会は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開)

第6条 会議は、公開とする。ただし、会議の秩序維持のためその他会議の運営上必要と認めるときは、委員会の議決によりこれを非公開とすることができる。

(議事録の作成)

第7条 会議の議事は、その経過に係る要点を記録しておかなければならない。  
2 議事録には、会長及び会長が指名した委員1名が署名するものとする。

(秘密の保持)

第8条 委員は、職務上知り得た情報を他人に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、男女共同参画主管課において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

秦野市男女共同参画計画策定委員会委員名簿

職名	氏名	所属等
会長	松原 沙織	獨協大学経済学部教授
副会長	山谷 洋子	はだの市民が創る男女共同参画推進会議
委員	白鳥 光子	はだの市民が創る男女共同参画推進会議
委員	清水 勝國	はだの市民が創る男女共同参画推進会議
委員	林 節子	公 募
委員	串田 浩	秦野商工会議所
委員	小島 敏雄	秦野市農業協同組合
委員	藤井 亮輔	西湘地域連合

(平成 31 年 4 月 1 日施行)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて、施策の総合的な推進を図るため、秦野市男女共同参画推進会議の設置及びその組織及び運営について必要な事項を定める。

(設置)

第 2 条 前条に規定する目的を達成するため、秦野市男女共同参画推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 3 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画に関する施策の総合調整に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の調査、研究及び立案に関すること。
- (3) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (4) その他推進会議が必要と認めること。

(組織)

第 4 条 推進会議は、くらし安心部を担任する副市長、市長部局の部長、教育委員会事務局の部長、上下水道局長並びに消防長により構成する。

第 5 条 推進会議に会長を置く。

- 2 会長は、副市長とする。
- 3 会長は、推進会議を主宰し、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 会長は、必要と認めるときは、関係者の推進会議への出席を求めることができる。

(幹事会)

第 7 条 推進会議に幹事会を置く。

- 2 幹事会は、男女共同参画主管部長及び各部等から推進会議が指名する 16 名以内の職員(秦野市職員の職の設置に関する規則(昭和 40 年秦野市規則第 25 号)第 3 条第 1 項の表に掲げる職にある者(部長及び福祉事務所長を除く。))

に限る。)により構成する。

- 3 幹事会は、男女共同参画主管部長が主宰し、必要に応じて招集する。
- 4 男女共同参画主管部長は、必要と認めるときは、関係者の幹事会の会議への出席を求めることができる。
- 5 幹事会は、推進会議から付議された事項について調査及び予備的な審議を行う。

(検討会議)

第7条の2 推進会議で所掌する事項のうち、具体的事務的な事項を研究及び協議させるため、推進会議の指名する職員で構成する検討会議を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、男女共同参画主管課が行う。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営について必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

(秦野市女性に関する行政推進会議設置要綱の廃止)

- 2 秦野市女性に関する行政推進会議設置要綱(平成2年5月25日施行)は、廃止する。

附 則(平成31年4月1日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

## 用語解説（索引）

### 【ア行】

#### アンコンシャス・バイアス — P 3, 7, 8, 47, 69, 78

誰もが潜在的に持っている思い込み。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに、既成概念、固定観念となっていく。自分の可能性を無意識のうちに狭めて活躍の機会を失ったり、相手を知らぬ間に傷つけたりしないよう、思い込みに気づこうとすることが大切です。

（P3「コラム2 アンコンシャス・バイアス」参照）

#### SDGs — P 8, 37, 38, 69

P39「コラム4 SDGs（エス・ディー・ジーズ）」参照

#### エンパワーメント — P 39, 47, 50

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場など、社会のあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的に力をつけること、また、そうした力を持つことにより、社会の対等な構成員として、意思決定過程に参画していくことをいう。誰もが個性と能力を発揮して、自己肯定感を持ち、生きる喜びを感じることができるとする社会に向かう上で、一人ひとりのエンパワーメントが重要である。

### 【カ行】

#### かながわ女性元年 — P 18

神奈川の女性行政の3本柱である「かながわ女性センター」「かながわ女性プラン」「かながわ女性会議」がそろい、それぞれの活動がスタートした昭和57年（1982年）のこと。

#### グループホーム（認知症対応型共同生活介護） — P 54

認知症の高齢者や障害をもつ人等が、専門スタッフの支援を受けながら共同生活を送る施設。少人数で家庭的な環境で生活することで、認知症の進行を緩和したり、自立を促したりすることを目的としている。

#### こども家庭センター — P 51, 67

市町村が実施主体となり、保健師、ソーシャルワーカー等を配置し、妊娠・出産・子育て等に関する各種の相談に応じ、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行い、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う拠点。

#### 固定的な性別役割分担意識 — P 2, 3, 6, 7, 8, 9, 18, 29, 30, 42, 45, 47, 49, 50, 55, 66, 69, 71, 74, 75, 78, 80

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男性は仕事、女性は家庭」のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のこと。

（P3「コラム1 性別役割分担意識」参照）

## 困難な問題を抱える女性への支援 — P 13, 14, 37, 62

## 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 — P 13, 14, 15, 19, 20, 37, 38

女性が日常生活や社会生活で直面する困難な問題に対応し、人権が尊重され、安心して自立した生活を送れる社会の実現に寄与することを目的に策定された法律。令和6年に施行。P 13~15 参照。

### 【サ行】

## ジェンダー — P 2, 9, 38, 69

P 2 脚注参照

## ジェンダー主流化 — P 6, 74, 76

あらゆる分野でのジェンダー平等を達成するため、全ての政策、施策及び事業について、ジェンダーの視点を取り込むこと。

## ジェンダー平等 — P 2, 5, 8, 18, 19, 21, 37, 38, 39, 51, 69, 74, 76, 77

P 2 脚注参照

## ジェンダーアイデンティティ（性自認） — P 16, 17, 40, 45, 62, 65, 78, 79

自分の性をどのように認識しているかということ。男性、女性、どちらでもない、定まっていない、変動するなど、様々な性自認がある。（P 65 「コラム 8 誰もが『多様な性』の一員」参照）

## ジェンダー統計 — P 71, 75, 76

男女間の意識による偏り、格差及び差別の現状並びにその要因や現状が生み出す影響を客観的に把握するための統計のこと。

## 情報リテラシー — P 70

情報を主体的に利用する能力のこと。また、それを育成するための教育のこと。情報の利用には、情報の探索、評価、利用、発信といった一連のプロセスが含まれる。

## 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） — P 1, 8, 11, 12, 28, 37, 38, 79

自らの意思によって仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して策定された法律。平成27年に公布・施行。P 11~12 参照。

## 審議会 — P 24, 43, 47, 48

本市の附属機関。附属機関とは、市長その他執行機関の長の求めに応じてその必要な調査、審議、審査、調停等を行うため、地方自治法に基づき法律又は条例により設置する機関。

## 性的指向 — P 16, 17, 40, 45, 62, 65, 78, 79

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すもの。恋愛・性愛の対象が異性に向かう、同性に向かう、男女両方に向かう、どちらにも向かわないなどがある。(P65「コラム8 誰もが『多様な性』の一員」参照)

## 性に関する自己決定権 — P70 ⇒「リプロダクティブ・ヘルス/ライツ」(P170)

## 積極的改善措置(ポジティブ・アクション) — P6, 9, 11, 47

社会的・構造的な差別によって不利益を被っている者に対して、一定の範囲で特別の機会を提供することなどにより、実質的な機会均等を実現することを目的として講じる暫定的な措置のこと。アフーマティブ・アクションとも呼ぶ。女子差別撤廃条約第4条は、「締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない」とした上で、「これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない」ことを定めている。

男女共同参画社会基本法第2条における「積極的改善措置」について、同法逐条解説(内閣府男女共同参画局ホームページ)に、次のとおり解説されている。

積極的改善措置は男女共同参画社会の形成のための重要な概念であり、いわゆるポジティブ・アクションのことである。社会的・経済的な格差が現実に存在するところでは、法律上抽象的に認められた「機会の平等」は形式的なものにすぎず、この機会の利用は現実には困難なことも多々ある。個々の活動の場において少数の性の側が置かれた状況を考慮して、それらの者に現実に機会を利用しうるような実質的な「機会の平等」が求められる。この実質的な機会の平等を担保するための措置が、積極的改善措置である。(中略)

基本法において定義された積極的改善措置は、女性だけでなく、男性も対象としており、本定義規定により、後述する国、地方公共団体の「男女共同参画社会の形成の促進に関する施策」に必ず含まれることになる。

現状では、女性の活動の場が少ないことから女性を対象とした積極的改善措置が多く、例えば、国、地方公共団体の審議会委員における女性委員の参画の促進が行われている。これは、一定の目標とその達成のための期限を設定して女性と男性の置かれた現状を把握しつつ、女性の参画を関係機関が自主的に促進する取組(ゴール・アンド・タイムテーブル方式※)というポジティブ・アクションの手法である。

※ 指導的地位に就く女性等の数値に関して、達成すべき目標と達成までの期間の目安を示してその実現に努力する手法

## 【タ行】

## ダイバーシティ経営 — P8, 80

多様な人材を活かし、その能力が最大限発揮できる機会を提供することで、イノベーションを生み出し、価値創造につなげている経営。「多様な人材」とは、性別、年齢、人種や国籍、障がいの有無、性的指向、宗教・信条、価値観などの多様性だけでなく、キャリアや経験、働き方などの多様性も含む。「能力」には、多様な人材それぞれの持つ潜在的な能力や特性なども含む。「イノベーションを生み出し、価値創造につな

げている経営」とは、組織内の個々の人材がその特性を活かし、生き生きと働くことのできる環境を整えることによって、自由な発想が生まれ、生産性を向上し、自社の競争力強化につながる、といった一連の流れを生み出しうる経営のこと。(経済産業省ホームページより)

### **多様な性のあり方 — P 17, 35, 36, 62, 63, 65**

性的指向、性自認(ジェンダーアイデンティティ)、生物学的性別に基づく、性のあり方(セクシュアリティ)は、一人ひとり異なること。(P65「コラム8 誰もが『多様な性』の一員」参照)

### **男女共同参画社会 — P 1, 2, 4, 5, 6, 8, 18, 19, 31, 37, 39, 40, 41, 42, 43, 44, 45, 46, 47, 51, 55, 58, 59, 61, 66, 69, 71, 73, 74, 78**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

### **男女共同参画社会基本法 — P 2(脚注), 4, 5, 11, 12, 37, 38, 40, 46**

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年に公布・施行された法律。P 4～5参照。

### **男女雇用機会均等法 — P 49, 56, 79**

正式名称は、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律。昭和60年に公布、昭和61年施行。性別を理由とする募集・採用、配置・昇進等における差別的取扱い、婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止を定めている。

### **地域高齢者支援センター — P 54**

平成18年4月1日から地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を、包括的に支援することを目的として設置された地域包括支援センターで、高齢者が住み慣れた家や地域で自分らしい生活を送るため、福祉や健康、介護に関する専門の職員が相談を受ける総合的な窓口となる機関。現在は7箇所体制。

### **DV(ドメスティック・バイオレンス) — P 10, 15, 19, 20, 32, 60, 61, 63**

P 61「コラム6 ドメスティック・バイオレンス(DV)」参照

## **【ナ行】**

### **認定こども園 — P 32, 52, 53**

教育と保育を一体的に行う施設で、0歳から就学前の子どもが対象。

保育は保護者の就労時間等に応じた認定が必要。

## 【ハ行】

### パートナーシップ宣誓制度 — P 35, 39, 62, 63

秦野市パートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとして尊重し、相互に責任を持って協力し合い、継続的な共同生活を行うことを約束したパートナーシップの関係にあることを宣誓した2人に対し、市が、パートナーシップ宣誓書受領証を交付する制度。パートナーとの関係性を理解されにくい悩みを抱えている性的少数者を含むカップルや婚姻届を出していない事実婚である方が、ご自分らしく生きることを応援するとともに、「多様な性のあり方」に関する理解の促進を図るもの。令和5年7月1日開始。

### 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)— P 1, 9-11, 19

配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的とする法律。平成13年公布・施行。この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。P 9~11 参照。

### 秦野市犯罪被害者等支援条例 — P 36, 60

犯罪被害に遭われた方やその家族が、地域で安心して日常生活を取り戻すことができるよう、また市民が安心して暮らすことができるよう制定した。令和4年4月1日施行。条例に基づき、犯罪被害者等に対する支援金の支給、日常生活支援、法律相談、カウンセリングを行うほか、市民に対する周知・啓発を実施するなど、犯罪被害者等を地域社会全体で支える取組に努める。

### 保育コンシェルジュ — P 32

就学前のお子様の預け先に関する相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園型預かり保育、ファミリーサポートセンターなどの保育サービスについて情報提供する相談員。

## 【ラ行】

### リプロダクティブ・ヘルス／ライツ (セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス／ライツ) (Sexual and Reproductive Health and Rights 性と生殖に関する健康と権利 (SRHR)) ←性に関する自己決定権 (P 70)

リプロダクティブ・ヘルス (性と生殖に関する健康) とは、人間の生殖システム、その機能と活動過程の全ての側面において、疾病がないだけでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態 (ウェルビーイング) にあること。また、リプロダクティブ・ライツ (性と生殖に関する権利) は、全てのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産時期を、責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができるという基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利であり、個人としての尊厳の尊重に関わる権利。

平成6年 (1994年) の国際人口開発会議 (カイロ) の「行動計画」及び翌年の第4回世界女性会議 (北京会議) の「北京宣言 (P 154 に全文) 及び行動綱領」により、本格的な取組が開始された。

## 【ワ行】

ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和) — P 2, 5, 9, 16, 17, 18, 19, 30, 36, 41, 43, 45, 47, 49, 55, 56, 57, 71, 74, 75, 76, 77, 78, 79

仕事と生活の調和が実現した社会とは、一人ひとりが人生の各段階に応じて、職場、家庭、地域等での責任を果たしながら、多様な働き方、豊かな生き方を選択できる社会。

ワーク・ライフ・バランスは、全ての人に個性と能力を発揮する実質的な機会が確保される男女共同参画社会を実現するための基盤である。また、働く場面で活躍したいという希望を持つ全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するための基盤である。

平成 19 年 12 月、仕事と生活の調和推進官民トップ会議は、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章を策定した（平成 22 年 6 月 29 日新合意により改定）（P112 に全文）。

本市では、本プランに基づき、長時間労働を前提としない、多様な働き方・生き方が選択できる環境の整備や、個人や事業者の意識改革のため、市民団体等との協働による啓発や市民意識の調査を推進する。

（P57「コラム5 ワーク・ライフ・バランスで『仕事も 家庭も 自分も』」参照）

## 第5期はだの男女共同参画プラン

令和8年(2026年)3月発行

秦野市 暮らし安心部 市民相談人権課

---

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111 (代表)

<https://www.city.hadano.kanagawa.jp>



秦野市  
HADANO CITY